

平成19年版
あげお環境白書



上尾市

平成 1 9 年 版

(平成 1 7 年、1 8 年度報告)

あ げ お 環 境 白 書

上 尾 市

はじめに



18世紀の産業革命以降、産業活動の拡大に伴って温室効果ガスの排出量が飛躍的に増加しました。その多くが石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料により発生するものです。その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地表面付近の気温が徐々に上昇する地球温暖化現象を起こしていると報告されております。1992年6月の地球サミットにおいて、環境に対する国の権利と責任、持続可能な開発、予防的方策、汚染者負担の原則等を確認したりオ宣言、1995年第1回締約国会議（COP1）では、温室効果ガス削減目標を定める必要がある旨合意し、1997年2月に我が国で京都議定書が採択されました。そこでストップ温暖化を目標に、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減、ライフスタイル、ワークスタイルを変革する国民運動であるチーム・マイナス6%が同年4月より始まりました。もはや環境問題は、地球規模に広がり、人類に対し深刻な問題となっております。

また、近年の環境問題では、フロンガス排出によるオゾン層破壊、工業排水や生活排水などによる土壌汚染、水質汚染、海洋汚染などが騒がれております。

このような状況から、本市では、望ましい環境像として、人と地球にやさしいサイクルタウンあげおを目標に大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動やライフスタイルの変化に対応し、環境への負荷の少ない社会を目指して参りました。

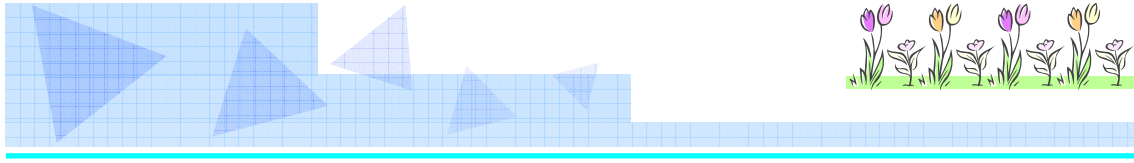
「環境の世紀」ともいわれる21世紀において、私たちは、目先の利益を追うだけでなく、将来の地球のために何をすべきかを考え、ためらわず取り組んで行く責任があります。

上尾市環境基本条例の中に、「私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している」とあります。今後とも市民の皆様や事業者、関係機関とも連携し、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の構築を目指してまいります。

本書は、平成17年度、18年度において、本市における環境保全に関する取り組みをまとめたものです。市民の皆様幅広く活用され、環境問題に対してより一層理解を深められ、積極的なご意見、ご提言を賜れば幸いです。

平成19年12月

上尾市長 新井 弘治



第1章	上尾市の現状	- 4 -
第1節	上尾市の概要	- 4 -
1	位置及び面積	- 4 -
2	気 候	- 5 -
3	人 口	- 7 -
4	土地利用	- 8 -
第2章	我国の環境問題	- 9 -
第1節	地球環境問題	- 9 -
1	環境問題の移り変わり	- 9 -
2	地球環境問題及び総合的取組	- 9 -
第2節	人と地球にやさしいサイクルタウン・あげおを目指して	- 12 -
1	自転車に乗るのが楽しいまちに	- 12 -
2	資源・エネルギーが循環する環境保全型社会の構築に向けて	- 12 -
3	自然との共生に向けて	- 12 -
4	計画推進のためのしくみづくり	- 12 -
第3章	上尾市の環境	- 14 -
第1節	上尾市の概要	- 14 -
1	大気環境の概要	- 14 -
2	大気汚染防止法等の概要	- 16 -
3	水環境の概要	- 19 -
4	騒音・振動	- 21 -
5	悪 臭	- 25 -
6	公害苦情の概要	- 28 -
7	一般廃棄物対策の概要	- 30 -
8	産業廃棄物対策の概要	- 32 -
第2節	総合的な環境保全の取組	- 34 -
1	上尾市環境基本計画の策定	- 34 -
2	上尾市地球温暖化防止実行計画	- 37 -
3	グリーン購入	- 41 -
第3節	大気汚染の現況と対策	- 46 -
1	大気汚染の防止	- 46 -
第4節	水環境の現況と対策	- 61 -
1	水質汚濁の防止	- 61 -
第5節	騒音・振動の現況と対策	- 99 -
1	騒音・振動の防止	- 99 -



第6節	地盤沈下	- 109 -
1	地盤沈下の現況.....	- 109 -
2	揚水対策	- 112 -
第7節	悪臭の現況と対策	- 114 -
1	悪臭の防止.....	- 114 -
第8節	科学物質による環境汚染の現況と対策	- 116 -
1	ダイオキシン類汚染の防止.....	- 116 -
第9節	環境に関する苦情の現況と対策.....	- 121 -
1	環境に関する苦情	- 121 -



總
論

論



2 気 候

夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続き、降水量も比較的少なく、全体として、穏やかで住みやすい気候です。平成 17 年の上尾市の気候は、平均気温が 15.0℃、年間降水量が 1,310.5mm でした。

また、月別平均気温が最も高かったのは、8月で 27.8℃、最も低かったのは、12月で 3.7℃、月降水量が最も多かったのは7月で 319.5mm、最も少なかったのは12月で 2.0mm でした。

表 1 - 1

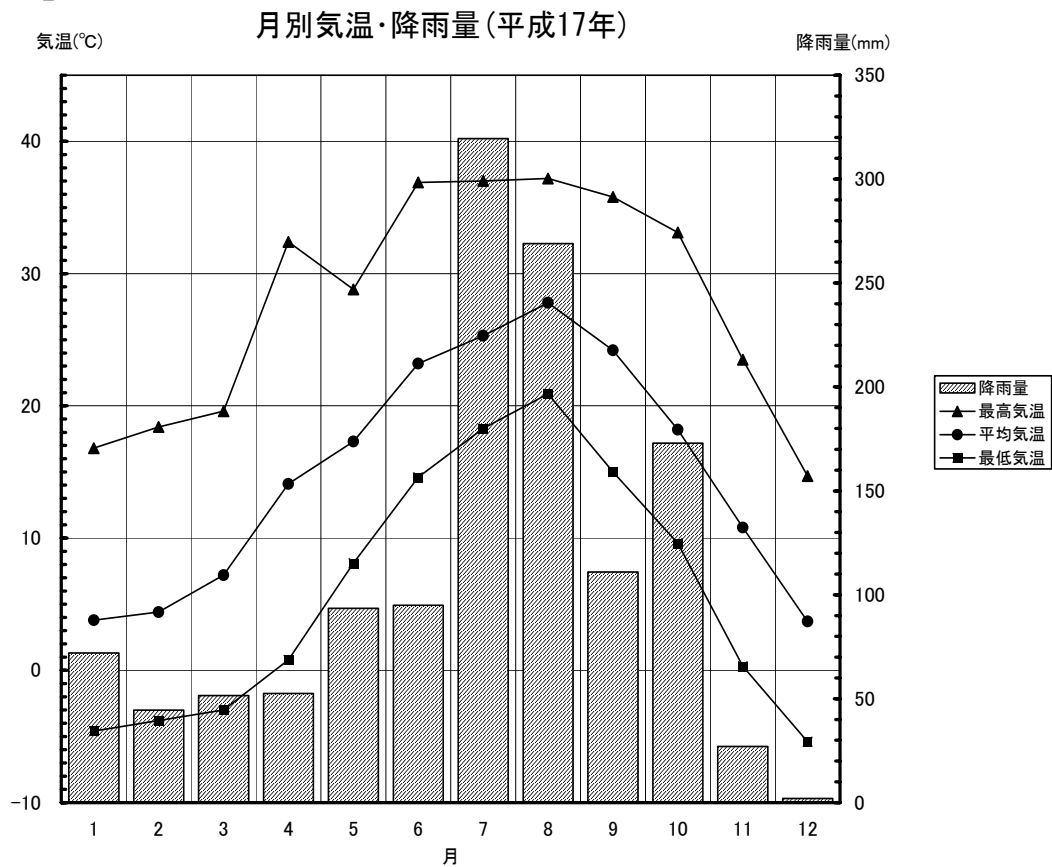
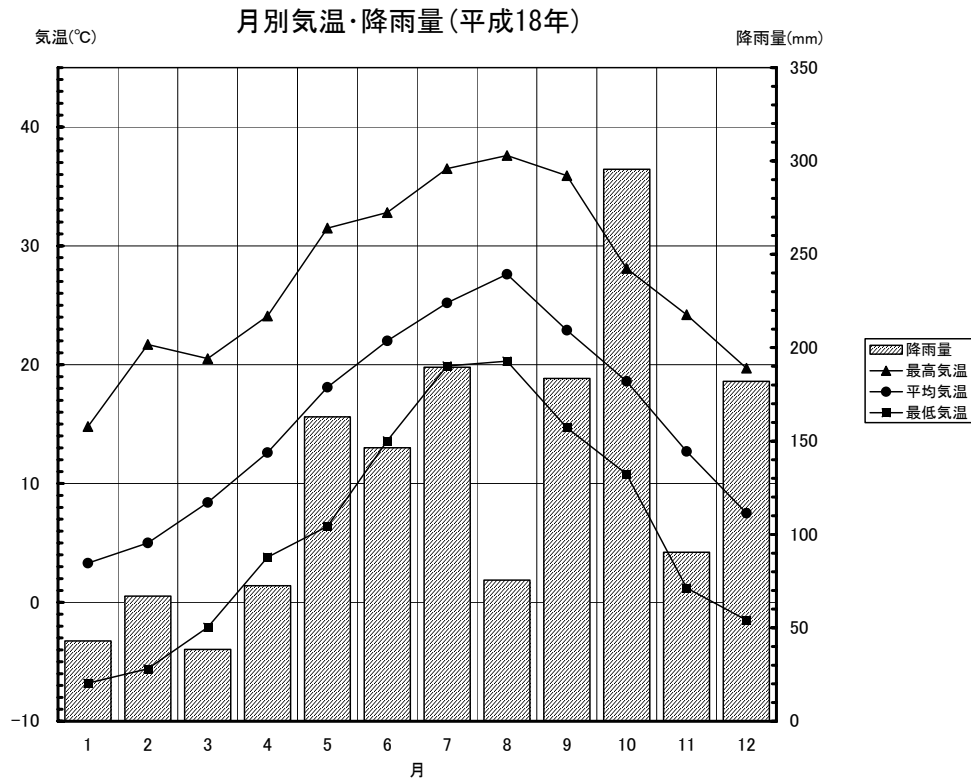




表1-2



平成18年の上尾市の気候は、平均気温が15.3℃、年間降水量が1,547.0mmでした。
また、月別平均気温が最も高かったのは、8月で27.6℃、最も低かったのは、1月で3.3℃、月降水量が最も多かったのは10月で295.5mm、最も少なかったのは3月で38.5mmでした。



3 人 口

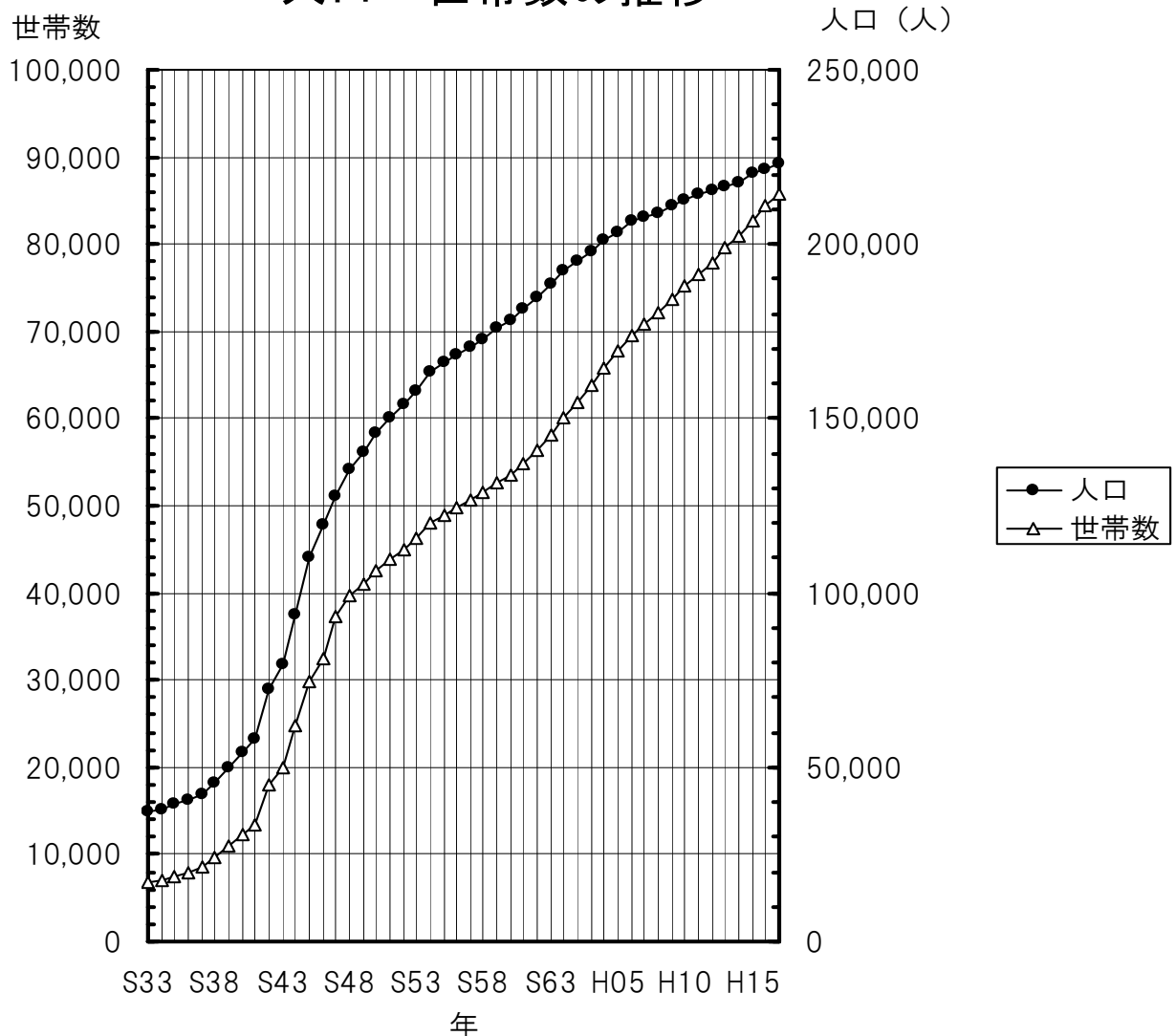
人口及び世帯数は、平成 17 年では、222,954 人、85,706 世帯です。人口密度は 4,894.7 /km²になっています（平成 17 年 10 月 1 日現在）。

また、平成 18 年では、224,043 人、87,138 世帯です。人口密度は 4,918.6 /km²になっています（平成 18 年 10 月 1 日現在）。人口は、昭和 30 年代後半に比べると、昭和 40 年代半ばまでの 10 年間で 2.9 倍、昭和 50 年代半ばまでの 20 年間で 3.5 倍近くまで増加し、現在は 4.6 倍となっています。

今後も人口はわずかながら増加が続き、平成 22 年（2010 年）に約 22 万 8 千人、平成 29 年（2017 年）では、23 万 2 千人と予想されます。

表 1 - 3

人口・世帯数の推移



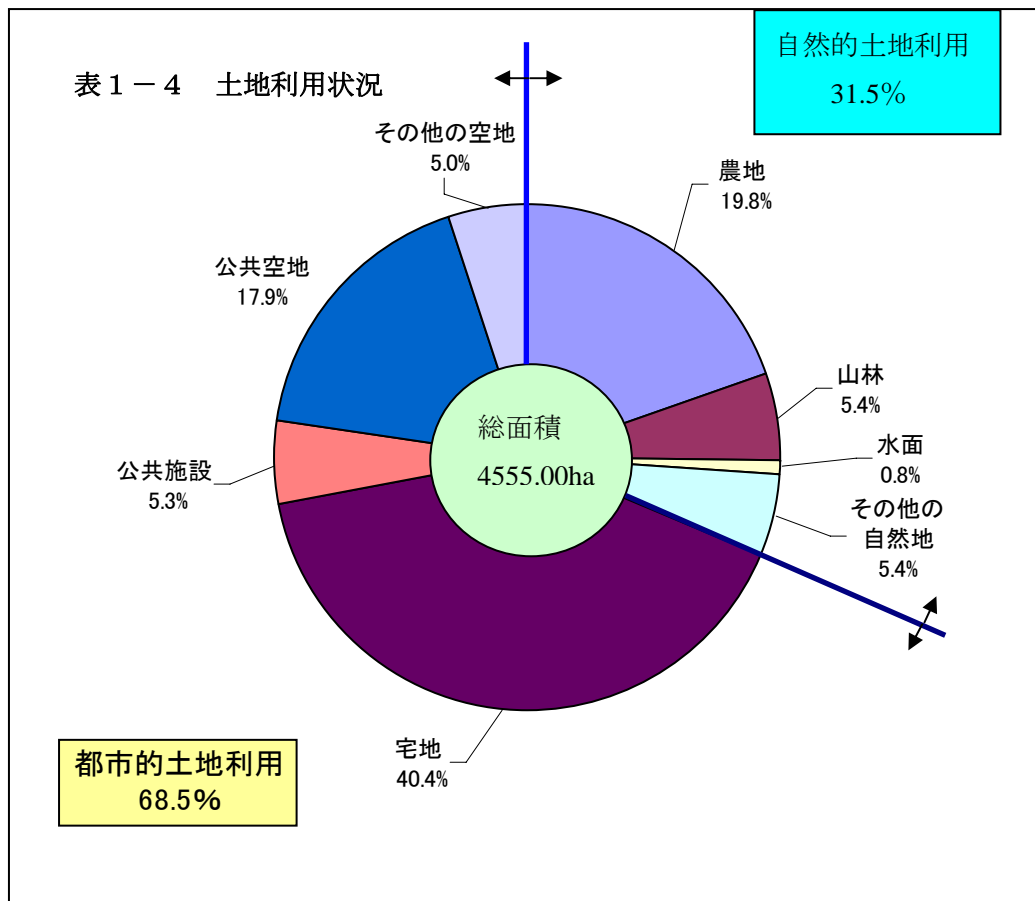


4 土地利用

総面積のうち、農地、山林などの自然的土地利用は、約 1,434ha であり、市の総面積の 31.5%を占めています。なかでも農地は、約 902 ha (19.8%) と、自然的土地利用の 62%を占めています。

一方、宅地などの都市的土地利用は、3,121 ha であり、市の総面積の 68.5%を占めています。中でも住宅、商業、工業などの宅地が約 1,840 ha (40.4%) と最も広く、次いで道路や鉄道用地、公園等の公共空地が約 815 ha (17.9%) となっています。

また、総面積のうち、市街化区域は、約 2,521 ha (55.3%)、市街化調整区域は約 2,034 ha (44.7%) となっています。





第2章 我国の環境問題

第1節 地球環境問題

1 環境問題の移り変わり

従来環境問題とは、特定の有害物質によるもので、企業に起因して、問題発生製品や地域が限定されていました。

しかし、近年の環境問題では、時間的・空間的広がりを持つ問題が発生し、また、汚染主体の拡大、ダイオキシン類や※内分泌かく乱化学物質のような新しい環境問題が発生しています。

例えば、環境影響が地球規模であり、次世代までに及ぶ地球温暖化や海洋汚染、熱帯雨林の減少、野生生物の減少などが代表的なものです。環境問題は、長期的な視野に立った対応が求められています。

2 地球環境問題及び総合的取組

地球環境問題には、人間の活動によって大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）が増大して「温室効果」が高まることにより、地表面の温度が上昇する地球温暖化を始め、化石燃料大量使用、燃焼により多くの硫黄酸化物や窒素酸化物が発生し、大気中に放出され、やがて、雨や霧に取り込まれて地上に降る酸性雨現象、熱帯雨林の減少、有害科学物質、浮遊廃棄物、原油による海洋汚染などがあります。

このような環境問題について、国は第三次環境基本計画を「環境から拓く 新たな豊かさへの道」として、下記のような内容を定めております。

- 「環境・経済・社会の統合的向上」
- 2050年を見据えた超長期ビジョンの策定を提示
- 可能な限り定量的な目標・指標による進行管理
- 市民、企業など各主体へのメッセージ

※内分泌かく乱化学物質 内分泌の機能に変化を与え、それによって個体やその子孫あるいは集団に有害な影響を引き起こす外因性の科学物質あるいは混合物。



国の第三次環境基本計画では、「環境から拓く新たなゆたかさへの道」の具体的な重点分野として、10項目を掲げております。

1. 地球温暖化に対する取組

2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

3. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

4. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

5. 科学物質の環境リスク低減に向けた取組

6. 生物多様性の保全のための取組

7. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

9. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

10. 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進





また、物質面に加え、心の面でも、安心、豊かさ、健やかで快適な暮らし、歴史と誇りある文化、地域社会の絆といったものを、将来世代に約束するとともに、それを世界全体に波及させて行くような社会を目指すとあります。

今後の環境政策の展開方向の一つとしては、国・地方公共団体・国民の新たな役割と参画・協働の推進として、地方公共団体の役割分担や、NPO等国民による新たな動きを踏まえた連携強化や重点分野として地球温暖化問題に対する取り組みや循環型社会の構築のための取り組みが掲げられています。

私たちは、100年後の世代にも伝えられるライフスタイルへの転換に向けて環境にやさしい生活を送らねばなりません。一人ひとりが豊かで質の高い生活を求めながら、同時に環境への負荷を減らす事により、豊かでかつ環境にやさしいライフスタイルの実現が必要不可欠です。

上尾市では、このような国の政策に伴い、地球環境問題として、地域住民と連携を図りながら、地球温暖化防止実行計画、循環型社会構築に向け、リサイクル事業に取り組んでいきます。





第2節 人と地球にやさしいサイクルタウン・あげおを目指して

1 自転車に乗るのが楽しいまちに

歩行者や自転車が快適に、安心して通行できるような、人間サイズ、自転車サイズのまちづくりを進めます。

車を使って走り回るよりも、健康にも良い歩くことや自転車に乗ることが楽しいまち、サイクルタウンの実現を目指します。

「自転車利用推進都市宣言」を行い、自転車の積極的な利用について、市民に協力を求めるとともに、車を抑制するまちであることを対外的にアピールします。

2 資源・エネルギーが循環する環境保全型社会の構築に向けて

電気やガス、水道水などの資源やエネルギーの使用を削減して、環境への影響を少なくしたり、資源エネルギーを大切にしたりします。

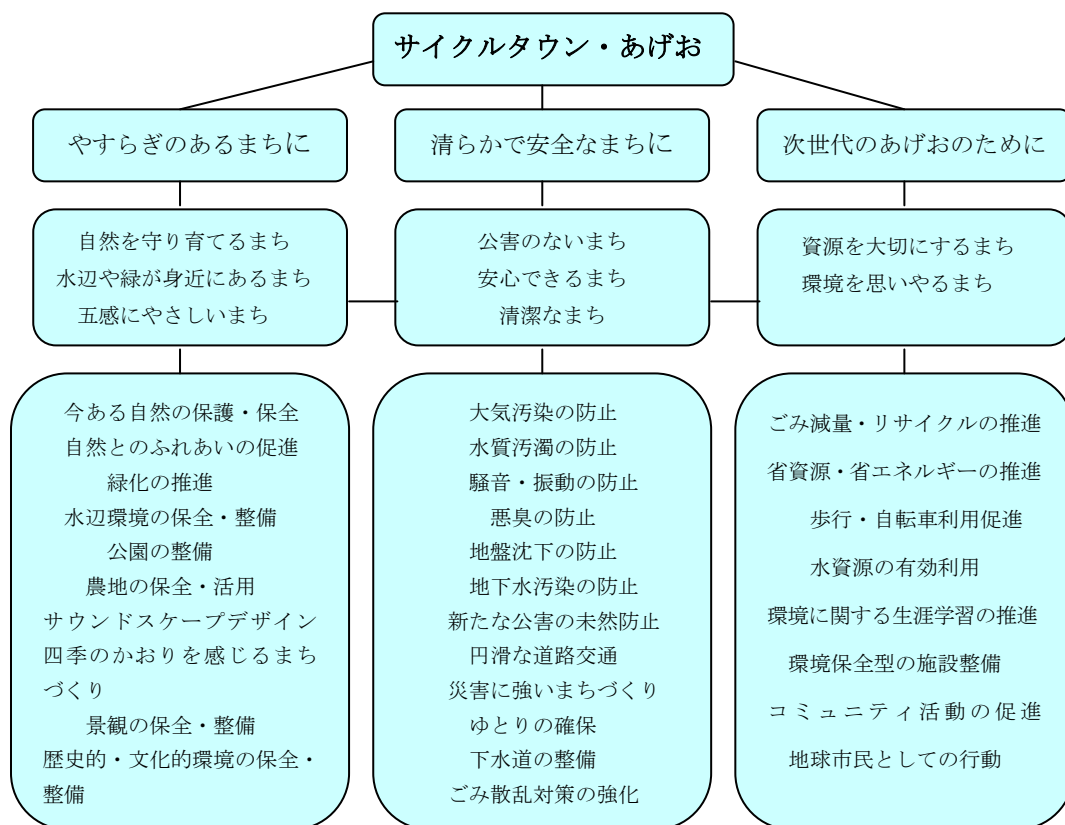
3 自然との共生に向けて

身近な動植物と共に暮らすため、自然生態系の保全に配慮しつつ、自然と人間との豊かなふれあいが保たれた環境を保全・創出します。

行政、市民、事業者が一体となって水と緑のまちづくりを進めます。

4 計画推進のためのしくみづくり

市民・事業者・行政がお互いにパートナーシップを持ち、環境保全行動を一緒に実践するためのしくみを作っていきます。





各論



第3章 上尾市の環境

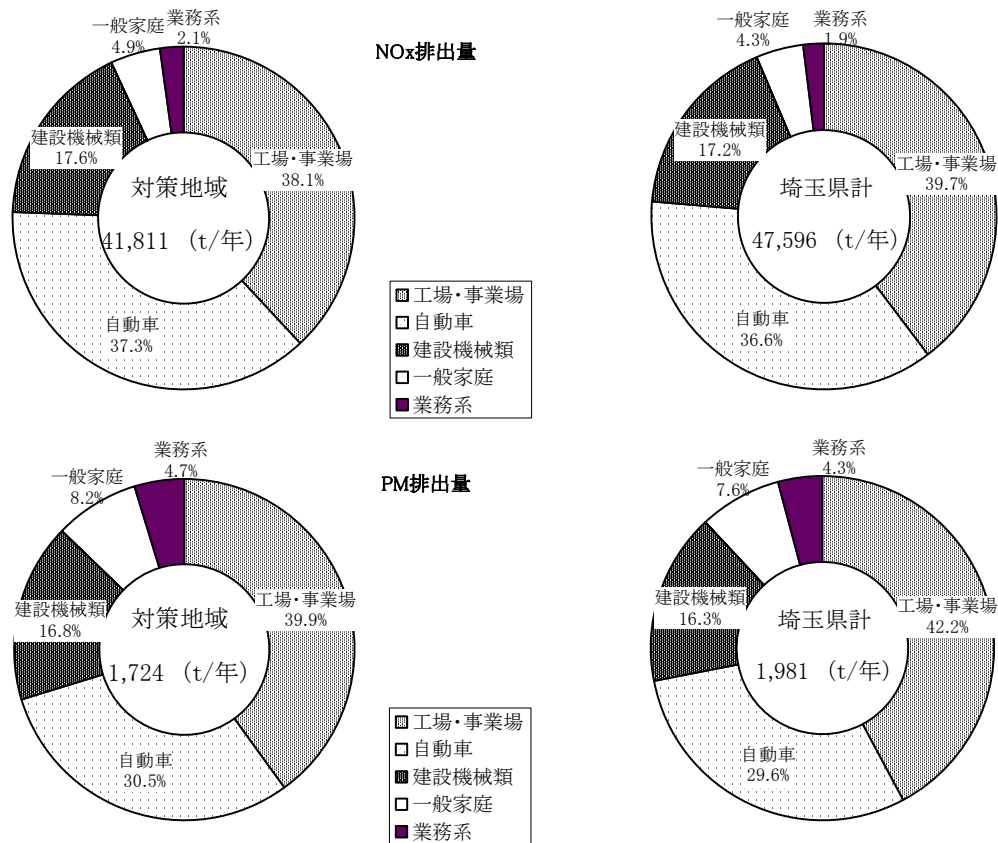
第1節 上尾市の概要

1 大気環境の概要

大気汚染とは、私たちが生活で使用している自動車や工場の煙に含まれる汚染物質により空気が汚れることをいいます。この汚染物質とは、窒素酸化物（NO_x）や粒子状浮遊物質（SPM）、二酸化炭素（CO₂）等のことを指し、これらの物質は、酸性雨、光化学スモッグなどの原因になります。

大気汚染は、自然に発生する場合や、工場や自動車の煙による人為的な原因が主なものです。下記表のとおり工場・事業場から約40%、自動車から約40%とこの2分類で約8割を占めています。

表3-1

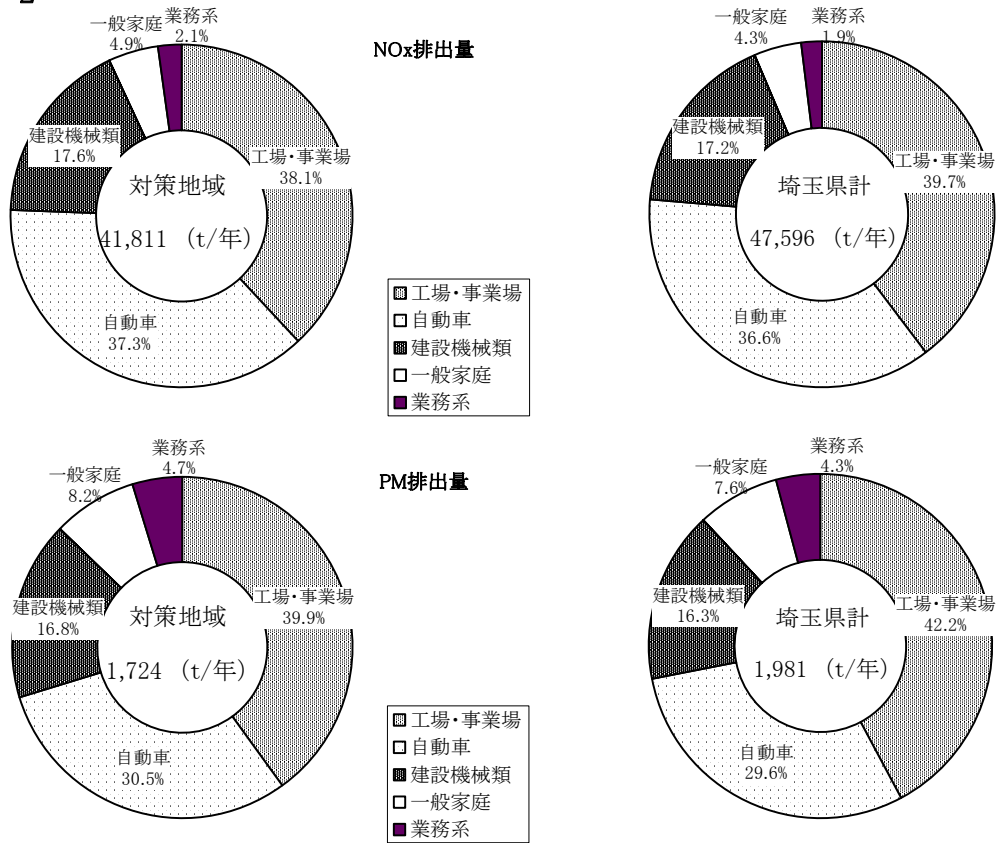


埼玉県青空再生課より出典（平成17年度）



平成18年度についても、下記表のとおり工場・事業場から約40%、自動車から約40%とこの2分類で約8割を占めています。

表3-2



埼玉県青空再生課より出典（平成18年度）



2 大気汚染防止法等の概要

(1) 大気環境を保全するため、昭和43年に『大気汚染防止法』が制定されました。この法律は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としています。

(2) 制度の概要

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、『環境基準』が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づいて実施しています。

大気汚染防止法及び条例では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等は、この基準を守らなければなりません。

なお、本市においては、県特例条例により、工場以外の事業所に係る事務について移譲されています。

ばい煙の排出規制

「ばい煙」とは、物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、及び下記の有害物質を言います。

有害物質

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素
- (4) 弗化水素及び弗化珪素
- (5) 鉛及びその化合物
- (6) 窒素酸化物

大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められています。

また、県生活環境保全条例では、7項目に分けて、一定規模以上の施設が「指定ばい煙施設」として定められています。

- 一般排出基準：ばい煙発生施設ごとに国が定める基準
- 特別排出基準：大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用される厳しい基準
- 上乘せ排出基準：一般排出基準、特別排出基準では大気汚染が不十分な地域において、県が条例によって定める厳しい基準（ばいじん、有害物質）
- 総量規制基準：上記に挙げる施設ごとの基準によっては環境基準の確保が困難な地域において、大規模工場に適用される工場ごとの基準（硫黄酸化物及び窒素酸化物）



これらの排出基準には、量規制、濃度規制及び総量規制の方法があります。

(1) 排出制限、改善命令、使用停止命令

大気汚染防止法は、ばい煙排出者に対し、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科せられることとなっています。

また、知事又は市長は、排出基準違反のばい煙を継続して排出するおそれがある施設に対し、ばい煙の処理方法等の改善や一時使用停止を命令することができます。

(2) 設置、変更の届出、計画変更命令

必要な措置を事前に講じさせるために、ばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、あらかじめ(60日前まで)、管轄都道府県知事に所定の事項を届けなければなりません。都道府県知事は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。

(3) 測定義務、立入検査

ばい煙排出者は、施設から発生するばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。また、県職員又は市職員は、ばい煙排出者が排出基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができます。

(4) 事故時の措置

「特定物質」とは、物の合成、分解その他の化学物質的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある物質で、次の28物質が定められています。

(1) アンモニア (2) 弗化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) 燐化水素、(9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素、(11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素、(14) 二酸化炭素、(15) ベンゼン (16) ピリジン (17) フェノール、(18) 硫酸(三酸化硫黄含む) (19) 弗化珪素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸、(23) 黄燐 (24) 三塩化燐 (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化燐 (28) メルカプタン

故障、破損その他の事故が起こり、ばい煙又は特定物質が多量に排出されたとき、排出者は直ちに応急措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を県知事に通報しなければなりません。県知事は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置を命ずることができます。



(5) 緊急時の対応

大気汚染が深刻な状態（政令で定めるレベル）になったときは、都道府県知事は、一般にその事態を周知させるとともに、ばい煙排出者に対して、排出量の削減を要請することとなっています。

粉じんの排出規制

「粉じん」とは、物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在、石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

- 一般粉じんに係る規制：破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準
- 特定粉じん（石綿）に係る規制
 - 発生施設：工場・事業場の敷地境界における大気中濃度の基準（1リットルにつき石綿繊維10本）
 - 排出作業：吹付け石綿等が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業における集じん等の作業基準

(1) 基準遵守、基準適合命令・使用停止命令

一般粉じん発生施設設置者及び特定粉じん設置者は、法律に定められた基準を遵守する義務があり、これらに違反する者に対し、県知事又は市長は、基準の適合や一時使用停止を命ずることができます。

(2) 届出、計画変更命令

一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者もしくは、特定粉じん排出作業を行おうとする者は、事前に（特定粉じん発生施設：60日前、特定粉じん排出作業：14日前）、県知事に所定の事項を届け出なければなりません。また、特定粉じん規制については、県知事又は市長は届出内容を審査し、当該施設等が基準に適合しないと認めるときは、計画の変更等を命ずることができます。

(3) 測定義務、立入検査

特定粉じん発生施設を設置している者は、工場等の敷地境界における石綿濃度を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。また、県職員又は市職員は、粉じん発生施設を設置しようとする者や特定粉じん排出者などが基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入ることや必要な事項の報告を求めることができます。



3 水環境の概要

河川等の公共水域の水質汚濁は、工場・事業場の排水や家庭からの生活排水が主な原因です。水環境については、公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法が定められています。

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の用に供される水路等をいいます。

また、汚水又は廃液を排出する施設で政令で定める施設を特定施設（102種類）といます。また、県条例で定める施設を指定排水施設（6種類）といます。

特定排水施設

1. 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（一日当たりの給食能力が350食以上のもの）
2. 共同調理場（一日当たりの給食能力が350食以上のもの）
3. 共同調理場及び病院以外の特定給食施設（一日当たりの給食能力が350食以上のもの）
4. コルゲートマシーン
5. 飲食店（総床面積が250平方メートル以上のものに限る）に設置されるちゅう房施設。
6. 野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工（その物の本質を変えないで形態だけを変化させることをいう。）専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設。

①カドミウムなどその他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令及び県施行規則で定められている下記の物質を有害物質といます。

(1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト) (4) 亜鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) 砒素及びその化合物 (7) 水銀 (8) アルキル水銀その他の水銀化合物 (9) ポリ塩化ビフェニル (10) トリクロロエチレン (11) テトラクロロエチレン (12) ジクロロメタン (13) 四塩化炭素 (14) 1・2_ジクロロエタン (15) 1・1_ジクロロエチレン (16) シス-1・2-ジクロロエチレン (17) 1・1・1-トリクロロエタン (18) 1・1・2 トリクロロエタン (19) 1・3-ジクロロプロペン (20) チウラム (21) シマジン (22) チオベンカルブ (23) ベンゼン (24) セレン及びその化合物 (25) ほう素及びその化合物 (26) ふっ素及びその化合物 (27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物



②生物化学的酸素要求量など(熱によるものを含み、①に規定する物質によるものを除く)

生活環境に係る被害を生ずるおそれがある水の汚染状態示す項目(15項目)として、政令及び県施行規則で定められている物質を生活環境項目といいます。

この特定施設を設置しようとする者は、種類、構造、工場の名称及び所在地、使用方法を県に届け出なければなりません。

また、この法律等の規制では、排水の汚染状態の濃度規制の他、日平均排水量50m³以上の工場については、科学的酸素要求量、窒素及びリンについて総量規制精度が導入されています。





4 騒音・振動

騒音・振動の主な発生原因としては、道路交通、鉄道等の交通機関、工場、事業場、建設作業などがあります。

また、カラオケ、室外機等もその原因となっています。

このような騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法により、一定の基準が設けられており、県からの事務移譲により、規制基準の設定及びそれに基づく区域の指定を市で定めています。

騒音規制法、振動規制法の目的は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的としています。

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で政令及び県施行規則で定める施設を特定施設及び指定施設といいます。市内において工場又は事業場に特定施設等を設置しようとする者は、設置工事の開始30日前までに、市長に届け出なければなりません。

騒音規制法・振動規制法

特定施設 表3-3

騒音	振動
※1 金属加工機械 イ 圧延機会（定格出力合計が 22.5kW 以上） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシーン（ロール式、定格出力が 3.75kW 以上） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力 294 キロニュートン以上） ヘ セン断機（定格出力 3.75kW 以上） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマーミングマシン リ プラスト（タンブラスト以外のもの で密閉式を除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）	※1 金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（定格出力 1k w 以上） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマーミングマシン（定格出力 37.5 k w 以上） ※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等（施設によっては公害防止管理者等）の選任の必要があります。



2 空気圧縮機及び送風機 (定格出力 7.5 k w 以上)	2 圧縮機 (定格出力 7.5 k w 以上)
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力 7.5 k w 以上)	3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力 7.5 k w 以上)
4 織機 (原動機を用いるものに限る。)	4 織機 (原動機を用いるものに限る。)
※5 建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 m ³ 以上) ロ アスファルトプラント (混練容量 200kg 以上)	5 コンクリートブロックマシン (定格出力の合計 2.95 k w 以上)、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (定格出力の合計 10 k w 以上)
6 穀物用製粉機 (ロール式、定格出力 7.5 k w 以上)	
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー (定格出力 2.25kw 以上) ハ 碎木機 ニ 帯のご盤 (製材用 : 定格出力 15 k w 以上、木工用 : 定格出力 2.25 k w 以上) ホ 丸のご盤 (製材用 : 定格出力 15 k w 以上、木工用 : 定格出力 2.25 k w 以上) へ かんな盤 (定格出力 2.25 k w 以上)	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー (定格出力 2.2 k w 以上)
8 沙紙機	
9 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)	7 印刷機械 (定格出力 2.2kw 以上)
10 合成樹脂用射出成形機	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30kw 以上のものに限る。)
	9 合成樹脂用射出成形機
※11 鋳造型機 (ジヨルト式のものに限る。)	※10 鋳造型機 (ジヨルト式のものに限る。)

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等 (施設によっては公害防止管理者等) の選任の必要があります。



埼玉県生活環境保全条例

指定騒音施設 表 3-4

1	木材加工機械 イ 帯のご盤（製材用：定格出力 15 k w 未満、木工用：定格出力 2.25 k w 未満） ロ 丸のご盤（製材用：定格出力 15 k w 未満、木工用：定格出力 2.25 k w 未満） ハ かんな盤（定格出力 2.25 k w 未満）
2	合成樹脂用破砕機
3	ペレタイザー
4	コルゲートマシン
5	シェイクアウトマシン
6	ダイカスト機
7	冷却塔（定格出力 0.75 k w 以上）

指定振動施設 表 3-5

1	シェイクアウトマシン
2	オシレイティングコンベア

指定騒音作業 表 3-6

1	業として金属板（厚さ 0.5 mm 以上）のつち打加工を行う作業
2	業としてハンドグライダーを使用する作業
3	業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

騒音規制基準（単位デシベル） 表 3-7

時間区分 区域区分		朝	昼	夕	夜
		（午前 6 時 ～午前 8 時）	（午前 8 時 ～午後 7 時）	（午後 7 時 ～午後 10 時）	（午後 10 時 ～午前 6 時）
1 種	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	4 5	5 0	4 5	4 5
2 種	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域 都市計画区域外	5 0	5 5	5 0	4 5
3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	6 0	6 5	6 0	5 0
4 種	工業地域 工業専用地域	6 5	7 0	6 5	6 0

※事業場の敷地境界における基準値です。用途地域は都市計画法に基づく区分です。区域区分、規制基準については主なものを記載しました。



振動規制基準（単位デシベル） 表3-8

時間区分		昼 (午前8時～午後7時)	夜 (午後7時～午前8時)
区域区分			
1 種	第1種低層住居専用地域	60	55
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定のない地域		
	都市計画地域外		
	2 種		
商業地域			
準工業地域			
工業地域			

※事業場の敷地境界における基準値です。
用途地域は都市計画法に基づく区分です。
区域区分、規制基準については主なものを記載しました。





5 悪 臭

悪臭の発生源は、食品製造業、化学工業、印刷業等さまざまな原因が考えられます。法律では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境の保全をすることを目的としています。

アンモニア、メチルカプタンなどについては、不快なにおいの原因となり、生活を損なうおそれのある物質を特定悪臭物質として下表のとおり物質を定めて基準を設けています。

また、県からの移譲により市は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域として規制地域を指定しています。

悪臭防止法による規制

(1) 敷地境界における規制基準 表 3-9

特定悪臭物質	A 区 域	B 区 域	C 区 域
	物質規制値	物質規制値	物質規制値
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

A 地域 (B 地域、C 地域以外の地域) B 地域 (農業振興地域)

C 地域 (工業地域、工業専用地域)



(2) 煙突等の排出口における規制基準 (13 物質)

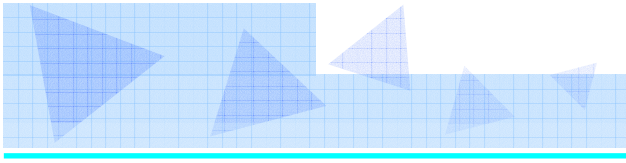
次の 13 物質について設定され、基準は、敷地境界の基準を用いて悪臭防止法規則第3条に定める換算式により算出します。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

(3) 排水水中の規制基準 (4 物質) 表 3-10

物質名	排水水の流量 (m^3/s)	排水中の濃度 (mg/l)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカ プタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化エチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09





埼玉県生活環境保全条例による規制

表 3-1 1

(1) 規制対象業種 (13 業種)

1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・加工品製造業 (塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。)
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業 (強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。)
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業 (塗装工程を有するものに限る。)
12	一般機械器具製造業 (塗装工程を有するものに限る。)
13	輸送用機械器具 (塗装工程を有するものに限る。)

(2) 規制基準 表 3-1 2

許容限度 地域区分	敷地境界線	気体排出口
下記以外の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

※臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気で希釈し、臭わなくなった時の希釈倍数のことです。三点比較式臭袋法により測定します。



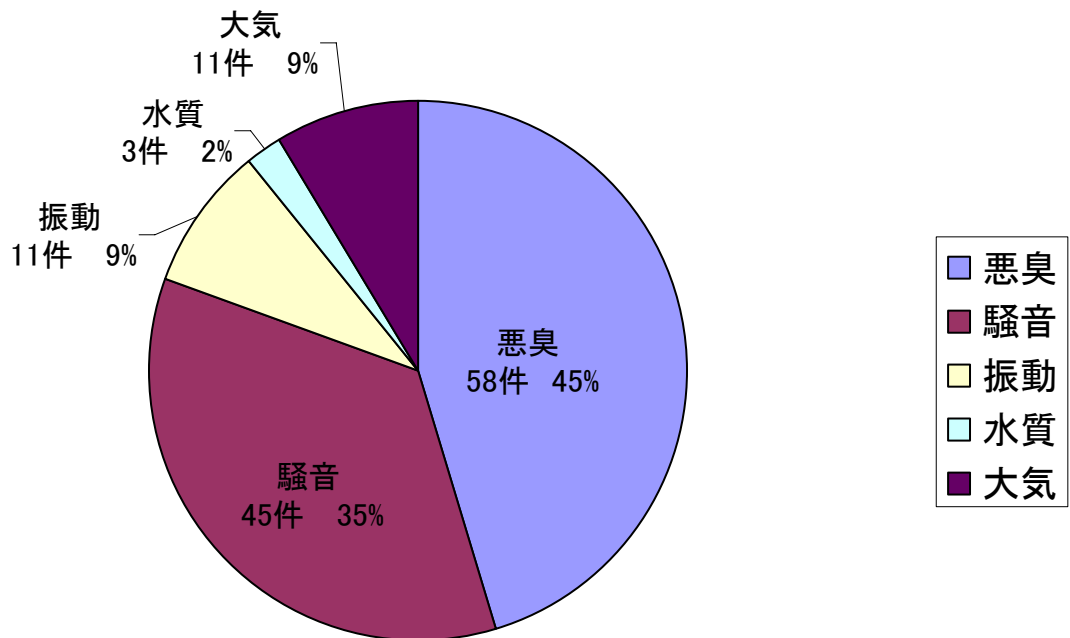
6 公害苦情の概要

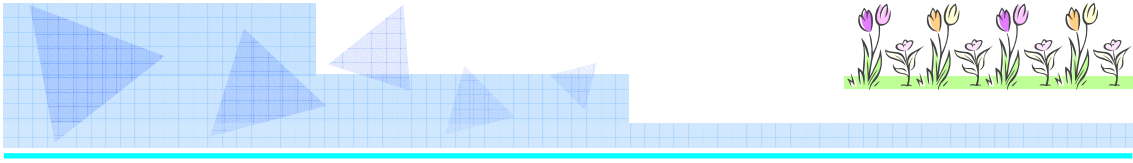
1 公害苦情の件数と傾向

平成17年度に受理した公害苦情件数については、128件でした。内訳は、悪臭関係が最も多く58件、騒音関係が45件、振動関係が11件の順になっています。

近年の公害苦情は、店舗の営業に伴う悪臭、騒音や野焼きの苦情が年々増加しています。

表3-13

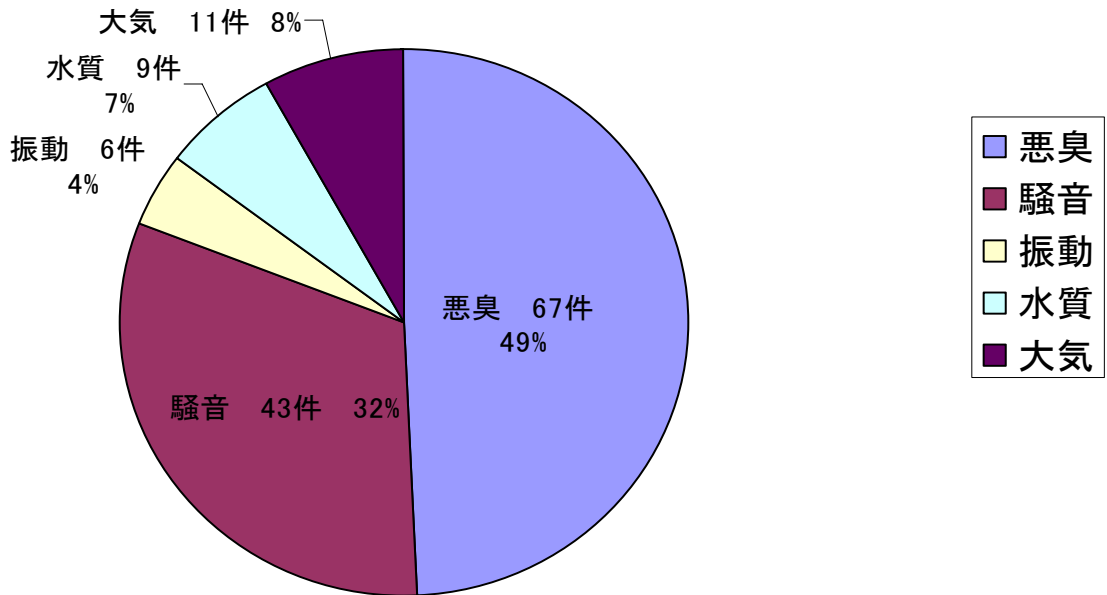




1 公害苦情の件数と傾向

平成18年度に受理した公害苦情件数については、147件でした。内訳は、悪臭関係が最も多く67件、騒音関係が43件、大気汚染関係が11件の順になっています。

表3-14





7 一般廃棄物対策の概要

1 ごみ処理の現状

市内で発生したごみは、西貝塚環境センターを拠点として処理されています。ごみの種類毎の収集方法及び処理等の方法は、以下のとおりです。

表3-15

分類	収集方法	処理等の方法
①可燃ごみ	ステーション回収 (6分別9品目)	環境センターの焼却処理施設で処理され、磁性物を取り除いた後の残さは、最終処分場での埋め立てまたはセメント原料として搬出しています。 なお、焼却により得られる熱エネルギーから発電を行い、工場内の電力をまかなっており、余剰電力は売電しています。 また、隣接する、お風呂・プール等を備えた市民交流施設「わくわくランド」で使用のお湯の熱源として供給しています。
②金属・陶器		破碎後磁力による選別を行い、鉄・アルミを再資源化しています。
③ペットボトル		ペットボトル結束機で結束された物を、全量ペットボトル再生事業者によって再資源化しています。
④空き缶		空き缶選別プレス機により、スチールとアルミに選別された上で、圧縮プレス品として再資源化しています。
⑤ガラス		回収されたガラスは、全量委託業者によって再資源化しています。
⑥紙類 (新聞・雑誌・段ボール・ボロ布)		各集積所から収集された紙・布類は環境センターを経由せずに直接資源物問屋に搬入され、再資源化しています。 また、環境センターに直接搬入された紙・布類は、環境センター敷地内の資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し再資源化しています。
⑦粗大ごみ	戸別回収	戸別収集または直接搬入された粗大ごみは次のとおり処理され、資源化しています。 ①不燃性粗大ごみ・・・破碎・選別後に再資源化 ②可燃性粗大ごみ・・・破碎後に可燃ごみと同様に焼却処理 ③処理困難物(ベッドマット等)・・・資源化ヤード内で手処理解体され、直接又は破碎処理施設を通して再資源化しています。 なお、家財道具等で状態のよいものは、「リサイクル品展示室」において抽選の上、希望者に無償で提供しています。
⑧牛乳パック	拠点回収	市の公共施設に回収ボックスを設置し、随時回収を行っています。回収した牛乳パックは資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し再資源化しています。
⑨乾電池・蛍光管	拠点回収	各地区の公民館等(事務区単位)、市の公共施設等に回収ボックスを設置し、定期的に回収を行っています。回収された乾電池・蛍光管は資源化ヤードに集積され、全量を業者委託により再資源化しています。なお、蛍光管については工場内で破碎処理を行った上で搬出しています。

ステーション回収のごみ集積所は、市内に3,800箇所となっています。収集は土曜日を除く、平日(祝日に当たる日を含む)に行っています。収集業務は収集区域を分割して直営及び委託業者によって行われ、直営によるものが18%、委託業者によるものが82%となっています。(平成17年12月現在) (上尾市一般廃棄物処理基本計画より)



2 資源化と減量化の現状

上尾市のステーション回収、戸別・拠点回収及び搬入ごみからの資源化量は、以下のとおりです。平成17年7月のペットボトルと紙の分別収集開始により、その資源化量は大きく増えています。

表3-16

資源化量（西貝塚環境センター）

	区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	アルミ	54,100	43,070	45,520	44,220
2	スチール	1,503,760	1,396,890	1,306,310	1,213,600
3	その他の金属	5,200	4,320	11,350	2,700
4	アルミプレス	219,218	219,252	204,465	191,609
5	スチールプレス	271,520	223,200	189,790	162,300
6	ガラス	2,103,090	2,014,760	1,913,370	1,884,390
7	ペットボトル	551,410	554,140	549,640	571,430
8	新聞	768,310	925,050	872,110	832,540
9	段ボール	589,580	733,870	698,140	789,700
10	雑誌	1,237,120	1,486,670	1,346,190	1,563,060
11	牛乳パック	4,590	4,110	3,970	3,740
12	ボロ	214,700	324,450	293,080	304,810
13	電池	52,690	68,427	50,931	52,574
14	蛍光管	25,310	19,110	20,830	26,740
15	その他	15,700	13,830	7,770	9,470
	合計 (kg)	7,616,298	8,031,149	7,513,466	7,652,883

(注) ※1 ビールビン、ビールケース等は除く。

2 「3. その他金属」は、銅・ステンレス・真鍮・クローム等の重量。

3 「15. その他」とは、タイヤ・バッテリーの重量。

現状を踏まえ資源が循環して再利用されるまちづくりを目指します。

3 ごみ処理の基本方針

(1) ごみの発生・排出を抑制する仕組みづくり

家庭・事業所でのごみの発生を抑制するために、購入段階において耐久性やリサイクル率を考慮した製品の利用を推進します。排出段階においては、分別の徹底、自己処理や集団回収による資源化・減量化を進め、ごみの排出を抑制します。



(2) 環境負荷の少ない適正な資源循環型のごみ処理システムづくり

減量化・資源化を進めても排出されるごみ処理においても、さらに資源物の回収や新たな技術による資源化を行い焼却処理量の可能な限りの圧縮を図ります。焼却の際は焼却熱の段階的利用（発電、サーマルリサイクルなど）を進めます。焼却残渣については熔融化などで再利用を進め、ゼロミッション社会の構築を目指していきます。

(3) 市民・事業者・行政の協働による循環型システムづくり

循環型社会の実現を目指し、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理推進と拡大生産者責任をふまえた取り組みを行います。市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど3者の協働による取り組みを推進します。

取り組みにあたり学校教育、生涯学習の場で環境教育を進めるなど、啓発活動を推進します。

8 産業廃棄物対策の概要

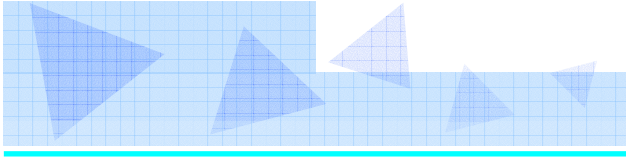
廃棄物には、その発生の形態や性状の違いから「一般廃棄物」、「産業廃棄物」の二種類に大別されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物の収集・運搬業務、処分業については、市の許可が必要です。

また、産業廃棄物の収集・運搬業務、処分業については、県の許可となっています。産業廃棄物とは、一般廃棄物以外のものをいい、会社や工場などの事業に直接関係する活動に伴って発生した廃棄物及び輸入された廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた21種類の廃棄物をいいます。21種類においては、下記のとおりです。

産業廃棄物

- 1 燃え殻（事業活動に伴って生じた廃棄物焼却灰、炉清掃排出物等）
- 2 汚泥（工場廃水処理や製造工程などから排出される泥状のもの）
- 3 廃油（潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの）
- 4 廃酸（酸性の廃油）
- 5 廃アルカリ（アルカリ性の廃液）
- 6 廃プラスチック類（合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の廃プラスチック類）
- 7 紙くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるもの、紙製造業、製本業などの特定の業種から排出されるもの）
- 8 木くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるもの、木材製造業などの特定の業種から排出されるもの）



- 9 繊維くず（建設業に係る工作物の新築・改築・除去に伴って生ずるもの、繊維工業から排出されるもの）
- 10 動植物性残さ（食品製造業等において原料として使用した動植物に係る固形状の不要物）
- 11 動物固形不要物（と畜場、食鳥処分場から排出される固形状の不要物）
- 12 ゴムくず（天然ゴムくずのみを含むもの）
- 13 金属くず（鉄くず、非金属くずなど）
- 14 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず（ガラスくず、製品の製造過程で生じたコンクリートくず、陶磁器くず）
- 15 鉍さい（製鉄所の炉の残さいなど）
- 16 がれき類（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片など）
- 17 動物のふん尿（畜産農業から排出されるものに限る。）
- 18 動物の死体（畜産農業から排出されるものに限る。）
- 19 ばいじん（ばい煙発生施設などの集じん施設によって集められたばいじん）
- 20 上記の廃棄物を処分するために処理したもの
- 21 輸入された廃棄物

埼玉県は、廃棄物処理及び清掃に関する法律第14条第11項等により生活環境上必要な条件を付することが出来ることから、上尾市に意見の聴取を行っています。

産業廃棄物に関するお問い合わせは 埼玉県環境部廃棄物指導課まで
廃棄物指導課

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 1 3 3

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 7 4



第2節 総合的な環境保全の取組

1 上尾市環境基本計画の策定

上尾市環境基本計画は、上尾市環境基本条例に基づいて、環境の将来像や長期的目標を定め、その実現に向けた総合的な施策を明らかにし、同条例の基本理念である健全で恵み豊かな環境を保持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することが出来る循環型社会の構築を目指し、総合的な計画として策定しています。

計画の位置づけと役割

環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づき、市民、事業者、市の三者のパートナーシップのもとに、策定しています。この計画では、「やすらぎのあるまちに」、「清らかで安全なまちに」、「次世代のあげおのために」を基本目標に項目別の目標水準を設定しています。

やすらぎのあるまちに

自然を守り育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域を保護し、市全体の自然の豊かさと多様性の向上を目指します。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

水辺や緑が身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。

また、食糧生産の場として、長い間維持管理されてきた農地は、大気浄化や水源かん養、保健休養、多様な野生生物の保全など多くの環境保全機能を有しています。このような農地がもたらす恵みは地域社会全体が等しく享受しているものであり、その環境保全機能を適切に評価し、農地がもつ環境保全機能の維持向上を目標とします。

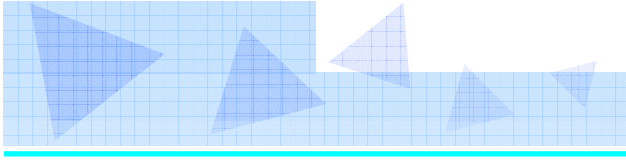
五感にやさしいまち

緑や花のかおり、鳥のさえずり、水のせせらぎ、祭りばやしなど地域の自然と歴史を活かしたまちづくりを進め、まちの風景、音、かおりで安らぎや四季の移り変わりが感じられることを目標とします。

清らかで安全なまちに

公害のないまち

大気、水質、騒音に係る環境基準の達成を目指すとともに、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。



また、土壌汚染や地下水汚染のほか、近年注目されているダイオキシン類をはじめとする環境ホルモン、また未規制物質や顕在化していない現象に対しても未然防止に努め、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

安心できるまち

地震などの災害に強いまちにするとともに、安全に快適に歩くことができ、ゆとりが感じられることを目標とします。

清潔なまち

市内全域が清潔で美しいまちなみを保つことを目標とします。

次世代のあげおのために

資源を大切にすまち

限りあるエネルギーや資源を節約し、大切に利用するとともに、廃棄物をごみとせず、資源が循環するまちの実現を目標とします。

環境を思いやるまち

市民一人ひとりが地球環境について考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目標とします。

上尾市環境基本条例より抜粋

(基本理念)

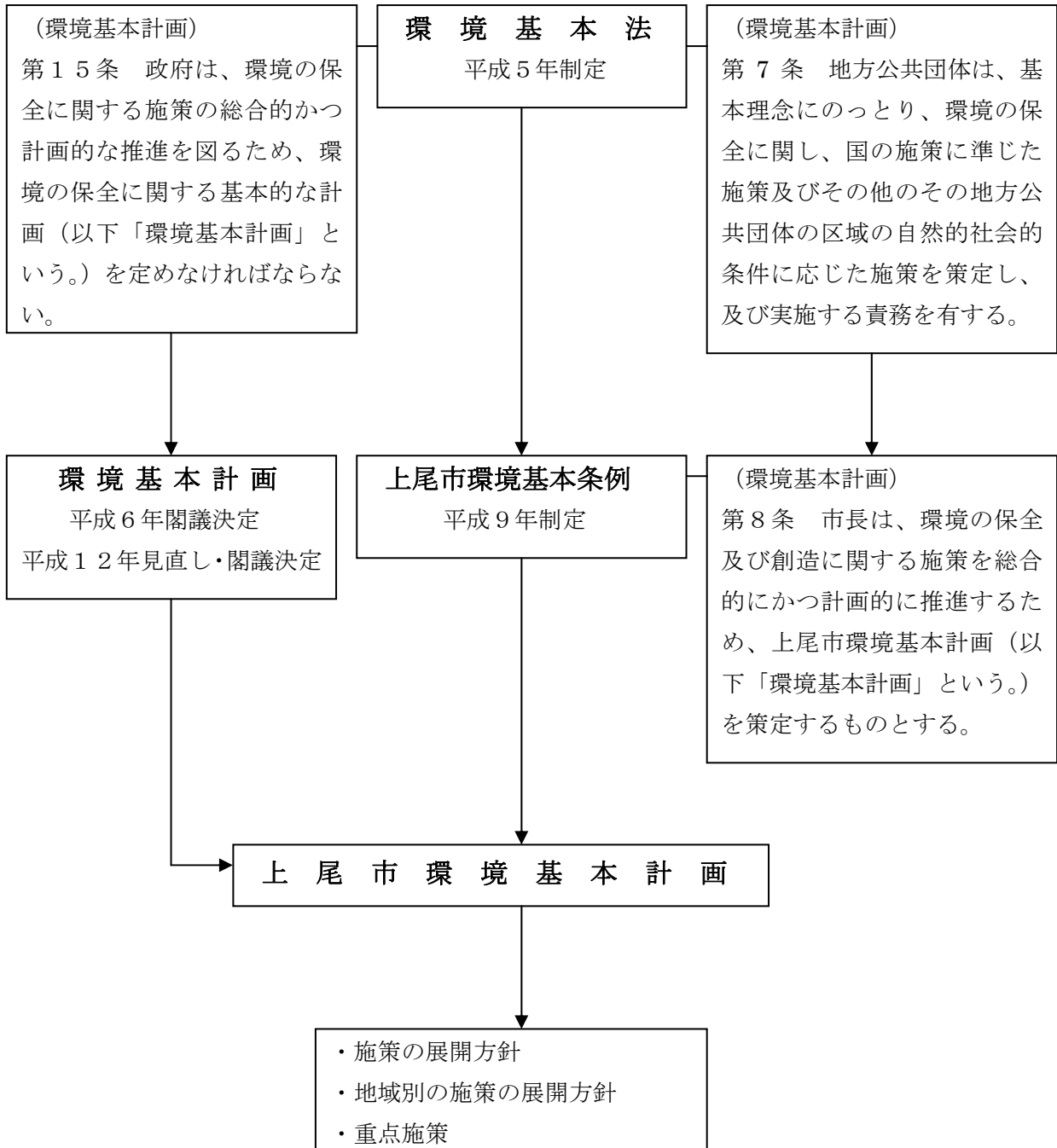
第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。



計画の位置づけ





2 上尾市地球温暖化防止実行計画

計画策定の趣旨・目的

上尾市は、地域にとっても重大な問題である地球温暖化防止について、積極的かつ総合的に対応するため、まず上尾市役所から「上尾市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

本市は、1997年に「上尾市環境基本条例」を制定し、翌年10月に「上尾市環境基本計画」を策定しております。この環境基本計画では、市民、事業者、民間団体及び市といったあらゆる主体がそれぞれの役割に応じて、自主的、積極的に資源循環型社会の構築や環境の保全及び創造に関する取り組みを推進し、環境負荷の軽減を図ることを決めました。その中でも市は、事業者・消費者の立場から率先して環境に配慮した行動を実践することとし、「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」を定め、全職場、全職員をあげて環境にやさしい職場づくりに取り組んできました。

しかし、地球温暖化や資源循環型社会構築といった課題の取り組みをより拡大、拡充することがあることから、現行の上尾市役所環境に良いこと率先実行計画を包含し、平成19年度より温暖化実行計画としてスタートします。

今後上尾市としての温暖化防止の取り組みを実現するため、地域推進計画を市民、事業者、民間団体等のご意見を伺いながら策定に向け取り組みます。

(1) 計画の期間

この実行計画の期間は、平成19年度から平成24年度までの6年間とし、目標の達成状況等をふまえ、必要に応じて見直し等を行います。

(2) 計画の対象範囲

本市が行う「すべての事務・事業」とします。したがって、庁舎や支所等の出先機関、公用車の管理に係わるものや、市が出資その他財政支出等を行う法人等の団体の事務・事業についても含みます。

ただし、外部へ委託して行う事務・事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

また、この実行計画策定以降に新設される施設、増改築される施設などについては、次期見直し時に反映させるものとしますが、それらの施設においても、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

(3) 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化防止対策推進法に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類です。

このうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、市の事務・事業からの排出量の把握が困難であることからこの計画の対象外としています。



(4) 温室効果ガス種類別排出状況

温室効果ガスの種類別排出割合は、二酸化炭素が全体の98.1%を占めています。

表3-17 温室効果ガスの種類別排出状況

温室効果ガスの種類	排出量 (kg-CO2)	地球温暖化 係数	二酸化炭素換算量 (kg-CO2)	割合 (%)
二酸化炭素	72,145,838	1	72,145,838	98.1
メタン	92	21	1,922	0.003
一酸化二窒素	4,321	310	1,339,549	1.8
ハイドロフルオロカーボン	4	1,300	4,602	0.006
二酸化炭素換算値(合計)			73,491,911	100.0

* 端数処理のため合計数値は一致しません。

(5) 活動区分別排出状況

活動区分別に見ると、廃棄物の焼却が81.5%と最も多く、次いで電気の使用14.1%、燃料の使用(都市ガス等)4.3%となっています。

廃棄物の焼却からの排出量が多くなっていますが、西貝塚環境センターでは、ごみの焼却熱の積極的な回収と有効な利用を図るために、高効率の発電設備を設置し、発電した電力は場内での使用はもとより、余剰電力を売電しています。

また、焼却により発生する熱エネルギーを健康プラザ「わくわくランド」に供給しています。

表3-18 活動区分別排出状況(平成16年度)

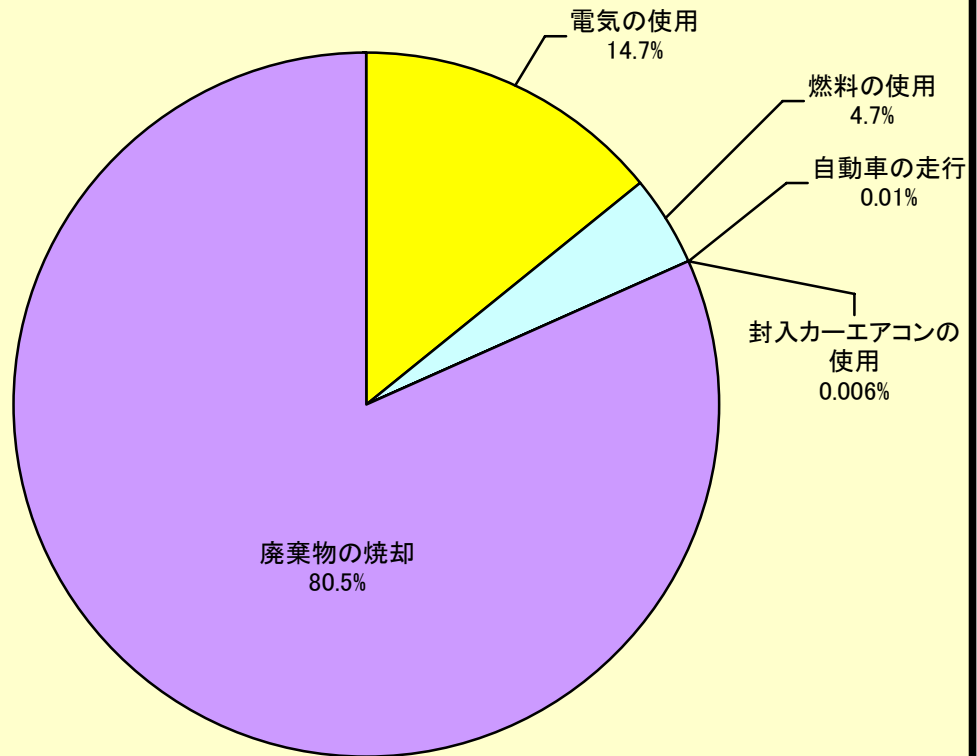
活動の区分	二酸化炭素換算値(kg-CO2)	割合(%)
電気の使用	10,829,970	14.7
燃料の使用	ガソリン	311,696
	灯油	649,235
	軽油	282,330
	A重油	172,536
	LPG	769,896
	LNG	15,461
	都市ガス	1,317,744
自動車の走行	10,272	0.01
封入カーエアコンの使用	4,602	0.006
廃棄物の焼却	59,128,169	80.5
合計	73,491,911	100.0

* 端数処理のため合計数値は一致しません。



表 3 - 1 9

活動区分別排出割合



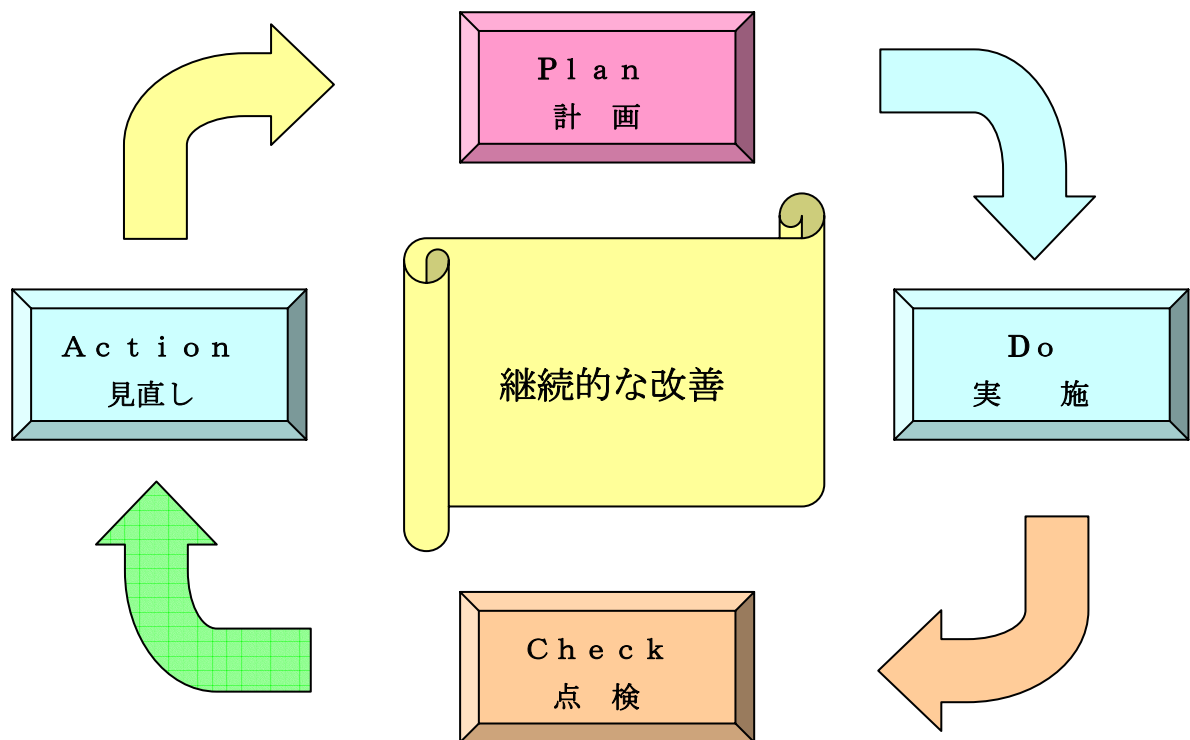


(6) 実行計画の運用手法と基本的な考え方

地球温暖化防止対策の推進のため、実行計画で定めた削減目標を達成するには、実行計画に掲げた取り組みを、全職員が自らの事務・事業を行う中で実践する必要があります。

運用の仕組みとして、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、Plan〔計画〕・Do〔実施〕・Check〔点検〕・Action〔見直し〕のPDCAサイクルにより、実行計画に掲げた取り組み項目の進行状況を把握し、目標に沿った運用になっているか確認を行うとともに、目標とのギャップがあればその原因は何かを分析・評価し、さらなる改善に繋げていきます。

また、PDCAサイクルを継続的に運用し、職員一人ひとりの環境保全意識を高めながら取り組みを実践していきます。





3 グリーン購入

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、「品質」や「価格」だけでなく、「環境」を選択の基準として、資源採取、製造、流通、使用、廃棄の各段階において環境の負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、自らも環境への負荷の低減に努める事業者から優先的に購入することです。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなり、上尾市役所においても基本方針を定めました。

事業者であり消費者でもある上尾市が環境負荷の低減を図るため、事務・事業を行うに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、市民等が環境に配慮した物品等への需要の転換を促すことにつながると考えます。

(1) 用語の定義

①環境物品等

環境物品等とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

ア 再生資源（再生された材料及び再生しやすい材料をいう。）その他環境への負荷の低減に資する原材料又は部品であること。

イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること。

ウ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと。

エ 使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいこと。

オ 廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品であること。

カ 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したものであること。

②特定調達品目

市の事務・事業において、重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、別表に定める物品をいいます。

(2) 対象範囲

市の事務・事業において調達する物品等のうち、需用費、原材料費、備品購入費等を対象とします。

(3) 製品やサービスの判断基準

物品調達に当たっては、価格や品質だけでなく、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルも考慮した上で、次に掲げる基準により環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して、必要な数を購入することとします。



<製造>

- ア 環境や人の健康に有害な材料を使用していないこと。
- イ 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- ウ 再生材料を使用していること。
- エ 間伐材や再使用された部品などの資源を有効活用していること。
- オ 再生しやすい材料が使用されていること。

<使用>

- ア 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- イ 資源やエネルギーの消費量が少ないこと。
- ウ 修繕や部品等の交換・詰替えが可能であること。
- エ 梱包や包装が簡易であること。
- オ 耐久性が高く長期間使用が可能なものであること。

<廃棄>

- ア リサイクルや分別廃棄がしやすいものであること。
- イ 回収・リサイクルシステムが確立していること。
- ウ 廃棄するときに環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。

<環境ラベル>

- ア 第三者機関の認定する環境ラベルを取得していること。

(4) グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

- ①物品等の調達に当たっては、従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全と環境負荷の低減の観点を検討することとします。
- ②物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達品目を調達することとします。
- ③グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量が過度に増加をもたらすことのないよう配慮することとします。
- ④調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用に努めるようにします。

(5) グリーン購入の推進方法

- ①物品等の調達に当たっては、別表に示す特定調達品目を選択することを原則とします。
- ②特定調達品目に定められていない品目については、(3) 製品やサービスの判断基準項目に従い、製品等を選択します。
- ③環境政策課の職員は、グリーン購入に関する情報について、積極的に情報交換を行い各職場への情報提供に努めます。
- ④特定調達品目は商品の発表状況等を勘案し、毎年度見直します。
- ⑤上尾市地球温暖化防止実行計画推進体制を活用し、各課所の総括推進員は所属におけるグリーン購入の調達推進に努めるとともに、購入実績を取りまとめることとします。
- ⑥グリーン購入の実施状況等については、年度ごとに、概要を取りまとめ公表します。



(6) グリーン購入を推進する際に参考となる資料

①財団法人日本環境協会関係ホームページ

ア エコマーク

イ グリーン購入ネットワーク (GPN)

・GPN データベース

・グリーン購入情報プラザ

・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

②財団法人省エネルギーセンター関連ホームページ

ア 国際エネルギースタープログラム

イ 省エネラベリング制度

ウ 省エネ性能カタログ

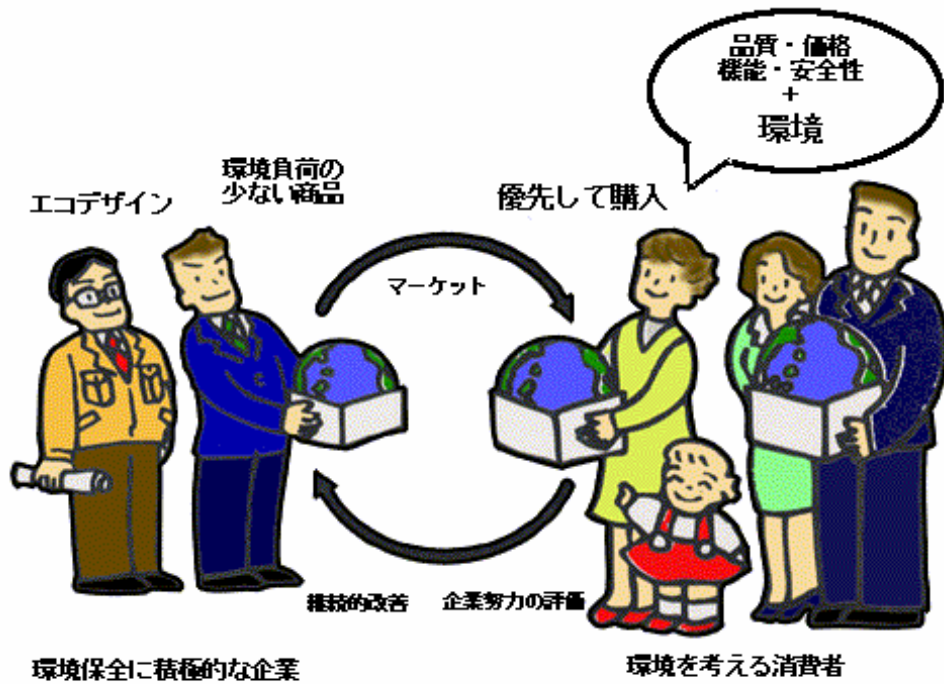
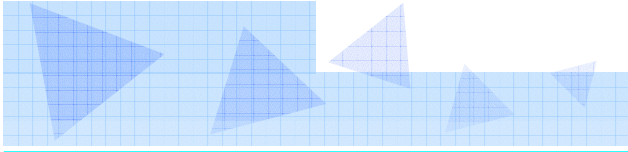




表3-20 特定調達品目

分類		品目名	判断の 目安・基準
紙類	情報用紙	コピー用紙（色つき、カラー複写機用は除く）	◎
		フォーム用紙	○
		インクジェットカラープリンター用塗工紙	○
		ジアゾ感光紙	○
	衛生用紙	トイレトペーパー	◎
		ティッシュペーパー	◎
	印刷用紙	印刷用紙（カラー用紙を除く）	○
		印刷用紙（カラー用紙）	○
文具類	筆記具	シャープペンシル	○
		シャープペンシル替芯	○
		ボールペン	○
		マーキングペン	○
		鉛筆	○
	印章 スタンプ台	スタンプ台	○
		朱肉	○
		印章セット	○
		ゴム印	○
		回転ゴム印	○
	図案 製図用具	定規	○
		トレー	○
		消しゴム	○
		ステープラー	○
		ステープラー針リムーバー	○
		連射式クリップ（本体）	○
		事務用修正具（テープ）	○
		事務用修正具（液体）	○
		クラフトテープ	○
		粘着テープ（布粘着）	○
両面粘着紙テープ	○		
製本テープ	○		



文具類	図案 製図用具	ブックスタンド	○
		パンチ（手動）	○
		マグネット（玉）	○
		マグネット（バー）	○
		ペンスタンド	○
		クリップケース	○
		はさみ	○
		モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	○
		紙めくりクリーム	○
		鉛筆削り（手動）	○
		OA クリーナー（ウェットタイプ）	○
		OA クリーナー（液タイプ）	○
		レターケース	○
		メディアケース（FD・CD・MO 用）	○
		マウスパット	○
		OA フィルター（デスクトップ（CRT・液晶）用）	○
		丸刃式紙裁断機	○





第3節 大気汚染の現況と対策

1 大気汚染の防止

大気汚染の主な発生源は、工場、事業場のばい煙、自動車の排出ガスです。工場、事業場については、法令等による排出規制により対策が進められてきました。これに対し、自動車は法令等による、排出ガス規制強化（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の他、低公害車（電気自動車、天然ガス車等）の普及促進、自動車交通量抑制（公共交通機関の利用等）の広域的な対策が課題となっています。

(1) 大気関係届出状況

ばい煙や粉じんを多量に発生する工場、事業場については、施設ごとに大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、届出が義務付けられています。下表は、市内における法律及び条例に該当する施設の設置状況です。なお、本市は県の協力を得て、工場、事業場への立入調査を実施し、ばい煙防止対策等を指導しています。

表3-21 特定施設等の届出状況（大気関係）

根拠	届出施設	工場、事業場数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	82	212
	粉じん発生施設	1	1
	計	83	213
埼玉県生活環境 保全条例	ばい煙発生施設	22	27
	粉じん発生施設	5	8
	計	27	35

(平成18年3月31日現在)



表 3 - 2 2

特定施設等の届出状況（大気関係）

根 拠	届出施設	工場、事業場数	施 設 数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	57	97
	粉じん発生施設	0	0
	計	83	97
埼玉県生活環境 保全条例	ばい煙発生施設	14	14
	粉じん発生施設	1	1
	計	15	15

（平成 1 9 年 3 月 3 1 日現在）





(2) 大気環境常時監視測定結果

① 二酸化硫黄、二酸化窒素

大気汚染の現状を把握するため、県の常時監視測定局（浅間台大公園に設置）にて、環境基準の定められている大気汚染物質（二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等）の常時監視を行っています。

このうち、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素の濃度について、過去12年間の年平均値を表3-23、3-24に示しました。いずれも環境基準以下で、平成近年ではやや下降傾向にあり、一時的な要因かどうかは、推移を見守る必要があります。

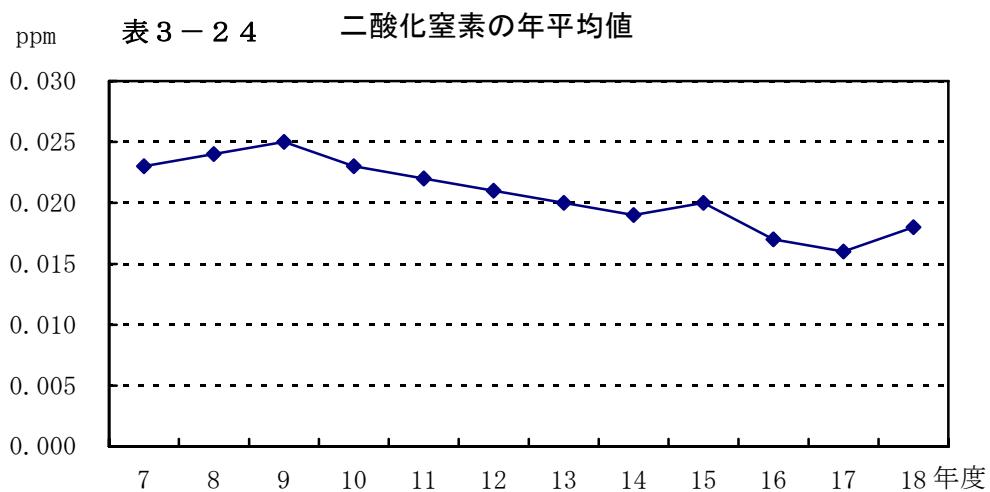
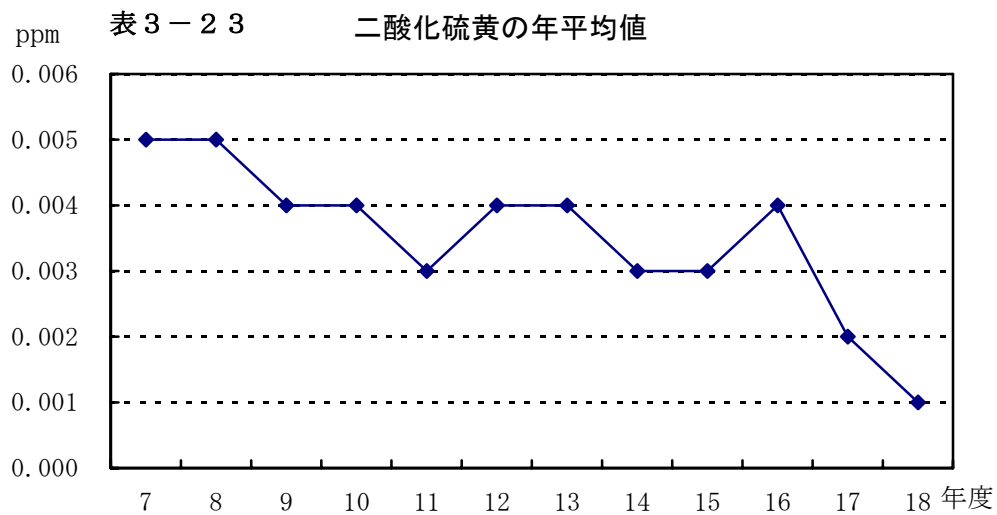




表 3 - 2 5

二酸化硫黄（SO₂：年間値）経年変化

年 度		平成 8	平成 9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
用途地域の区分		第一住専	一 低									
有効測定日数	(日)	360	365	362	356	365	363	361	366	364	365	364
測定時間	(時間)	8,602	8,692	8,629	8,525	8,690	8,656	8,654	8,710	8,677	8,642	8,619
年平均値	(ppm)	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.004	0.002	0.001
1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とその割合	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1時間値の最 高値	(ppm)	0.021	0.042	0.019	0.014	0.092	0.093	0.052	0.068	0.081	0.038	0.027
日平均値の 2%除外値	(ppm)	0.010	0.009	0.008	0.006	0.027	0.011	0.008	0.008	0.008	0.004	0.004
日平均値が 0.04ppmを 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	有 × 無 ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境基準の長 期的評価によ る日平均値 0.04ppmを 超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



表3-26

光化学オキシダント（OX）年間値

年 度		平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
用途地域の区分	第一住専	一 低										
昼間測定日数	(日)	364	364	360	363	365	364	365	366	365	362	365
昼間測定時間	(時間)	5,376	5,356	5,224	5,328	5,407	5,364	5,388	5,413	5,404	5,329	5,410
昼間の1時間値 が0.06ppm を超えた日数と 時間数	(日)	50	43	36	71	114	105	102	105	103	112	101
	(時間)	205	168	135	274	613	524	568	544	526	594	537
昼間の1時間値 が0.12ppm 以上の日数と 時間数	(日)	1	0	4	2	17	15	10	15	12	13	14
	(時間)	3	0	9	3	37	31	36	38	29	32	40
昼間の1時間値 の最高値	(ppm)	0.137	0.115	0.159	0.128	0.182	0.152	0.204	0.161	0.158	0.22	0.196
昼間の日最高 1時間値の年 平均値	(ppm)	0.039	0.037	0.037	0.046	0.054	0.053	0.053	0.052	0.05	0.055	0.054

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

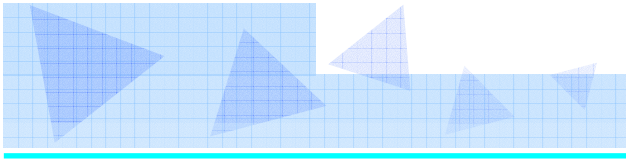


表3-27

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、及び窒素酸化物 (NO+NO₂) 年間値

年 度		平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
用 途 地 域 の 区 分		第一住専	一 低									
一酸化窒素 (NO)	有効測定日数 (日)	365	365	355	362	354	364	342	341	328	362	362
	測定時間 (時間)	8,698	8,692	8,486	8,645	8,504	8,611	8,319	8,167	7,921	8,541	8,553
	年平均値 (ppm)	0.017	0.016	0.017	0.015	0.013	0.012	0.013	0.011	0.011	0.01	0.009
	1時間値の最高値 (ppm)	0.411	0.410	0.433	0.321	0.350	0.289	0.269	0.281	0.302	0.213	0.246
	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.085	0.065	0.082	0.074	0.070	0.064	0.079	0.040	0.046	0.052	0.051
二酸化窒素 (NO ₂)	有効測定日数 (日)	365	365	355	362	354	364	342	341	328	362	362
	測定時間 (時間)	8,698	8,692	8,486	8,645	8,504	8,612	8,319	8,167	7,921	8,541	8,553
	年平均値 (ppm)	0.024	0.025	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.020	0.017	0.016	0.018
	1時間値の最高値 (ppm)	0.094	0.111	0.095	0.090	0.089	0.089	0.089	0.096	0.087	0.081	0.081
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合 (%)	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合 (%)	25	33	25	15	7	6	8	5	4	2	2
	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.046	0.046	0.048	0.044	0.038	0.038	0.040	0.037	0.034	0.034	0.034
	98%評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準の適否		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	有効測定日数 (日)	365	365	355	362	354	364	342	341	328	362	362
	測定時間 (時間)	8,698	8,692	8,486	8,645	8,504	8,611	8,319	8,167	7,921	8,541	8,553
	年平均値 (ppm)	0.041	0.041	0.041	0.037	0.034	0.032	0.032	0.031	0.029	0.027	0.027
	1時間値の最高値 (ppm)	0.493	0.486	0.509	0.384	0.425	0.326	0.34	0.349	0.359	0.281	0.295
	日平均値の年間98%値 (ppm)	0.124	0.109	0.127	0.114	0.103	0.095	0.115	0.076	0.079	0.084	0.129
	年平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂) (%)	58.1	60.6	57.4	59.2	62.3	62.8	59.6	64.8	60.1	61.2	65.8



表3-28

二氧化硫黄 (SO₂ : 月間値)

項目		平成17年										平成18年			17年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	
測定時間	時間	710	737	709	735	735	710	731	709	735	736	662	733	8,642	
月平均値	ppm	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値の最高値	ppm	0.015	0.036	0.038	0.007	0.019	0.015	0.008	0.006	0.008	0.007	0.007	0.012	0.038	
日平均値の最高値	ppm	0.004	0.008	0.005	0.003	0.007	0.004	0.003	0.003	0.004	0.005	0.004	0.004	0.008	

表3-29

光化学オキシダント (OX : 月間値)

項目		平成17年										平成18年			17年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	27	31	30	31	31	28	31	362	
昼間測定時間	時間	446	462	430	460	446	381	459	446	462	462	415	460	5,329	
昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.040	0.042	0.045	0.041	0.039	0.041	0.023	0.02	0.019	0.024	0.025	0.036	0.033	
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	14	16	19	18	18	16	3	3	0	0	0	5	112	
	時間	68	75	114	115	91	92	14	9	0	0	0	16	594	
昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	日	0	0	3	5	1	4	0	0	0	0	0	0	13	
	時間	0	0	6	13	1	12	0	0	0	0	0	0	32	
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.094	0.118	0.141	0.207	0.124	0.22	0.11	0.073	0.044	0.05	0.059	0.068	0.22	
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.06	0.061	0.075	0.077	0.069	0.075	0.042	0.04	0.034	0.035	0.039	0.052	0.055	

表3-30

一酸化窒素 (NO : 月間値)

項目		平成17年										平成18年			17年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	29	29	31	31	30	31	30	31	31	28	30	361	
測定時間	時間	704	713	687	727	731	702	727	705	730	732	657	726	8,541	
月平均値	ppm	0.007	0.003	0.004	0.005	0.004	0.005	0.009	0.023	0.026	0.015	0.017	0.006	0.01	
1時間値の最高値	ppm	0.113	0.04	0.052	0.047	0.048	0.057	0.108	0.17	0.189	0.211	0.213	0.094	0.213	

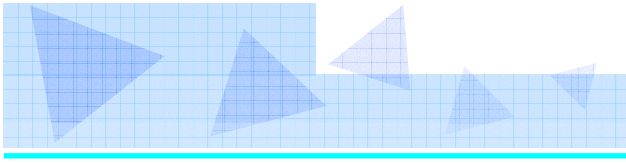


表3-31

二酸化硫黄 (SO₂ : 月間値)

項目	平成18年										平成19年			18年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	30	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	364
測定時間	時間	708	724	708	732	734	709	733	711	732	735	661	732	8,619
月平均値	ppm	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	ppm	0.007	0.016	0.013	0.007	0.027	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.008	0.006	0.027
日平均値の最高値	ppm	0.004	0.004	0.004	0.002	0.005	0.002	0.003	0.002	0.003	0.004	0.004	0.003	0.005

表3-32

光化学オキシダント (OX : 月間値)

項目	平成18年										平成19年			18年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
昼間測定時間	時間	445	450	445	463	461	446	460	446	460	460	416	458	5,410
昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.038	0.042	0.046	0.039	0.041	0.032	0.031	0.019	0.016	0.022	0.029	0.035	0.033
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	10	17	15	17	17	13	7	1	0	0	0	4	101
	時間	36	103	101	96	107	50	23	3	0	0	0	18	537
昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	日	0	0	3	2	9	0	0	0	0	0	0	0	14
	時間	0	0	12	3	25	0	0	0	0	0	0	0	40
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.089	0.094	0.150	0.129	0.196	0.101	0.08	0.062	0.044	0.052	0.057	0.075	0.196
昼間の日最高1時間値の月平均値	ppm	0.054	0.062	0.073	0.069	0.083	0.056	0.052	0.035	0.028	0.038	0.044	0.050	0.054

表3-33

一酸化窒素 (NO : 月間値)

項目	平成18年										平成19年			18年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	30	29	31	29	31	30	31	31	28	31	362
測定時間	時間	704	731	700	715	721	686	724	698	734	738	664	738	8,553
月平均値	ppm	0.006	0.004	0.004	0.006	0.006	0.004	0.007	0.015	0.03	0.015	0.008	0.004	0.009
1時間値の最高値	ppm	0.080	0.056	0.045	0.07	0.047	0.047	0.119	0.12	0.246	0.215	0.085	0.073	0.246



表3-34

二酸化窒素 (NO₂ : 月間値)

項目		平成17年										平成18年			17年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	29	29	31	31	30	31	30	31	31	28	31	362	
測定時間	時間	704	713	687	727	731	702	727	705	730	732	657	726	8,541	
月平均値	ppm	0.016	0.012	0.017	0.015	0.011	0.013	0.018	0.021	0.02	0.018	0.02	0.016	0.016	
1時間値の最高値	ppm	0.081	0.044	0.066	0.048	0.055	0.049	0.06	0.057	0.056	0.067	0.076	0.06	0.081	
日平均値の最高値	ppm	0.049	0.021	0.032	0.025	0.02	0.019	0.033	0.032	0.035	0.039	0.049	0.031	0.049	
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	

表3-35

窒素酸化物 (NO+NO₂ : 月間値)

項目		平成17年										平成18年			17年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	29	29	31	31	30	31	30	31	31	28	31	362	
測定時間	時間	704	713	687	727	731	702	727	705	730	732	657	726	8,541	
月平均値	ppm	0.023	0.015	0.021	0.02	0.015	0.018	0.027	0.043	0.046	0.033	0.038	0.022	0.027	
1時間値の最高値	ppm	0.174	0.072	0.081	0.082	0.072	0.08	0.139	0.216	0.236	0.274	0.281	0.126	0.281	
日平均値の最高値	ppm	0.08	0.032	0.04	0.037	0.026	0.028	0.084	0.098	0.093	0.104	0.121	0.043	0.121	
月平均値 NO _x /(NO+NO ₂)	%	71.3	81.2	79.6	74	74.1	71.2	65.8	47.8	43.2	53.9	54.1	72.1	61.2	

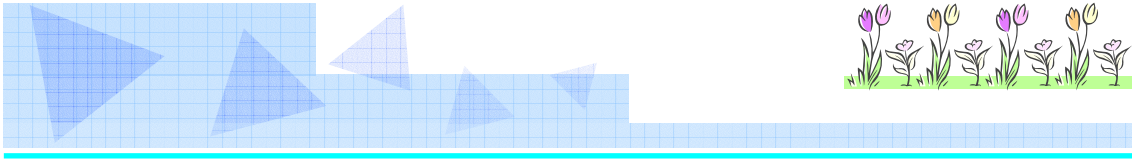


表3-36

二酸化窒素 (NO₂ : 月間値)

項目	平成18年										平成19年			18年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	30	29	31	29	31	30	31	31	28	31	362
測定時間	時間	704	731	700	715	721	686	724	698	734	738	664	738	8,553
月平均値	ppm	0.018	0.015	0.018	0.017	0.015	0.014	0.018	0.021	0.02	0.019	0.018	0.016	0.018
1時間値の最高値	ppm	0.07	0.048	0.051	0.051	0.042	0.045	0.075	0.073	0.056	0.081	0.07	0.057	0.081
日平均値の最高値	ppm	0.039	0.033	0.03	0.027	0.026	0.029	0.046	0.039	0.035	0.034	0.041	0.039	0.046
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2

表3-37

窒素酸化物 (NO+NO₂ : 月間値)

項目	平成18年										平成19年			18年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	30	29	31	29	31	30	31	31	28	31	362
測定時間	時間	704	731	700	715	721	686	724	698	734	738	664	738	8,553
月平均値	ppm	0.023	0.019	0.022	0.023	0.02	0.019	0.025	0.037	0.05	0.034	0.027	0.02	0.027
1時間値の最高値	ppm	0.115	0.104	0.065	0.104	0.072	0.072	0.148	0.159	0.295	0.268	0.141	0.13	0.295
日平均値の最高値	ppm	0.063	0.049	0.035	0.047	0.033	0.043	0.073	0.064	0.129	0.077	0.068	0.061	0.129
月平均値 NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	75.9	80.6	82.6	75.8	72.2	77.4	73.7	58	40	54.8	68.9	79.4	65.8



表3-38

浮遊粒子状物質(SPM:月間値) (平成17年度)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	31	30	31	28	31	31	28	31	363
測定時間	(時間)	716	741	713	739	738	714	737	690	741	741	666	740	8,676
月平均値	(mg/立方メートル)	0.037	0.028	0.045	0.047	0.048	0.04	0.035	0.04	0.027	0.026	0.032	0.033	0.037
1時間値が 0.20mg/立方メートルを 超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.10mg/立方メートルを 超えた日数	(日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1時間値の最高値	(mg/立方メートル)	0.093	0.095	0.151	0.168	0.165	0.123	0.151	0.142	0.134	0.133	0.111	0.137	0.168
日平均値の最高値	(mg/立方メートル)	0.058	0.047	0.087	0.113	0.093	0.081	0.096	0.085	0.059	0.081	0.07	0.06	0.113

表3-39

浮遊粒子状物質(SPM:月間値) (平成18年度)

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
有効測定日数	(日)	30	31	30	31	28	30	31	30	31	31	26	31	360
測定時間	(時間)	715	741	713	738	690	714	737	716	737	740	644	739	8,624
月平均値	(mg/立方メートル)	0.039	0.036	0.04	0.039	0.033	0.027	0.035	0.035	0.035	0.028	0.031	0.029	0.034
1時間値が 0.20mg/立方メートルを 超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が 0.10mg/立方メートルを 超えた日数	(日)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1時間値の最高値	(mg/立方メートル)	0.135	0.148	0.103	0.122	0.106	0.092	0.155	0.126	0.16	0.094	0.113	0.113	0.16
日平均値の最高値	(mg/立方メートル)	0.091	0.065	0.072	0.07	0.069	0.045	0.091	0.075	0.087	0.053	0.062	0.056	0.091

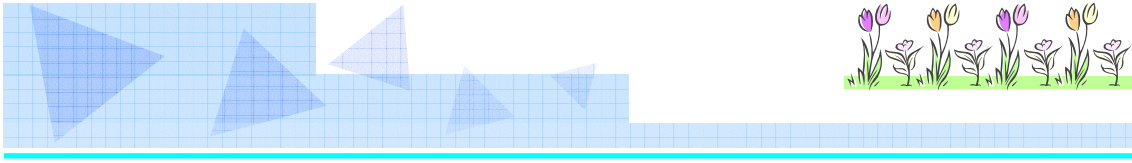


表 3 - 4 0

光化学スモッグ発生状況

光化学スモッグ注意報等の発令状況（日数）

区 分		年 度										
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
※ 県 南 中 部	予 報	4	7	6	4	32	21	19	7	17	9	17
	注 意 報	2	1	5	1	20	15	13	13	15	18	12
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
県	全 域 に お け る 注 意 報 発 令 回 数	10	16	12	18	40	30	21	19	23	26	16
全	国 に お け る 注 意 報 発 令 回 数	94	95	135	100	259	193	184	108	189	185	177

表 3 - 4 1

健康被害届人数の推移（人）

地 域		年 度										
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	上 尾 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	県 南 中 部	0	0	11	0	3	0	75	64	2	320	34
	県 全 域	0	0	22	1	5	0	466	218	3	883	36
	全 国	59	315	1270	402	1479	343	1,347	254	393	1,495	289



② 光化学スモッグ

表3-39は、光化学オキシダント濃度の昼間1時間値が、0.12ppm以上（光化学スモッグ注意報の発令基準）となった日数です。

また、表3-40は、県南中部地区（上尾市他12市1町）における、過去12年間の光化学スモッグ注意報以上の発令回数です。

光化学スモッグは、毎年5月～9月にかけて発生し、特に暑さが厳しく、風の弱い日に多く発生します。このため、その年の気象条件により発生回数が左右されます。過去には、昭和48年から50年にかけて多発した経緯がありましたが、その後は沈静化していました。しかし、近年は猛暑のためか再び多発傾向にあります。

表3-42

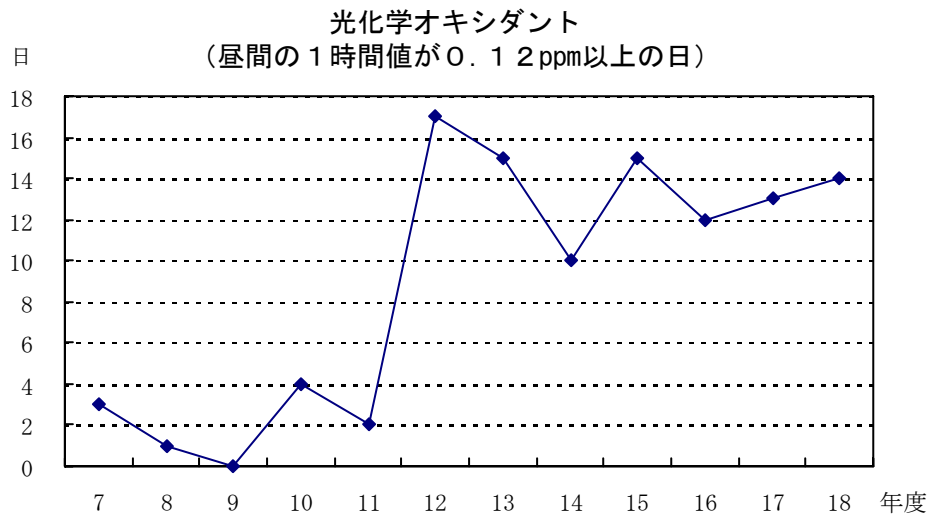
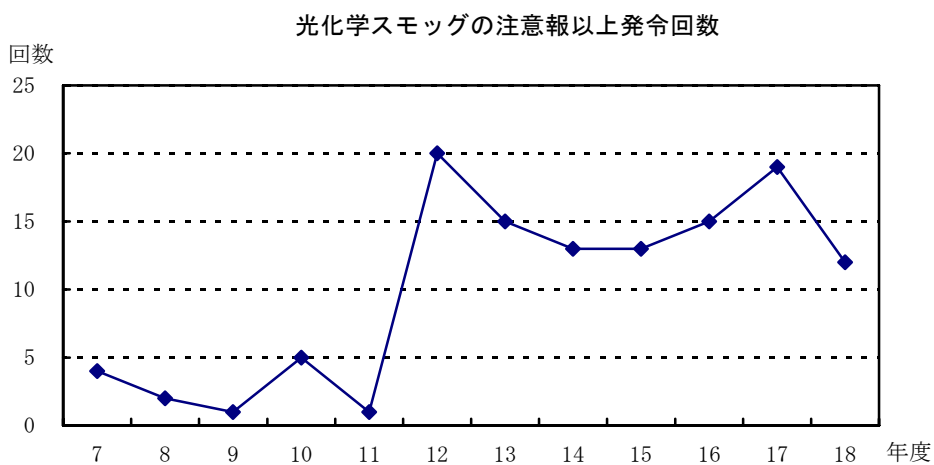


表3-43





(3) 自動車排出ガス対策

① 低公害車導入の推進

本市は、「上尾市環境基本計画」の中で、「低公害車を計画的に導入します」と規定しています。これに伴い、天然ガス車バンを1台、天然ガス車2トントラックを4台、パッカー車1台、ハイブリッド車を1台、LPG車1台を導入し、現在使用している状況です。

(平成19年4月1日現在)

② 自動車交通量抑制

本市は、毎週水曜日をノーカーデーの日とし、マイカー通勤や公用車の使用自粛を実施しています。

③ 市内循環バス「ぐるっとくん」

通勤・通学・買物等に利用していただくために、市内6コース(大石・大谷・平方・上平・原市・東西)で「市内循環バスぐるっとくん」を運行しており平成18年1月末には、乗車数が300万人を超えました。(表3-45)

駅西側運行バスと東西循環バスについては、環境に配慮した圧縮天然ガス(CNG)を燃料とする中型バス(5台)を使用しています。

また、駅東側は、狭い道路を通るためCNGを燃料とする小型バス(1台)と小型の低公害ディーゼル車(2台)を使用しています。

なお、お年寄りや子ども、身体の不自由な方でも乗り降りしやすいように、全てのバスを超低床式(ワンステップ3台、ノンステップ5台)とし、乗降口では車椅子で利用出来るようにスロープ板を設置(引き出し式)し、聴覚障害者の方のために、次の停留所を車内に電光表示するなどの装置を備えています。



表3-44 むるっとくんの利用状況

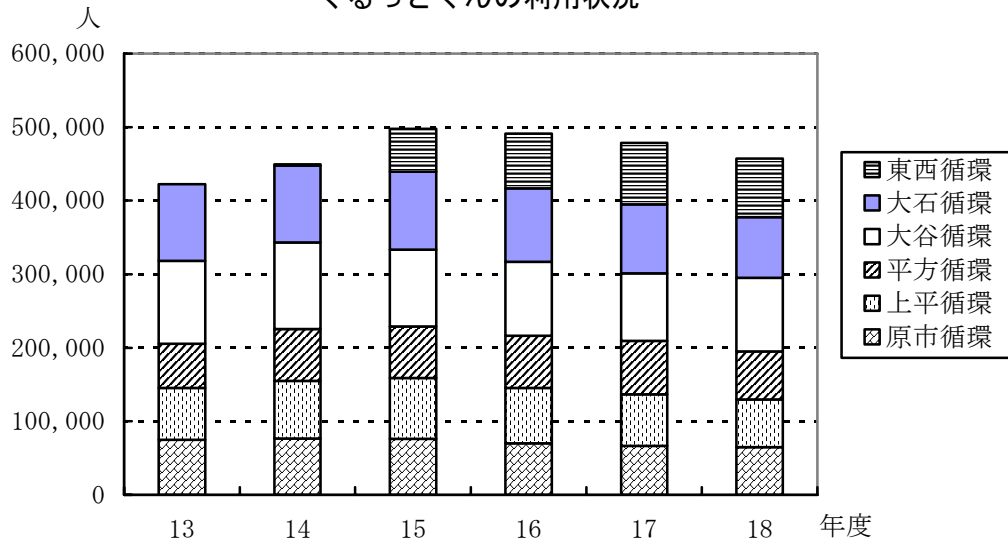


表3-45

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
大石循環	103,799	104,450	105,787	99,798	93,797	82,152
大谷循環	112,998	117,859	104,770	100,394	91,830	100,374
平方循環	60,250	70,384	70,056	70,914	72,532	65,275
上平循環	70,414	78,520	82,762	75,327	70,083	64,829
原市循環	74,825	76,552	76,000	70,134	66,695	64,938
東西循環	-	1,570	58,432	74,611	83,479	79,611
合計	422,286	449,335	497,807	491,178	478,416	457,179
1日平均	1,157	1,231	1,364	1,346	1,311	1,253
累計	1,580,174	1,625,109	2,122,916	2,614,094	3,092,510	3,549,689

(東西循環は、平成15年3月より運行しています)



第4節 水環境の現況と対策

1 水質汚濁の防止

河川等の水質汚濁の主な発生源は、工場、事業場の産業系排水、家庭生活で生じる生活系排水です。工場、事業場については、法令等による規制により対策が進められてきました。これに対し、生活系排水はし尿以外が未規制であるため対策が遅れており、現在水質汚濁原因の約80パーセントを占めています。今後、さらなる公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進が求められています。

(1) 水質関係届出状況

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、特定施設等を設置している工場、事業場には、届出が義務付けられています。表4-1は、市内における特定施設等のある工場、事業場数です。なお、本市は工場、事業場への立入調査を実施し、排水調査及び浄化対策等について指導しています。

表4-1 特定施設等の届出状況（水質関係）

根拠	届出施設	工場、事業場数 (平成17年度)	工場、事業場数 (平成18年度)
水質汚濁防止法	特定施設	219	223
	(うち、立入調査対象)	(79)	(69)
埼玉県生活環境 保全条例	指定施設	8	8
	(うち、立入調査対象)	(5)	(3)

(平成19年3月31日現在)

(2) 河川水質調査結果

市内を流れる10河川17地点で、定期的に水質調査を行っています(表4-2)。市内河川の水質は、下水道の普及等により一部改善傾向にありますが、全体としては横ばい傾向です。なお、表4-3は芝川、表4-4は鴨川の水質調査結果(過去10年間)を示したものです。



表4-2 市内の河川水質調査地点

河川名	番号	調査地点	河川名	番号	調査地点
芝川 (都市下水路)	1	上流① (菅谷字西中通 433番地先)	鴨川	10	上流 (鴨川中央公園脇)
	2	上流② (上郷橋)		11	中流 (富士見橋)
	3	中流 (道三橋)		12	下流 (山ノ下歩道橋)
	4	下流 (日の出橋)	江川	13	滝ノ宮橋
原市沼川	5	上平橋		14	宮下樋管
	6	境橋	浅間川 (都市下水路)	15	戸崎橋より下流 鴨川合流点手前
綾瀬川	7	立合橋	丸山 都市下水路	16	八塚樋管
尾山台 都市下水路	8	瓦葺2868番地先	上尾中堀川 (都市下水路)	17	貝殻樋管
瓦葺 都市下水路	9	国道16号脇			

表4-3 芝川の水質調査結果 (BOD年平均値)

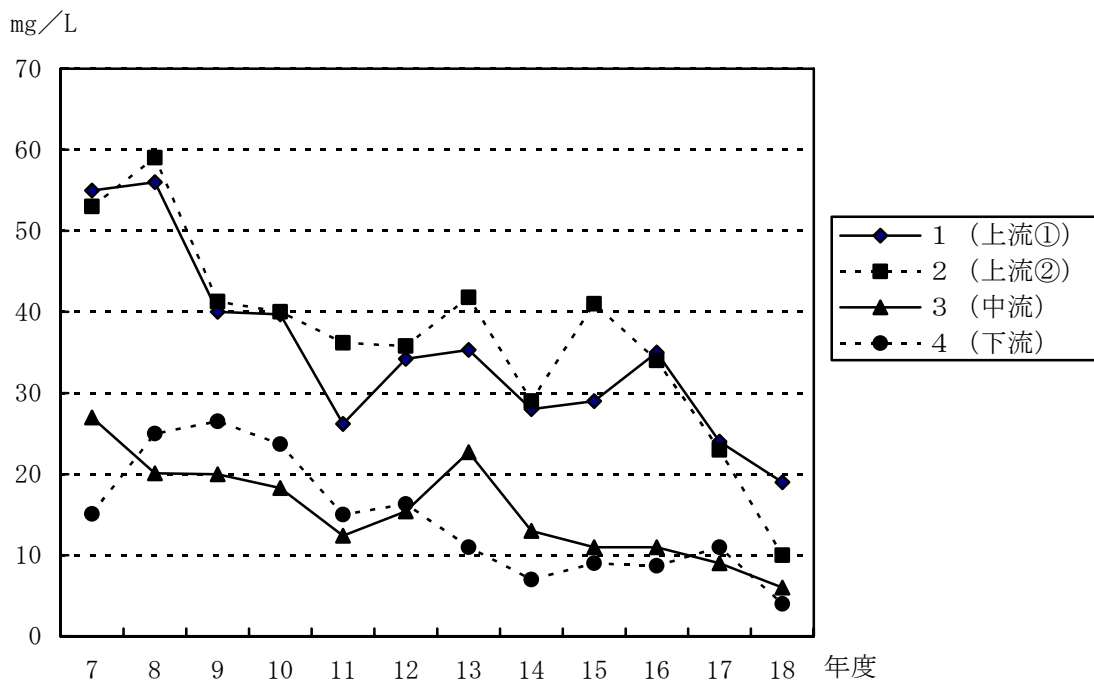
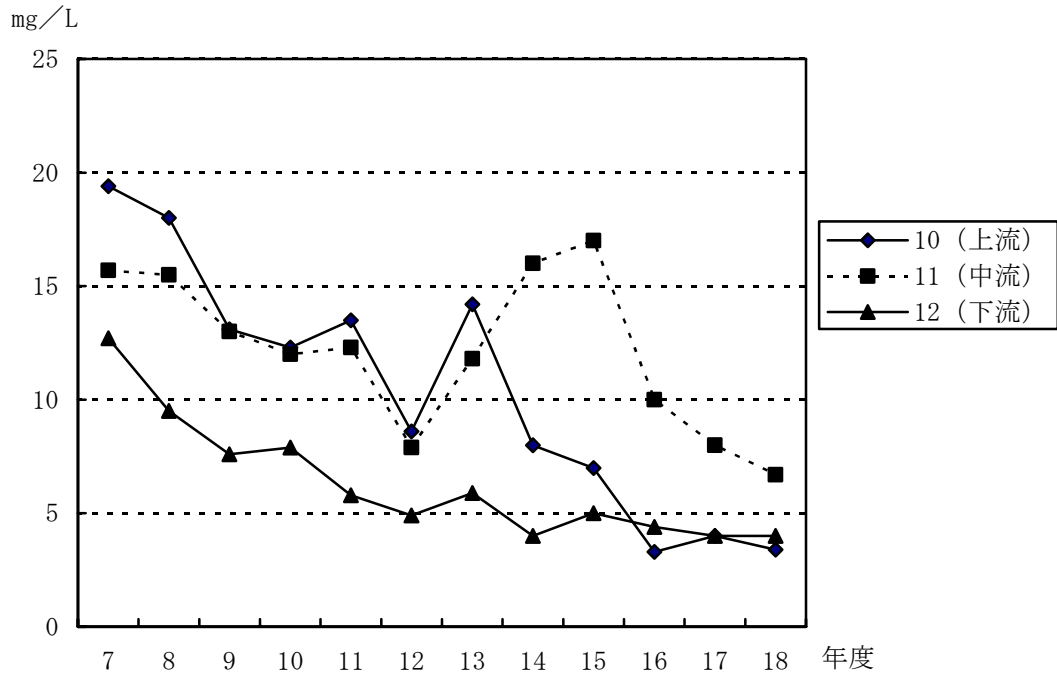




表 4-4

鴨川の水質調査結果（BOD年平均值）



* BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物がバクテリアなどの微生物の働きにより分解されるときに消費される酸素の量を測るもので、河川の有機性汚濁の代表的な指数。数値が大きくなるほど汚濁が進んでいることを表す。





表4-5 (平成17年度)

河川水質調査結果

調査地点① 芝川上流(菅谷字西中通433番地先)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	4/28	7/15	10/21	1/20	平均	環境基準 類型E (参考)
			9:10	9:35	9:25	9:20		
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴・晴	曇・晴	晴・晴	晴・曇		
	気温	℃	19.0	28.7	22.2	2.0	18.0	
	水温	℃	18.0	23.4	19.9	4.3	16.4	
	流量	m ³ /sec	0.013	0.029	0.039	0.013	0.024	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	19.0	36.0	>50	22.0	25.7	
	色相		灰色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.8	6.5	6.8	7.2	6.8	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	2.9	4.9	4.3	6.1	4.6	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	31	12	9.5	44	24	< 10
	浮遊物質	mg/l	12	6	6	12	9	9 ごみ等の浮遊が認められないこと
項目	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(2)	
	全窒素	mg/l	24		11		17.5	
	全リン	mg/l	1.5		0.4		0.9	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l						< 0.02
ベンゼン	mg/l						< 0.01	
セレン	mg/l						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05	
	銅	mg/l			<0.03		<0.03	
	亜鉛	mg/l			<0.05		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2		<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02	
その他項目	フッ素	mg/l			<0.08		<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	8.1		1.4		4.8	
	ケルダール窒素	mg/l	10		2.5		6.3	
	亜硝酸性窒素	mg/l	1.9		0.23		1.065	
	硝酸性窒素	mg/l	12.00		8.70		10.35	
	リン酸性リン	ms/m	1.00		0.27		0.64	
	導電率	mS/m	41.4	33.7	32.9	53.1	40.3	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	3.9		1.1		2.5	



表4-6 (平成17年度)

調査地点 ②芝川上流(つつみ橋、旧上郷橋)

採取年月日		4/28	7/15	10/21	1/20			平均	環境基準 類型E (参考)
時刻		8:55	9:20	9:55	9:35				
分析項目	単位								
現地測定項目	天気(前日・当日)		晴・晴	曇・晴	晴・晴	晴・曇			
	気温	℃	18.5	29.5	20.0	2.0		17.5	
	水温	℃	18.0	21.3	19.4	11.4		17.5	
	流量	m ³ /sec	0.062	0.215	0.207	0.178		0.166	
	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	8.2	28.0	>50	40.0		25.4	
生活環境項目	色相		灰黒色	灰茶色	灰茶色	灰黄色			
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
	水素イオン濃度	mg/l	6.9	6.6	6.90	7.0		6.9	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	0.7	5.9	6.30	7.9		5.2	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	63	8.8	7.10	15		23	< 10
	浮遊物質	mg/l	120	19	11.00	9		40	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5			<5(3)	
	全窒素	mg/l	17		6.70			11.9	
	全リン	mg/l	3.10		0.25			1.675	
	健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001			<0.001
シアン		mg/l	<0.1		<0.1			<0.01	検出されないこと
鉛		mg/l	0.015		0.005			<0.001	< 0.01
六価クロム		mg/l	<0.005		<0.005			<0.005	< 0.05
砒素		mg/l	0.001		<0.001			<0.001	< 0.01
総水銀		mg/l	<0.0005		<0.0005			<0.0005	< 0.0005
ジクロロメタン		mg/l							< 0.02
四塩化炭素		mg/l							< 0.002
1,2-ジクロロエタン		mg/l							< 0.004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l							< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l							< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l							< 1
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l							< 0.006
トリクロロエチレン		mg/l							< 0.03
テトラクロロエチレン		mg/l							< 0.01
1,3-ジクロロプロペン		mg/l							< 0.002
チウラム		mg/l							< 0.006
シマジン		mg/l							< 0.003
チオベンカルブ		mg/l							< 0.02
ベンゼン		mg/l							< 0.01
セレン	mg/l							< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.014			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			0.7	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	10.0		1.10			5.6	
	ケルダール窒素	mg/l	16		1.80			8.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	<0.05		0.11			0.11	
	硝酸性窒素	mg/l	0.17		4.70			2.4	
	リン酸性リン	ms/m	2.10		0.14			1.12	
	導電率	mS/m	45.5	33.2	29.80	30.8		34.8	
陰イオン界面活性剤	mg/l	5.4		0.70			3.1		



表4-7 (平成17年度)

調査地点 ③芝川中流(道三橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	4/28	7/15	10/21	1/20	平均	環境基準 類型E (参考)
			9:50	10:10	10:50	10:10		
現地	天気(前日・当日)		晴・晴	曇・晴	晴・晴	晴・曇		
	気温	℃	21.0	33.0	20.3	3.0	19.3	
	水温	℃	13.3	22.8	20.2	7.9	16.1	
測定項目	流量	m ³ /sec	0.154	0.283	0.322	0.129	0.222	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	30.0	39.0	>50	36.0	35.000	
	色相		灰黒色	灰黄色	灰茶色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.9	6.7	6.90	7.1	6.9	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	3.0	3.8	4.80	2.0	3.4	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	10	5.7	5.00	17	9	< 10
	浮遊物質	mg/l	13	14	13.00	11	13	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(1)	
	全窒素	mg/l	7.8		7.30		7.6	
	全リン	mg/l	0.70		0.34		0.52	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l						< 0.02
	ベンゼン	mg/l						< 0.01
	セレン	mg/l						< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05	
	銅	mg/l			<0.03		<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.027		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2		0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02	
	フッ素	mg/l			0.09		<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	4.1		1.20		2.7	
	ケルダール窒素	mg/l	5.4		1.80		3.6	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.35		0.24		0.295	
	硝酸性窒素	mg/l	2.0		5.10		3.6	
	リン酸性リン	ms/m	0.50		0.20		0.35	
	導電率	mS/m	36.9	33.9	31.70	44.3	36.7	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	1.5		0.30		0.9	



表4-8 (平成17年度)

調査地点 ④芝川下流(日の出橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	4/28	7/15	10/21	1/20	平均	環境基準 類型E (参考)
			10:15	10:40	11:35	10:30		
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴・晴	曇・晴	晴・晴	晴・曇		
	気温	°C	21.4	33.0	21.2	4.0	19.9	
	水温	°C	20.5	23.0	20.9	12.0	19.1	
	流量	m ³ /sec	0.141	0.367	0.528	0.179	0.304	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	45.0	>50	>50	43.0	>50	
	色相 臭気		灰黒色 下水臭	灰黄色 下水臭	灰黄色 下水臭	灰黄色 下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.0	6.8	6.90	7.2	7.0	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.4	5.3	5.60	6.2	5.4	< 2
	生物学的酸素要求量	mg/l	13	3.9	4.40	24	11	< 10
	浮遊物質質量	mg/l	9	12	12.00	9	11	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(1)	
	全窒素	mg/l	6		6.20		6.1	
	全リン	mg/l	0.60		0.26		0.43	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.003		0.002		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
シマジン	mg/l						< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l						< 0.02	
ベンゼン	mg/l						< 0.01	
セレン	mg/l					<0.001	< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05	
	銅	mg/l			0.09		0.12	
	亜鉛	mg/l			0.064		0.08	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2		0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02	
その他項目	フッ素	mg/l			<0.03		<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	2.9		0.79		1.8	
	ケルダール窒素	mg/l	4.1		1.30		2.7	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.20		0.17		0.185	
	硝酸性窒素	mg/l	1.6		4.70		3.15	
	リン酸性リン	ms/m	0.43		0.18		0.31	
	導電率	mS/m	67.6	47.6	39.40	91.9	61.6	
陰イオン界面活性剤	mg/l	1.3		0.20		0.8		



表4-9 (平成17年度)

調査地点 ⑤原市沼川上流(上平橋)

採取年月日		4/28	7/15	10/21	1/20			平均	環境基準
時刻		9:25	9:45	11:35	9:50				
分析項目	単位								
現地	天気(前日・当日)	晴・晴	曇・晴	曇・晴	晴・曇				
	気温	℃	20.2	31.8	21.0	2.0		18.8	
測定	水温	℃	15.8	22.8	20.0	5.9		16.1	
	流量	m ³ /sec	0.010	0.034	0.026	0.007		0.019	
項目	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	>50	>50	>50	40.0		>50	
	色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色			
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
生活環境	水素イオン濃度	mg/l	6.7	6.4	6.60	7.0		6.7	
	溶存酸素量	mg/l	4.2	8.2	6.40	6.3		6.3	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	9.8	4.2	3.60	20		9	
	浮遊物質	mg/l	4	5	5.00	5		4.75	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5			<5(0)	
	全窒素	mg/l	7.7		7.90			7.8	
	全リン	mg/l	0.30		0.14			0.22	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001			<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1			<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		0.001			<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005			<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001			<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005			<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
	シマジン	mg/l							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l							< 0.02
ベンゼン	mg/l							< 0.01	
セレン	mg/l							< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.006			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/l	3.4		0.59			2.0	
	ケルダール窒素	mg/l	4		0.91			2.5	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.42		0.08			0.25	
	硝酸性窒素	mg/l	3.3		6.90			5.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.21		0.10			0.16	
	導電率	mS/m	31.1	26.6	27.40	42.2		31.8	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.9		0.20			0.6	



表4-10 (平成17年度)

調査地点 ⑥原市沼川下流(境橋)

採取年月日		4/28	7/15	10/21	1/20			平均	環境基準
時刻		10:35	11:00	11:35	10:45				
分析項目	単位								
現地	天気(前日・当日)	晴・晴	曇・晴	晴・晴	晴・曇				
	気温	℃	22.8	33.0	22.1	3.0		20.2	
測定項目	水温	℃	17.8	24.2	20.4	4.2		16.7	
	流量	m ³ /sec	0.106	0.183	0.211	0.010		0.127	
項目	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	25.0	>50	35.2	>50		>50	
	色相		灰黄色	灰黄色	灰茶色	灰黄色			
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
	生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.0	6.8	7.00	7.1		7.0
健康項目	溶存酸素量	mg/l	5.4	4.3	4.80	7.7		5.6	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5.6	1.8	4.60	5.1		4.3	
	浮遊物質	mg/l	33	7	27.00	5		18	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5			<5(0)	
	全窒素	mg/l	5.2		6.60			5.9	
	全リン	mg/l	0.30		0.16			0.23	
	健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01
	健康項目	シアン	mg/l	0.1		<0.1		<0.01	検出されないこと
	健康項目	鉛	mg/l	0.004		0.003		0.001	<0.01
	健康項目	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	<0.05
健康項目	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01	
	健康項目	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005
	健康項目	ジクロロメタン	mg/l						<0.02
	健康項目	四塩化炭素	mg/l						<0.002
	健康項目	1,2-ジクロロエタン	mg/l						<0.004
	健康項目	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						<0.02
	健康項目	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						<0.04
	健康項目	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						<1
	健康項目	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						<0.006
	健康項目	トリクロロエチレン	mg/l						<0.03
	健康項目	テトラクロロエチレン	mg/l						<0.01
	健康項目	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						<0.002
	健康項目	チウラム	mg/l						<0.006
	健康項目	シマジン	mg/l						<0.003
	健康項目	チオベンカルブ	mg/l						<0.02
特殊項目	健康項目	ベンゼン	mg/l						<0.01
	健康項目	セレン	mg/l						<0.01
	特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05	
	特殊項目	銅	mg/l			<0.03		<0.03	
	特殊項目	亜鉛	mg/l			0.024		<0.05	
	特殊項目	溶解性鉄	mg/l			<2.0		<0.2	
	特殊項目	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		<0.1	
その他項目	健康項目	クロム	mg/l			<0.02		<0.02	
	健康項目	フッ素	mg/l			<0.08		<0.08	
	その他項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.6		0.63		1.6	
	その他項目	ケルダール窒素	mg/l	3.3		1.00		2.15	
	その他項目	亜硝酸性窒素	mg/l	0.16		0.13		0.145	
	その他項目	硝酸性窒素	mg/l	1.7		5.40		3.55	
	その他項目	リン酸性リン	ms/m	0.22		0.09		0.16	
その他項目	導電率	mS/m	31.7	30.8	33.10	36.3		33.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2		0.10			0.2	



表4-11 (平成17年度)

調査地点⑦綾瀬川(立合橋)

採取年月日		4/28	7/15	10/21	1/20			平均	環境基準 類型C
時刻		11:00	11:30	12:50	11:05				
分析項目	単位								
現地	天気(前日・当日)	晴・晴	曇・晴	晴・晴	晴・曇				
	気温	℃	23.0	32.5	22.0	3.0		20.1	
測定	水温	℃	20.0	24.7	20.5	7.0		18.1	
	流量	m ³ /sec	0.461	1.550	1.030	0.545		0.897	
項目	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	33.0	37.0	39.0	45.0		38.5	
	色相		灰黄色	灰黄色	灰茶色	灰黄色			
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭			
生活環境	水素イオン濃度	mg/l	7.0	6.9	7.10	7.1		7.0	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.2	6.2	5.60	6.3		5.6	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	6.6	2.2	3.50	6.5		4.7	< 5
	浮遊物質	mg/l	8	16	22.00	8		13.5	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5			<5(2)	
	全窒素	mg/l	4.8		6.30			5.6	
健康項目	全リン	mg/l	0.30		0.15			0.225	
	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001			<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1			<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.005		0.002			<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005			<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001		0.001			0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005			<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
	シマジン	mg/l							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l							< 0.02
特殊項目	ベンゼン	mg/l							< 0.01
	セレン	mg/l							< 0.01
	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.018			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			0.1			0.1	
その他項目	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08			<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	2.20		0.46			1.3	
	ケルダール窒素	mg/l	3.2		0.85			2.025	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.16		0.11			0.135	
	硝酸性窒素	mg/l	1.3		5.30			3.3	
	リン酸性リン	ms/m	0.21		0.09			0.15	
項目	導電率	mS/m	34.8	28.9	34.00	68.3		41.5	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.3		<0.1			0.3	



表4-12 (平成17年度)

調査地点 ⑧尾山台都市下水路(瓦葺2868番地先)

採取年月日		時刻	3/24						平均	環境基準
分析項目	単位									
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴・晴							
	気温	℃	9.0						9.0	
	水温	℃	11.8						11.8	
	流量	m ³ /sec	0.053						0.053	
	採取位置		流心							
	透視度	度	37.0						37.0	
	色相		灰黄色							
	臭気		下水臭							
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.0						7.0	
	溶存酸素量	mg/l	2.4						2.4	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	20						20	
	浮遊物質	mg/l	35						35	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5						<5(2)	
	全窒素	mg/l	11						11	
	全リン	mg/l	1.4						1.4	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.01						<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005						<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005						<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05						<0.05	
	銅	mg/l	<0.03						<0.03	
	亜鉛	mg/l	<0.05						<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	<0.2						<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	0.1						0.1	
	クロム	mg/l	<0.02						<0.02	
	フッ素	mg/l	<0.08						<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	7.9						7.9	
	ケルダール窒素	mg/l	10						10	
	亜硝酸性窒素	mg/l	7.9						7.9	
	硝酸性窒素	mg/l	1.3						1.3	
	リン酸性リン	ms/m	0.97						0.97	
	導電率	mS/m	42.5						42.5	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	2.0						2.0	



表4-13 (平成17年度)

調査地点 ⑨瓦葺都市下水路(国道16号脇)

採取年月日		7/15								
時刻		13:20								
分析項目	単位								平均	環境基準
現地	天候(前日・当日)		曇・晴							
	気温	°C	27.4						27.4	
	水温	°C	25.8						25.8	
測定項目	流量	m ³ /sec	0.029						0.029	
	採取位置		流心							
項目	透視度	度	49.6						49.6	
	色相		灰黄色							
	臭気		下水臭							
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.1						7.1	
	溶存酸素量	mg/l	4.1						4.1	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	13						13	
	浮遊物質	mg/l	4						4	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5						<5(1)	
	全窒素	mg/l	8.7						8.7	
	全リン	mg/l	1.0						1	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1						<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005						<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005						<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05						<0.05	
	銅	mg/l	<0.03						<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.012						<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	<0.2						<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	<0.1						<0.1	
	クロム	mg/l	<0.02						<0.02	
フッ素	mg/l	<0.08						<0.08		
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	3.6						6.5	
	ケルダール窒素	mg/l	6.5						6.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.26						0.38	
	硝酸性窒素	mg/l	1.90						1.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.83						1.0	
	導電率	mS/m	39.0						39.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	2.9						2.9	



表4-14 (平成17年度)

調査地点 ⑩鴨川上流(鴨川中央公園脇)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/26	9/16	11/11	2/22	平均	環境基準 類型C (参考)
			9:35	10:40	9:45	9:40		
現地	天気(前日・当日)		晴	晴・曇り	晴・曇り	晴・曇り		
	気温	℃	21.8	25.0	10.4	9.0	16.6	
	水温	℃	18.9	22.8	17.0	10.7	17.4	
測定項目	流量	m ³ /sec	0.022	0.034	0.054	0.046	0.039	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	
	色相		灰黄色	灰黄色	灰緑色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.6	6.7	7.0	6.9	6.8	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	3.2	5.3	6.4	6.4	5.3	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	3.7	3.6	3.5	5.4	4	< 5
	浮遊物質	mg/l	3	8	9	21	10	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(1)	
	全窒素	mg/l	5.7		6.2		6.0	
	全リン	mg/l	0.35		0.18		0.27	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l						< 0.02
	ベンゼン	mg/l						< 0.01
	セレン	mg/l						< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05	
	銅	mg/l			<0.03		<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.014		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2		0.3	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08		0.11	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.3		0.32		0.8	
	ケルダール窒素	mg/l	2.2		0.81		1.5	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.36		0.09		0.23	
	硝酸性窒素	mg/l	3.1		5.3		4.2	
	リン酸性リン	ms/m	0.29		0.14		0.22	
	導電率	mS/m	26.8	27.4	28.9	27.8	27.7	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.1		<0.1		0.1	



表4-15 (平成17年度)

調査地点 ①鴨川中流(富士見橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/26	9/16	11/11	2/22	平均	環境基準 類型C
			11:00	10:10	11:10	11:10		
現地	天気(前日・当日)		晴	晴・曇り	晴・曇り	晴・曇り		
	気温	℃	22.6	24.0	12.5	10.5	17.4	
	水温	℃	19.9	22.2	15.9	12.5	17.6	
測定項目	流量	m ³ /sec	0.182	0.218	0.169	0.122	0.173	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	31.2	31.2	
	色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色		
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.7	6.8	7.0	7.0	6.9	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.6	6.3	6.1	7.0	6.0	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	7.6	3.8	6.7	12.0	8	< 5
	浮遊物質	mg/l	11	5	7	12	9	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(4)	
	全窒素	mg/l	5.1		5.9		5.5	
	全リン	mg/l	0.52		0.58		0.55	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l						< 0.02
	ベンゼン	mg/l						< 0.01
	セレン	mg/l						< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05	
	銅	mg/l			<0.03		<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.091		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			0.2		0.6	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		0.1	
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02	
	フッ素	mg/l			0.14		0.17	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.0		1.20		1.6	
	ケルダール窒素	mg/l	3.5		1.70		2.6	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.13		0.19		0.16	
	硝酸性窒素	mg/l	1.4		4.0		2.7	
	リン酸性リン	ms/m	0.43		0.52		0.48	
	導電率	mS/m	37.6	41.8	51.4	41.2	43.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.5		0.2		0.4	



表4-16 (平成17年度)

調査地点 ⑫鴨川下流(戸崎橋)

採取年月日 時刻	5/26 11:30	9/16 9:35	11/11 11:50	2/22 11:55	平均	環境基準 類型C	
							分析項目
現地	天気(前日・当日)	晴	曇り・晴	晴・曇り	晴・曇り		
	気温	℃	23.0	23.2	12.0	12.3	17.6
	水温	℃	20.6	22.4	14.1	11.6	17.2
測定	流量	m ³ /sec	0.239	0.305	0.311	0.123	0.245
項目	採取位置		流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50
	色相		灰黄色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	
生活	水素イオン濃度	mg/l	6.9	7.0	7.0	7.0	6.5~8.5
環境	溶存酸素量	mg/l	3.6	3.9	4.4	4.0	> 5
項目	生物化学的酸素要求量	mg/l	3.6	4.1	4.2	5.5	< 5
	浮遊物質	mg/l	3	14	10	9	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(0)
	全窒素	mg/l	4.1		5.3		4.7
	全リン	mg/l	0.51		0.43		0.47
健康	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.01
項目	シアン	mg/l	<0.1		<0.1		<0.01 検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		0.004		<0.001 < 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005 < 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001 < 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005 < 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l					< 0.02
	四塩化炭素	mg/l					< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l					< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l					< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l					< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l					< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l					< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l					< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l					< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l					< 0.002
	チウラム	mg/l					< 0.006
	シマジン	mg/l					< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l					< 0.02
	ベンゼン	mg/l					< 0.01
	セレン	mg/l					< 0.01
特殊	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05
項目	銅	mg/l			<0.03		<0.03
	亜鉛	mg/l			0.054		<0.05
	溶解性鉄	mg/l			<0.2		0.3
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		0.1
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02
	フッ素	mg/l			0.1		0.12
その他	アンモニア性窒素	mg/l	2.2		1.20		1.7
項目	ケルダール窒素	mg/l	3.5		2.00		2.8
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.11		0.29		0.20
	硝酸性窒素	mg/l	0.49		2.9		1.7
	リン酸性リン	ms/m	0.47		0.38		0.43
	導電率	mS/m	49.0	42.2	43.3	45.3	45.0
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2		<0.1		0.2



表4-17 (平成17年度)

調査地点 ③江川上流(滝ノ宮橋)

採取年月日	時刻	5/26	8/31	11/11	2/22	平均	環境基準
		10:05	9:30	9:45	10:05		
分析項目	単位						
現地	天気(前日・当日)	晴	曇り・晴	晴・曇り	晴・曇り		
	気温	21.4	23.2	10.4	10.7	16.4	
	水温	20.4	22.2	17.0	11.1	17.7	
測定	流量	m ³ /sec	0.225	0.677	0.054	0.179	0.284
項目	採取位置	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	
	色相		灰黄色	灰色	灰緑色	灰黄色	
	臭気		下水臭	下水臭	下水臭	下水臭	
生活環境	水素イオン濃度	mg/l	6.9	6.8	7.0	7.1	7.0
	溶存酸素量	mg/l	8.2	7.3	6.4	6.4	7.1
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5.8	2.9	3.5	11	6
項目	浮遊物質	mg/l	8	11	9	9	9
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5		<5(0)
	全窒素	mg/l	5.2		6.2		5.7
	全リン	mg/l	0.68		0.18		0.43
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001 < 0.01
	シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.01 検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001 < 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005 < 0.05
	砒素	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001 < 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 < 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l					< 0.02
	四塩化炭素	mg/l					< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l					< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l					< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l					< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l					< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l					< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l					< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l					< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l					< 0.002
	チウラム	mg/l					< 0.006
	シマジン	mg/l					< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l					< 0.02
	ベンゼン	mg/l					< 0.01
	セレン	mg/l					< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05		<0.05
	銅	mg/l			<0.03		<0.03
	亜鉛	mg/l			0.014		<0.05
	溶解性鉄	mg/l			<0.2		<0.2
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1		<0.1
	クロム	mg/l			<0.02		<0.02
	フッ素	mg/l			<0.08		0.09
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.0		0.32		1.2
	ケルダール窒素	mg/l	3.5		0.81		2.2
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.17		0.09		0.13
	硝酸性窒素	mg/l	1.5		5.3		3.4
	リン酸性リン	ms/m	0.60		0.14		0.37
	導電率	mS/m	28.5	27.1	28.9	38.0	30.6
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.1		<0.1		0.1



表4-18 (平成17年度)

調査地点 ④江川下流(宮下樋管)

採取年月日		5/26	8/31	11/11	2/22			平均	環境基準
時刻		10:30	10:10	10:10	10:35				
分析項目	単位								
現地	天気(前日・当日)	晴	曇り・晴	晴・曇り	晴・曇り				
	気温	℃	21.2	23.5	9.9	10.0		16.2	
測定項目	水温	℃	19.6	23.5	13.5	10.0		16.7	
	流量	m ³ /sec	0.261	1.100	0.268	0.357		0.497	
項目	採取位置	流心	流心	流心	流心				
	透視度	度	>50	37.6	>50	34.0		35.8	
	色相		灰黄色	灰色	灰黄色	灰黄色			
	臭気		下水臭	油臭	下水臭	下水臭			
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.1	6.9	7.0	7.3		7.1	
	溶存酸素量	mg/l	5.8	6.7	8.4	8.9		7.5	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	4.3	9.7	3.9	21		10	
	浮遊物質	mg/l	4	24	5	12		11	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			<5			<5(0)	
	全窒素	mg/l	4.3		8.9			6.6	
	全リン	mg/l	0.59		0.25			0.42	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001			<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		<0.1			<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		0.001			<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005			<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001		<0.001			0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005			<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
	シマジン	mg/l							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l							< 0.02
ベンゼン	mg/l							< 0.01	
セレン	mg/l							< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.05			<0.05	
	銅	mg/l			<0.03			<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.015			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.2			0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.1			0.1	
	クロム	mg/l			<0.02			<0.02	
	フッ素	mg/l			<0.08			0.11	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.2		0.70			1.5	
	ケルダール窒素	mg/l	3.3		2.70			3.0	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.12		0.23			0.18	
	硝酸性窒素	mg/l	0.97		5.9			3.4	
	リン酸性リン	ms/m	0.55		0.23			0.39	
	導電率	mS/m	32.2	31.3	32.7	41.5		34.4	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.1		0.1			0.1	



表4-19 (平成17年度)

調査地点 ⑮浅間川(鴨川合流手前)

採取年月日 時刻	8/31 11:50						平均	環境基準
分析項目	単位							
現地	天気(前日・当日)		曇り・晴					
	気温	℃	28.4				28.4	
	水温	℃	23.6				23.6	
	流量	m ³ /sec	0.053				0.053	
測定項目	採取位置		流心					
	透視度	度	42.0				42.0	
	色相		灰黄色					
	臭気		下水臭					
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.0				7.0	
	溶存酸素量	mg/l	8.9				8.9	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5.9				6	
	浮遊物質	mg/l	10				10	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5				<5(0)	
	全窒素	mg/l	5.80				5.8	
	全リン	mg/l	0.29				0.29	
	健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001				<0.001
シアン		mg/l	<0.1				<0.01	検出されないこと
鉛		mg/l	0.003				<0.001	< 0.01
六価クロム		mg/l	<0.005				<0.005	< 0.05
砒素		mg/l	<0.001				<0.001	< 0.01
総水銀		mg/l	<0.0005				<0.0005	< 0.0005
ジクロロメタン		mg/l						< 0.02
四塩化炭素		mg/l						< 0.002
1,2-ジクロロエタン		mg/l						< 0.004
1,1-ジクロロエチレン		mg/l						< 0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l						< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l						< 1
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l						< 0.006
トリクロロエチレン		mg/l						< 0.03
テトラクロロエチレン		mg/l						< 0.01
1,3-ジクロロプロベン		mg/l						< 0.002
チウラム		mg/l						< 0.006
シマジン		mg/l						< 0.003
チオベンカルブ		mg/l						< 0.02
ベンゼン		mg/l						< 0.01
セレン		mg/l						< 0.01
特殊項目		フェノール類	mg/l	<0.05				<0.05
	銅	mg/l	<0.03				<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.036				<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	<0.2				0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	<0.1				0.1	
	クロム	mg/l	<0.02				<0.02	
	フッ素	mg/l	0.12				0.20	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.6				1.6	
	ケルダール窒素	mg/l	2.3				2.3	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.33				0.33	
	硝酸性窒素	mg/l	3.1				3.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.16				0.16	
	導電率	mS/m	37.6				37.6	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2				0.2	



表4-20 (平成17年度)

調査地点 ⑩丸山都市下水路(八塚樋管)

採取年月日	時刻	天気	平均	環境基準
8/31	10:40	曇り・晴		
分析項目	単位			
現地	天気(前日・当日)			
	気温	℃	24.8	
	水温	℃	23.0	
測定	流量	m ³ /sec	0.192	
項目	採取位置		流心	
	透視度	度	23.0	
	色相		灰色	
	臭気		下水臭	
生活環境	水素イオン濃度	mg/l	6.8	
項目	溶存酸素量	mg/l	4.3	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	4.9	
	浮遊物質	mg/l	29	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5	<5(0)
	全窒素	mg/l	7.90	7.9
	全リン	mg/l	0.61	0.61
健康	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001 < 0.01
項目	シアン	mg/l	<0.1	<0.01 検出されないこと
	鉛	mg/l	0.006	<0.001 < 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005 < 0.05
	砒素	mg/l	0.001	<0.001 < 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005 < 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l		< 0.02
	四塩化炭素	mg/l		< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l		< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l		< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l		< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		< 0.002
	チウラム	mg/l		< 0.006
	シマジン	mg/l		< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l		< 0.02
	ベンゼン	mg/l		< 0.01
	セレン	mg/l		< 0.01
特殊	フェノール類	mg/l	<0.05	<0.05
項目	銅	mg/l	<0.03	<0.03
	亜鉛	mg/l	0.045	<0.05
	溶解性鉄	mg/l	0.2	0.2
	溶解性マンガン	mg/l	0.1	0.1
	クロム	mg/l	<0.02	<0.02
	フッ素	mg/l	0.11	0.10
その他	アンモニア性窒素	mg/l	1.4	1.4
項目	ケルダール窒素	mg/l	2.8	2.8
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.18	0.18
	硝酸性窒素	mg/l	4.8	4.8
	リン酸性リン	ms/m	0.17	0.17
	導電率	mS/m	32.7	32.7
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.3	0.3



表4-21 (平成17年度)

調査地点 ⑰上尾中堀川(貝塚樋管)

採取年月日		時刻	8/31							平均	環境基準
分析項目		単位	10:40								
現地測定項目	天気(前日・当日)		曇り・晴								
	気温	°C	25.2							25.2	
	水温	°C	23.4							23.4	
	流量	m ³ /sec	0.013							0.013	
	採取位置		流心								
	透視度	度	24.2							>50	
	色相		灰茶色								
	臭気		下水臭								
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.0							7.0	
	溶存酸素量	mg/l	4.9							4.9	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5.3							5	
	浮遊物質	mg/l	9							9	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<5							<5(1)	
	全窒素	mg/l	7.60							7.6	
	全リン	mg/l	0.37							0.37	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001							<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1							<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.006							<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005							<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001							<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005							<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l									< 0.02
	四塩化炭素	mg/l									< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l									< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l									< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l									< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l									< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l									< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l									< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l									< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l									< 0.002
	チウラム	mg/l									< 0.006
	シマジン	mg/l									< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l									< 0.02
	ベンゼン	mg/l									< 0.01
セレン	mg/l									< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.05							<0.05	
	銅	mg/l	<0.03							<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.07							<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.2							0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	0.1							0.2	
	クロム	mg/l	<0.02							<0.02	
	フッ素	mg/l	0.12							0.09	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.1							2.1	
	ケルダール窒素	mg/l	31.0							31.0	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.22							0.22	
	硝酸性窒素	mg/l	4.2							4.2	
	リン酸性リン	ms/m	0.19							0.19	
	導電率	mS/m	43.0							43.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	<0.1							<0.1	



表4-22 (平成18年度)

河川水質調査結果

調査地点① 芝川上流(菅谷字西中通433番地先)

採取年月日時刻	分析項目	単位	5/23	7/28	10/10	1/17	平均	環境基準 類型E (参考)
			9:55	9:50	9:30	9:25		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	曇り	晴れ	曇り時々雨		
	気温	℃	17.5	26.0	19.5	5.0	17.0	
	水温	℃	18.0	20.7	20.1	10.9	17.4	
	流量	m ³ /sec	0.010	0.042	0.055	0.045	0.038	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	16.2	>50	44.6	42.0	34.3	
	色相		中灰黄色	淡灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色		
	臭気		弱下水臭	中下水臭	中下水臭	強下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.3	6.6	6.4	6.6	6.7	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.4	2.3	4.4	3.8	3.7	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	35	11	7.7	21	19	< 10
	浮遊物質	mg/l	18	7	7	8	10	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND		<5(2)	
	全窒素	mg/l	16		12		14	
	全リン	mg/l	2.2		0.3		1.3	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.001
	シアン	mg/l	<0.1		ND		<0.1	<0.01 検出されないこと
	鉛	mg/l	0.001		<0.001		<0.001	<0.001
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	<0.005
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.001
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						<0.02
	四塩化炭素	mg/l						<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						<0.01
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						<0.002
	チウラム	mg/l						<0.006
	シマジン	mg/l						<0.003
	チオベンカルブ	mg/l						<0.02
	ベンゼン	mg/l						<0.01
セレン	mg/l						<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.005		<0.05	
	銅	mg/l			<0.01		<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.016		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.1		<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.05		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.01		<0.02	
その他項目	フッ素	mg/l			0.03		<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	10.0		1.1		5.6	
	ケルダール窒素	mg/l	15		2.2		8.6	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.32		0.20		0.26	
	硝酸性窒素	mg/l	0.33		9.90		5.115	
	リン酸性リン	mg/l	1.70		0.20		0.95	
	導電率	mS/m	44.0	33.7	32.0	39.0	37.2	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	1.0		0.83		0.9	



表4-23 (平成18年度)

調査地点 ②芝川上流(つつみ橋、旧上郷橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/10	7/28	10/10	1/17	平均	環境基準 類型E (参考)
			9:35	9:30	9:55	9:10		
現地測定項目	天気(前日・当日)		曇り	曇り	晴れ	曇り時々雨		
	気温	°C	17.2	27.5	20.5	5.5	17.7	
	水温	°C	17.0	20.0	20.4	12.3	17.4	
	流量	m ³ /sec	0.135	0.250	0.144	0.077	0.152	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	29.5	>50	29.5	
	色相		淡灰色	淡灰緑色	中灰黄色	淡灰黄色	#DIV/0!	
	臭気		弱下水臭	中下水臭	弱下水臭	中下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	6.9	6.7	6.6	6.9	6.8	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	9.2	6.0	4.6	1.3	5.3	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	9	4.4	8.6	19	10	< 10
	浮遊物質	mg/l	7	12	25.0	10	14	ごみ等の浮遊が認められないこと
健康項目	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND		<5(3)	
	全窒素	mg/l	8.1		8.20		8.2	
	全リン	mg/l	0.54		0.44		0.49	
	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		ND		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.001		0.002		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006	
トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03	
テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002	
チウラム	mg/l						< 0.006	
シマジン	mg/l						< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l						< 0.02	
ベンゼン	mg/l						< 0.01	
セレン	mg/l						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.005		0.05	
	銅	mg/l			<0.01		<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.037		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			0.20		0.7	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.05		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.01		<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l			0.04		<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	2.5		1.9		2.2	
	ケルダール窒素	mg/l	4		3.4		3.7	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.052		0.24		0.15	
	硝酸性窒素	mg/l	4.00		4.50		4.3	
	リン酸性リン	mg/l	0.41		0.26		0.34	
	導電率	mS/m	30.0	29.9	33.0	43	34.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	1.9		0.75		1.3	



表4-24-1 (平成18年度)

調査地点 ③芝川中流(道三橋)

採取年月日	時刻	5/10 10:35	7/28 10:40	10/10 10:40	1/17 10:00			平均	環境基準 類型E (参考)
分析項目	単位								
現地測定項目	天気(前日・当日)	曇り	曇り	晴れ	曇り時々雨				
	気温	18.0	28.0	22.5	4.6			18.3	
	水温	17.7	23.0	20.8	11.2			18.2	
	流量	0.117	0.294	0.473	0.172			0.264	
	採取位置	流心	流心	流心	流心				
	透視度	>50	>50	>50	48.0			48.000	
	色相	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色				
	臭気	弱下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭				
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.1	6.8	6.7	6.8		6.9	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	3.0	3.2	5.4	4.9		4.1	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	8.9	6.5	3.8	4.9		6	< 10
	浮遊物質	mg/l	7	14	11	17		12	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND			<5(1)	
	全窒素	mg/l	8.1		7.4			7.8	
	全リン	mg/l	0.94		0.32			0.63	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1	ND	ND	<0.1		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.001	0.001	<0.001	<0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
	シマジン	mg/l							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l							< 0.02
	ベンゼン	mg/l							< 0.01
	セレン	mg/l							< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.005			<0.05	
	銅	mg/l			<0.01			<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.030			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			0.10			0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.05			<0.1	
	クロム	mg/l			<0.01			<0.02	
	フッ素	mg/l			0.03			<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	3.7		0.95			2.3	
	ケルダール窒素	mg/l	6.6		1.5			4.1	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.15		0.19			0.17	
	硝酸性窒素	mg/l	1.3		5.7			3.5	
	リン酸性リン	mg/l	0.71		0.22			0.47	
	導電率	mS/m	34.0	32.4	32.0	33		32.9	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.7		0.21			0.5	



表4-24-2 (平成18年度)

調査地点④芝川下流(日の出橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/10	7/28	10/11	1/23	平均	環境基準 類型E (参考)
			10:50	11:00	8:30	8:15		
現地測定項目	天気(前日・当日)		曇り	曇り	晴れ	晴れ		
	気温	°C	17.8	28.0	19.0	5.0	17.5	
	水温	°C	18.7	23.2	20.8	12.4	18.8	
	流量	m ³ /sec	0.188	0.408	0.537	0.256	0.347	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	44.0	>50	
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	中灰黄色		
	臭気		弱下水臭	中下水臭	弱下水臭	中下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.1	6.9	6.8	7.0	7.0	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	1.5	4.5	5.6	5.4	4.3	< 2
	生物化学的酸素要求量	mg/l	12	4.2	3.2	8.8	7	< 10
	浮遊物質	mg/l	10	12	10	11	11	ごみ等の浮遊が認められないこと
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND		<5(1)	
	全窒素	mg/l	5.8		6.60		6.2	
	全リン	mg/l	0.75		0.25		0.5	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		ND		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l						< 0.02
	ベンゼン	mg/l						< 0.01
	セレン	mg/l					<0.001	< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.005		<0.05	
	銅	mg/l			0.05		0.12	
	亜鉛	mg/l			0.078		0.08	
	溶解性鉄	mg/l			0.10		0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.05		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.01		<0.02	
	フッ素	mg/l			0.03		<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.4		0.6		1.5	
	ケルダール窒素	mg/l	4.4		1.2		2.8	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.10		0.12		0.11	
	硝酸性窒素	mg/l	1.3		5.2		3.25	
	リン酸性リン	mg/l	0.56		0.18		0.37	
	導電率	mS/m	61.0	38.6	41.0	55	48.9	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.6		0.08		0.4	



表4-25 (平成18年度)

調査地点 ⑤原市沼川上流(上平橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/10	7/28	10/10	1/17	平均	環境基準
			10:10	10:20	10:15	9:40		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	曇り	晴れ	曇り時々雨		
	気温	℃	17.5	27.0	21.5	4.8	17.7	
	水温	℃	17.3	21.3	20.7	11.5	17.7	
	流量	m ³ /sec	0.008	0.044	0.052	0.024	0.032	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
	臭気		弱油臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.0	6.5	6.4	6.4	6.6	
	溶存酸素量	mg/l	6.9	4.3	6.1	6.3	5.9	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	8.6	1.4	1.6	3.7	4	
	浮遊物質	mg/l	6	9	4	1	5	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND		<5(0)	
健康項目	全窒素	mg/l	9.3		7.5		8.4	
	全リン	mg/l	0.47		0.10		0.285	
	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01
	シアン	mg/l	<0.1		ND		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	<0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						<0.02
	四塩化炭素	mg/l						<0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						<0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						<0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						<0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						<1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						<0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						<0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						<0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						<0.002
	チウラム	mg/l						<0.006
	シマジン	mg/l						<0.003
チオベンカルブ	mg/l						<0.02	
ベンゼン	mg/l						<0.01	
セレン	mg/l						<0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.005		<0.05	
	銅	mg/l			<0.01		<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.007		<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			<0.1		<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			<0.05		<0.1	
	クロム	mg/l			<0.01		<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l			0.02		<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	4.9		0.38		2.6	
	ケルダール窒素	mg/l	7.8		0.67		4.2	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.21		0.080		0.145	
	硝酸性窒素	mg/l	1.2		6.7		3.95	
	リン酸性リン	mg/l	0.27		0.07		0.17	
	導電率	mS/m	32.0	25.6	29.0	28.0	28.7	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.4		0.14		0.3	



表4-26 (平成18年度)

調査地点 ⑥原市沼川下流(境橋)

採取年月日	時刻	5/10 11:20	7/28 11:25	10/10 11:20	1/17 10:40			平均	環境基準
分析項目	単位								
現地測定項目	天気(前日・当日)	曇り	曇り	晴れ	曇り時々雨				
	気温	18.0	28.5	23.0	5.2			18.7	
	水温	17.1	23.0	21.2	8.8			17.5	
	流量	0.076	0.190	0.251	0.195			0.178	
	採取位置	流心	流心	流心	流心				
	透視度	28.4	27.5	25.8	>50			>50	
	色相	中灰黄色	中灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色				
	臭気	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭				
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.1	6.9	6.8	6.8		6.9	
	溶存酸素量	mg/l	3.6	3.5	5.6	7.9		5.2	
	生物学的酸素要求量	mg/l	4.8	1.7	3.3	2.0		3.0	
	浮遊物質	mg/l	21	13	28	4		17	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND			<5(0)	
	全窒素	mg/l	4.9		6.40			5.7	
	全リン	mg/l	0.47		0.22			0.345	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001			<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	<0.1		ND			<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.002		0.001			0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005			<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001		0.001			<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005			<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
シマジン	mg/l							< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l							< 0.02	
ベンゼン	mg/l							< 0.01	
セレン	mg/l							< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l			<0.005			<0.05	
	銅	mg/l			<0.01			<0.03	
	亜鉛	mg/l			0.026			<0.05	
	溶解性鉄	mg/l			0.10			<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l			0.07			<0.1	
	クロム	mg/l			<0.01			<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l			0.04			<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	3.1		0.56			1.8	
	ケルダール窒素	mg/l	4		1			2.5	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.093		0.11			0.1015	
	硝酸性窒素	mg/l	0.8		5.2			3.005	
	リン酸性リン	mg/l	0.37		0.14			0.26	
	導電率	mS/m	33.0	30.6	30.0	30.0		30.9	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2		0.08			0.1	



表4-27 (平成18年度)

調査地点 ⑦綾瀬川(立合橋)

採取年月日	時刻	5/10	7/28	10/10	1/17			平均	環境基準 類型C
分析項目	単位	11:45	11:45	11:45	11:05				
現地測定項目	天気(前日・当日)	曇り	曇り	晴れ	曇り時々雨				
	気温	18.1	29.0	23.0	4.6			18.7	
	水温	16.7	24.0	21.5	8.5			17.7	
	流量	0.994	0.930	1.780	0.647			1.088	
	採取位置	流心	流心	流心	流心				
	透視度	22.0	30.5	35.0	>50			29.2	
	色相	中灰黄色	中灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色				
	臭気	中下水臭	中下水臭	中下水臭	弱植物臭				
生活環境項目	水素イオン濃度	6.8	7.0	6.9	7.0			6.9	6.5~8.5
	溶存酸素量	5.7	4.2	6.6	6.7			5.8	> 5
	生物化学的酸素要求量	5.4	3.7	2.4	4.6			4.0	< 5
	浮遊物質	21	16	25	10			18	< 50
	n-ヘキサン抽出物質			ND				<5(2)	
	全窒素	2.7		5.8				4.3	
	全リン	0.24		0.20				0.22	
健康項目	カドミウム	<0.001		<0.001				<0.001	< 0.01
	シアン	<0.1		ND				<0.01	検出されないこと
	鉛	0.001		0.001				<0.001	< 0.01
	六価クロム	<0.005		<0.005				<0.005	< 0.05
	砒素	0.001		0.001				0.001	< 0.01
	総水銀	<0.0005		<0.0005				<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン								< 0.02
	四塩化炭素								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン								< 0.006
	トリクロロエチレン								< 0.03
	テトラクロロエチレン								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン								< 0.002
	チウラム								< 0.006
	シマジン								< 0.003
	チオベンカルブ								< 0.02
	ベンゼン								< 0.01
	セレン								< 0.01
特殊項目	フェノール類			<0.005				<0.05	
	銅			<0.01				<0.03	
	亜鉛			0.029				<0.05	
	溶解性鉄			0.10				<0.2	
	溶解性マンガン			0.10				0.1	
	クロム			<0.01				<0.02	
	フッ素			0.06				<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	1.10		0.35				0.7	
	ケルダール窒素	1.5		0.93				1.215	
	亜硝酸性窒素	0.083		0.099				0.091	
	硝酸性窒素	1.0		4.7				2.9	
	リン酸性リン	0.16		0.12				0.14	
	導電率	22.0	33.6	33.0	47			33.9	
	陰イオン界面活性剤	0.1		0.03				0.0	



表4-28 (平成18年度)

調査地点 ③尾山台都市下水路(瓦葺2868地先)

採取年月日	時刻	10/10						平均	環境基準
分析項目	単位	時刻	12:25						
現地測定項目	天気(前日・当日)		晴れ						
	気温	°C	23.5					23.5	
	水温	°C	21.5					21.5	
	流量	m ³ /sec	0.104					0.104	
	採取位置		流心						
	透視度	度	>50					#DIV/0!	
	色相		淡灰黄色						
	臭気		中下水臭						
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.9					6.9	
	溶存酸素量	mg/l	3.5					3.5	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	7.3					7	
	浮遊物質	mg/l	6					6	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	ND					<5(2)	
	全窒素	mg/l	8.4					8.4	
	全リン	mg/l	0.43					0.43	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001					<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND					<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001					<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005					<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001					<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005					<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l							< 0.02
	四塩化炭素	mg/l							< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l							< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l							< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l							< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l							< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l							< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l							< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l							< 0.002
	チウラム	mg/l							< 0.006
	シマジン	mg/l							< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l							< 0.02
	ベンゼン	mg/l							< 0.01
	セレン	mg/l							< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.005					<0.05	
	銅	mg/l	<0.01					<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.016					<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.1					<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	0.08					0.1	
	クロム	mg/l	<0.01					<0.02	
	フッ素	mg/l	0.04					<0.08	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.7					1.7	
	ケルダール窒素	mg/l	2.7					2.7	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.40					0.4	
	硝酸性窒素	mg/l	5.3					5.3	
	リン酸性リン	ms/m	0.31					0.31	
	導電率	mS/m	38.0					38.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.65					0.7	



表4-29 (平成18年度)

調査地点 ⑨瓦葺都市下水路(国道16号脇)

採取年月日		時刻	10/10 12:55						平均	環境基準
分析項目		単位								
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴れ							
	気温	°C	23.8						23.8	
	水温	°C	23.3						23.3	
	流量	m ³ /sec	0.022						0.022	
	採取位置		流心							
	透視度	度	24.0						24.0	
	色相		中灰黄色							
生活環境項目	臭気		中下水臭							
	水素イオン濃度	mg/l	6.9						6.9	
	溶存酸素量	mg/l	3.7						3.7	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	8.3						8	
	浮遊物質	mg/l	13						13	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	ND						<5(1)	
	全窒素	mg/l	7.4						7.4	
健康項目	全リン	mg/l	0.51						0.51	
	カドミウム	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND						<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005						<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005						<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
	シマジン	mg/l								< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l								< 0.02
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.005						<0.05	
	銅	mg/l	<0.01						<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.015						<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	<0.1						<0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	0.05						<0.1	
	クロム	mg/l	<0.01						<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l	0.05						<0.08	
	アンモニア性窒素	mg/l	2.3						6.5	
	ケルダール窒素	mg/l	3.4						6.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.55						0.38	
	硝酸性窒素	mg/l	3.40						1.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.36						1.0	
	導電率	mS/m	36.0						36.0	
陰イオン界面活性剤	mg/l	1.6						1.6		



表4-30 (平成18年度)

調査地点 ⑩鴨川上流(鴨川中央公園脇)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/22	8/22	11/10	2/2	平均	環境基準 類型C (参考)
			9:20	9:55	14:00	9:20		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	℃	20.8	32.8	21.4	4.5	19.9	
	水温	℃	18.6	23.2	18.6	10.5	17.7	
	流量	m ³ /sec	0.028	0.047	0.065	0.024	0.041	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	
色相			淡灰色	淡灰緑色	淡灰色	淡灰黄色		
	臭気		弱下水臭	弱下水臭	中下水	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	6.7	6.8	6.9	6.7	6.8	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	4.3	6.1	7.1	5.6	5.8	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	3.6	3.3	2.6	4.2	3	< 5
	浮遊物質	mg/l	5	20	9	11	11	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			0.9		<5(1)	
健康項目	全窒素	mg/l	4.4		4.9		4.7	
	全リン	mg/l	0.19		0.25		0.22	
	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND		ND		<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001		0.001		<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
チオベンカルブ	mg/l						< 0.02	
ベンゼン	mg/l						< 0.01	
セレン	mg/l						< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l					<0.05	
	銅	mg/l					<0.03	
	亜鉛	mg/l					<0.05	
	溶解性鉄	mg/l					0.3	
	溶解性マンガン	mg/l					<0.1	
	クロム	mg/l					<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l					0.11	
	アンモニア性窒素	mg/l	0.5		0.34		0.4	
	ケルダール窒素	mg/l	1.0		0.80		0.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.12		0.088		0.10	
	硝酸性窒素	mg/l	3.2		4.0		3.6	
	リン酸性リン	ms/m	0.14		0.20		0.17	
	導電率	mS/m	21.6	28.0	24.0	26.0	24.9	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.1		0.11		0.1	



表4-31 (平成18年度)

調査地点 ①鴨川中流(富士見橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/22	8/22	11/9	2/2	平均	環境基準 類型C	
			11:30	10:15	11:50	10:30			
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	晴れ	晴れ	晴れ			
	気温	℃	21.8	32.8	16.2	6.0	19.2		
	水温	℃	19.0	22.4	18.2	11.1	17.7		
	流量	m ³ /sec	0.143	0.205	0.115	0.153	0.154		
	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	28.0	>50	>50	>50	28.0		
	色相		中灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色	淡灰色			
	臭気		中下水臭	弱下水臭	強下水	弱下水臭			
	生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.0	6.9	7.0	6.9	7.0	6.5~8.5
		溶存酸素量	mg/l	6.0	5.9	6.1	7.5	6.4	> 5
生物化学的酸素要求量		mg/l	13	3.7	4.7	5.2	7	< 5	
浮遊物質		mg/l	16	6	7	7	9	< 50	
n-ヘキサン抽出物質		mg/l			ND		<5(4)		
健康項目	全窒素	mg/l	5.8		6.7		6.3		
	全リン	mg/l	0.53		0.40		0.47		
	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01	
	シアン	mg/l	ND		ND		<0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01	
	六価クロム	mg/l	<0.005		0.007		<0.005	< 0.05	
	砒素	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	< 0.01	
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	< 0.0005	
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02	
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006	
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03	
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002	
	チウラム	mg/l						< 0.006	
	シマジン	mg/l						< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l						< 0.02		
ベンゼン	mg/l						< 0.01		
セレン	mg/l						< 0.01		
特殊項目	フェノール類	mg/l					<0.05		
	銅	mg/l					<0.03		
	亜鉛	mg/l					<0.05		
	溶解性鉄	mg/l					0.6		
	溶解性マンガン	mg/l					0.1		
	クロム	mg/l					<0.02		
その他の項目	フッ素	mg/l					0.17		
	アンモニア性窒素	mg/l	2.6		1.5		2.1		
	ケルダール窒素	mg/l	3.9		2.3		3.1		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.19		0.17		0.18		
	硝酸性窒素	mg/l	1.7		4.1		2.9		
	リン酸性リン	ms/m	0.35		0.31		0.33		
	導電率	mS/m	38.3	30.7	43	36.0	37.0		
陰イオン界面活性剤	mg/l	1.0		0.36		0.7			



表4-32 (平成18年度)

調査地点 ⑫鴨川下流(山の下橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/22	8/22	11/9	2/2	平均	環境基準 類型C
			10:45	10:45	12:30	11:05		
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	℃	21.5	32.5	18.1	7.2	19.8	
	水温	℃	19.8	24.1	17.9	8.6	17.6	
	流量	m ³ /sec	0.120	0.143	0.127	0.276	0.167	
	採取位置		流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	24.0	>50	49.0	36.5	
	色相		淡灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色	淡灰緑色		
	臭気		弱下水臭	弱下水臭	中下水	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.0	7.0	7.1	7.1	7.1	6.5~8.5
	溶存酸素量	mg/l	2.3	4.3	5.7	6.3	4.7	> 5
	生物化学的酸素要求量	mg/l	4.7	4.5	3.0	3.9	4	< 5
	浮遊物質	mg/l	5	20	7	6	10	< 50
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l			ND		<5(0)	
	全窒素	mg/l	3.6		4.8		4.2	
	全リン	mg/l	0.34		0.29		0.32	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND	ND	ND	ND	<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.003	0.001	0.001	<0.001	<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l						< 0.02
	四塩化炭素	mg/l						< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l						< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l						< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						< 0.002
	チウラム	mg/l						< 0.006
	シマジン	mg/l						< 0.003
	チオベンカルブ	mg/l						< 0.02
	ベンゼン	mg/l						< 0.01
	セレン	mg/l						< 0.01
特殊項目	フェノール類	mg/l					<0.05	
	銅	mg/l					<0.03	
	亜鉛	mg/l					<0.05	
	溶解性鉄	mg/l					0.3	
	溶解性マンガン	mg/l					0.1	
	クロム	mg/l					<0.02	
	フッ素	mg/l					0.12	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	1.7		0.79		1.2	
	ケルダール窒素	mg/l	2.5		1.2		1.9	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.18		0.24		0.21	
	硝酸性窒素	mg/l	0.96		3.3		2.1	
	リン酸性リン	ms/m	0.28		0.24		0.26	
	導電率	mS/m	30.3	42.3	39	43.0	38.7	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.4		0.09		0.2	



表4-33 (平成18年度)

調査地点 ③江川上流(滝ノ宮橋)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/22	8/22	11/9	2/2	平均	環境基準	
			9:45	9:05	9:55	9:40			
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	晴れ	晴れ	晴れ			
	気温	℃	18.5	31.8	12.0	5.0	16.8		
	水温	℃	18.6	22.6	16.4	8.4	16.5		
	流量	m ³ /sec	0.248	0.481	0.323	0.238	0.323		
	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	48.6	>50	>50	>50	48.6		
	色相		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰色	淡灰黄色			
	臭気		弱下水臭	弱下水臭	微下水	弱下水臭			
	生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.0	6.9	7.0	7.0	7.0	
		溶存酸素量	mg/l	4.4	6.4	8.7	8.9	7.1	
生物化学的酸素要求量		mg/l	6.7	3.3	3.3	5.7	5		
浮遊物質		mg/l	7	17	5	5	9		
n-ヘキサン抽出物質		mg/l			ND		<5(0)		
全窒素		mg/l	4.7		7.5		6.1		
全リン		mg/l	0.60		0.27		0.44		
健康項目		カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01
		シアン	mg/l	ND		ND		<0.01	検出されないこと
		鉛	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	<0.05	
	砒素	mg/l	0.001		<0.001		<0.001	<0.01	
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	mg/l						<0.02	
	四塩化炭素	mg/l						<0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						<0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						<0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						<0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						<1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						<0.006	
	トリクロロエチレン	mg/l						<0.03	
	テトラクロロエチレン	mg/l						<0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						<0.002	
	チウラム	mg/l						<0.006	
	シマジン	mg/l						<0.003	
	チオベンカルブ	mg/l						<0.02	
	ベンゼン	mg/l						<0.01	
セレン	mg/l						<0.01		
特殊項目	フェノール類	mg/l					<0.05		
	銅	mg/l					<0.03		
	亜鉛	mg/l					<0.05		
	溶解性鉄	mg/l					<0.2		
	溶解性マンガン	mg/l					<0.1		
	クロム	mg/l					<0.02		
その他の項目	フッ素	mg/l					0.09		
	アンモニア性窒素	mg/l	1.9		0.55		1.2		
	ケルダール窒素	mg/l	2.8		1.0		1.9		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.14		0.18		0.16		
	硝酸性窒素	mg/l	1.8		6.4		4.1		
	リン酸性リン	ms/m	0.50		0.23		0.37		
	導電率	mS/m	28.5	27.8	29	29.0	28.6		
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.4		0.11		0.2		



表4-34 (平成18年度)

調査地点 ⑭江川下流(宮下樋管)

採取年月日 時刻	分析項目	単位	5/22	8/22	11/9	2/2	平均	環境基準	
			10:05	9:25	10:40	10:00			
現地測定項目	天候(前日・当日)		曇り	晴れ	晴れ	晴れ			
	気温	℃	19.0	32.2	16.4	4.5	18.0		
	水温	℃	18.7	22.9	15.9	6.4	16.0		
	流量	m ³ /sec	0.261	0.728	0.497	0.411	0.474		
	採取位置		流心	流心	流心	流心			
	透視度	度	25.8	28.4	>50	>50	27.1		
	色相		中灰黄色	中灰黄色	淡灰色	中灰黄色			
	臭気		弱下水臭	弱下水臭	微下水	弱下水臭			
	生活環境項目	水素イオン濃度	pH	7.2	7.1	7.2	7.0	7.1	
		溶存酸素量	mg/l	6.7	7.6	8.4	7.4	7.5	
生物化学的酸素要求量		mg/l	6.4	2.4	9.6	5.4	6		
浮遊物質		mg/l	15	30	9	6	15		
n-ヘキサン抽出物質		mg/l			ND		<5(0)		
全窒素		mg/l	4.4		6.6		5.5		
全リン		mg/l	0.44		0.24		0.34		
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01	
	シアン	mg/l	ND		ND		<0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/l	<0.001		<0.001		<0.001	<0.01	
	六価クロム	mg/l	<0.005		<0.005		<0.005	<0.05	
	砒素	mg/l	0.001		<0.001		0.001	<0.01	
	総水銀	mg/l	<0.0005		<0.0005		<0.0005	<0.0005	
	ジクロロメタン	mg/l						<0.02	
	四塩化炭素	mg/l						<0.002	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l						<0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l						<0.02	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l						<0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l						<1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l						<0.006	
	トリクロロエチレン	mg/l						<0.03	
	テトラクロロエチレン	mg/l						<0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l						<0.002	
	チウラム	mg/l						<0.006	
シマジン	mg/l						<0.003		
チオベンカルブ	mg/l						<0.02		
ベンゼン	mg/l						<0.01		
セレン	mg/l						<0.01		
特殊項目	フェノール類	mg/l					<0.05		
	銅	mg/l					<0.03		
	亜鉛	mg/l					<0.05		
	溶解性鉄	mg/l					0.2		
	溶解性マンガン	mg/l					0.1		
	クロム	mg/l					<0.02		
その他の項目	フッ素	mg/l					0.11		
	アンモニア性窒素	mg/l	2.1		0.28		1.2		
	ケルダール窒素	mg/l	3.1		1.2		2.2		
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.11		0.19		0.15		
	硝酸性窒素	mg/l	1.10		5.2		3.2		
	リン酸性リン	ms/m	0.33		0.10		0.22		
	導電率	mS/m	34.0	32.2	32	33.0	32.8		
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.3		0.08		0.2		



表4-35 (平成18年度)

調査地点 ⑮浅間川(鴨川合流手前)

採取年月日		時刻	8/22						平均	環境基準
分析項目		単位	11:35							
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴れ							
	気温	℃	31.5						31.5	
	水温	℃	25.5						25.5	
	流量	m ³ /sec	0.191						0.191	
	採取位置		流心							
	透視度	度	47.5						>50	
	色相		淡灰色							
	臭気		中下水臭							
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.1						7.1	
	溶存酸素量	mg/l	4.5						4.5	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	5.8						6	
	浮遊物質	mg/l	20						20	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	ND						<5(0)	
	全窒素	mg/l	6.40						6.4	
	全リン	mg/l	0.32						0.32	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND						<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.002						<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005						<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005						<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	0.005						<0.05	
	銅	mg/l	<0.01						<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.026						<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.2						0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	0.07						0.1	
	クロム	mg/l	<0.01						<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l	0.15						0.20	
	アンモニア性窒素	mg/l	2.4						2.4	
	ケルダール窒素	mg/l	3.1						3.1	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.20						0.20	
	硝酸性窒素	mg/l	3.0						3.0	
	リン酸性リン	ms/m	0.21						0.21	
	導電率	mS/m	38.7						38.7	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.3						0.3	



表4-36 (平成18年度)

調査地点 ⑩丸山都市下水路(八塚樋管)

採取年月日		時刻	8/22						平均	環境基準
分析項目		単位	12:25							
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴れ							
	気温	℃	33.0						33.0	
	水温	℃	24.4						24.4	
	流量	m ³ /sec	0.148						0.148	
	採取位置		流心							
	透視度	度	42.0						42.0	
	色相		淡灰黄色							
	臭気		弱下水臭							
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	7.0						7.0	
	溶存酸素量	mg/l	3.5						3.5	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	6.2						6	
	浮遊物質	mg/l	18						18	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	ND						<5(0)	
	全窒素	mg/l	6.40						6.4	
	全リン	mg/l	0.35						0.35	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND						<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	0.001						<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005						<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001						<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005						<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.005						<0.05	
	銅	mg/l	<0.01						<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.01						<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.1						0.2	
	溶解性マンガン	mg/l	0.05						0.1	
	クロム	mg/l	<0.01						<0.02	
その他の項目	フッ素	mg/l	0.04						0.10	
	アンモニア性窒素	mg/l	1.3						1.3	
	ケルダール窒素	mg/l	2.5						2.5	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.25						0.25	
	硝酸性窒素	mg/l	3.6						3.6	
	リン酸性リン	ms/m	0.26						0.26	
	導電率	mS/m	31.3						31.3	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.38						0.4	



表4-37 (平成18年度)

調査地点 ①上尾中堀川(貝塚樋管)

採取年月日		時刻	8/22						平均	環境基準
分析項目		単位	13:15							
現地測定項目	天候(前日・当日)		晴れ							
	気温	℃	33.0						33.0	
	水温	℃	25.8						25.8	
	流量	m ³ /sec	0.098						0.098	
	採取位置		流心							
	透視度	度	35.8						>50	
	色相		中灰色							
	臭気		弱下水臭							
生活環境項目	水素イオン濃度	mg/l	6.9						6.9	
	溶存酸素量	mg/l	2.0						2.0	
	生物化学的酸素要求量	mg/l	2.3						2	
	浮遊物質	mg/l	23						23	
	n-ヘキサン抽出物質	mg/l	ND						<5(1)	
	全窒素	mg/l	5.90						5.9	
	全リン	mg/l	0.20						0.20	
健康項目	カドミウム	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	シアン	mg/l	ND						<0.01	検出されないこと
	鉛	mg/l	<0.001						<0.001	< 0.01
	六価クロム	mg/l	<0.005						<0.005	< 0.05
	砒素	mg/l	0.001						<0.001	< 0.01
	総水銀	mg/l	<0.0005						<0.0005	< 0.0005
	ジクロロメタン	mg/l								< 0.02
	四塩化炭素	mg/l								< 0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/l								< 0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l								< 0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l								< 1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l								< 0.006
	トリクロロエチレン	mg/l								< 0.03
	テトラクロロエチレン	mg/l								< 0.01
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l								< 0.002
	チウラム	mg/l								< 0.006
シマジン	mg/l								< 0.003	
チオベンカルブ	mg/l								< 0.02	
ベンゼン	mg/l								< 0.01	
セレン	mg/l								< 0.01	
特殊項目	フェノール類	mg/l	<0.005						<0.05	
	銅	mg/l	<0.01						<0.03	
	亜鉛	mg/l	0.013						<0.05	
	溶解性鉄	mg/l	0.2						0.3	
	溶解性マンガン	mg/l	0.19						0.2	
	クロム	mg/l	<0.01						<0.02	
	フッ素	mg/l	0.08						0.09	
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/l	2.2						2.2	
	ケルダール窒素	mg/l	3.0						3.0	
	亜硝酸性窒素	mg/l	0.16						0.16	
	硝酸性窒素	mg/l	2.7						2.7	
	リン酸性リン	ms/m	0.16						0.16	
	導電率	mS/m	41.9						41.9	
	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.23						0.2	

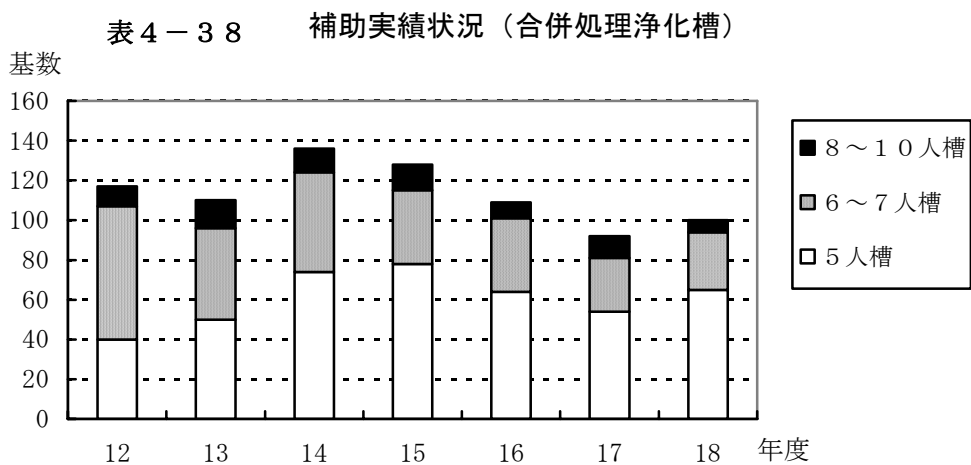
(3) 生活系排水対策

① 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業

合併処理浄化槽は、し尿や雑排水（台所、風呂、洗濯水等）を一緒に処理することができ、処理後の水質は公共下水道終末処理施設の排水基準（BOD 20mg/ℓ以下）と同じです。このため、河川浄化の切り札として期待されています。

本市は、公共下水道認可区域外に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人（ただし、販売を目的とする建物等は除く）に、設置費用の一部を補助しています。

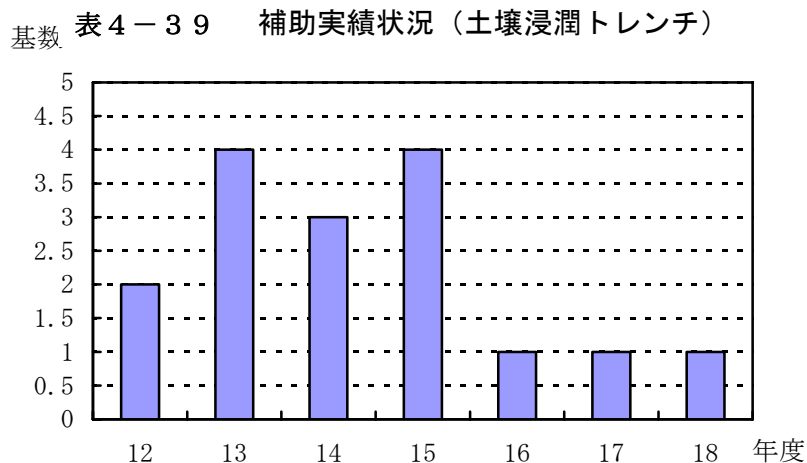
表4-38は、過去7年間の補助実績状況です。



② 生活雑排水等処理施設設置補助事業

土壌浸潤トレンチは、合併処理浄化槽で処理した排水を、土壌中で行われる様々な作用を利用して、敷地内で衛生的に処理するものです。

本市は、公共下水道認可区域外で生活雑排水の放流先がなく、土壌浸潤トレンチを設置する人に設置費用の一部を補助しています。表4-39は、過去7年間の補助実績状況です。





第5節 騒音・振動の現況と対策

1 騒音・振動の防止

(1) 騒音・振動に関する状況

騒音を苦情の観点から考えると、平成17年度で用途地域別では、住居系地域における苦情が全体の約60%を占めています。(表4-40)

また、発生源別では、建築土木工事に関する苦情が最も多く(全体の約40%)を占めており、発生源が多岐に分かれていることが分かります。(表4-42)

平成18年度で用途地域別では、住居系地域における苦情は前年と比較すると、さらに増加し、全体の72%を占めています。(表4-41)

また、発生源別では、平成17年度と同様に建築土木工事に関する苦情が最も多く、全体の約40%を占めています。(表4-43)

表4-40 騒音に関する用途地域別苦情受理件数(平成17年度)

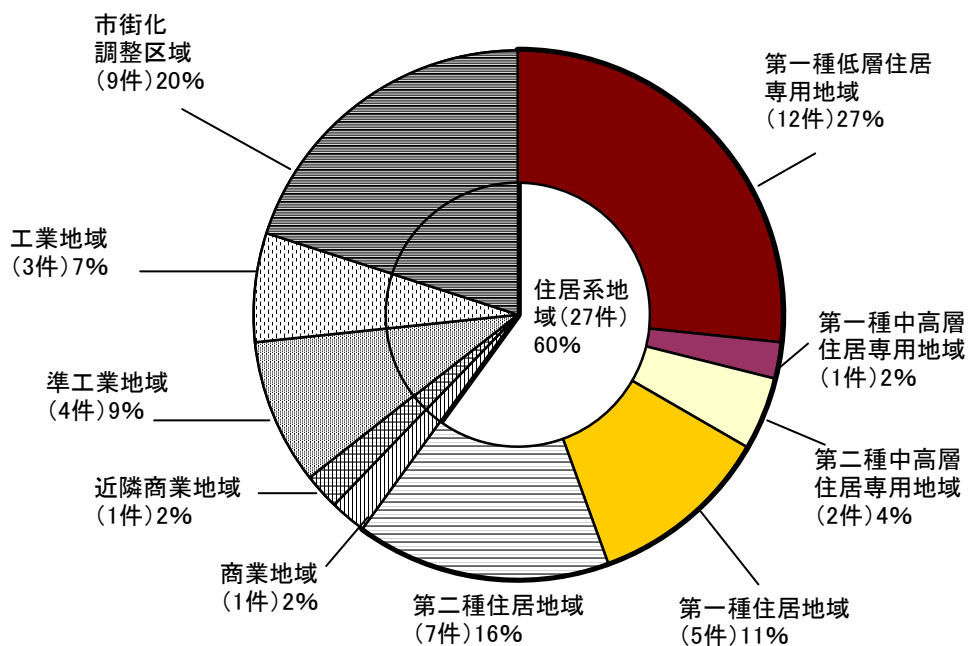
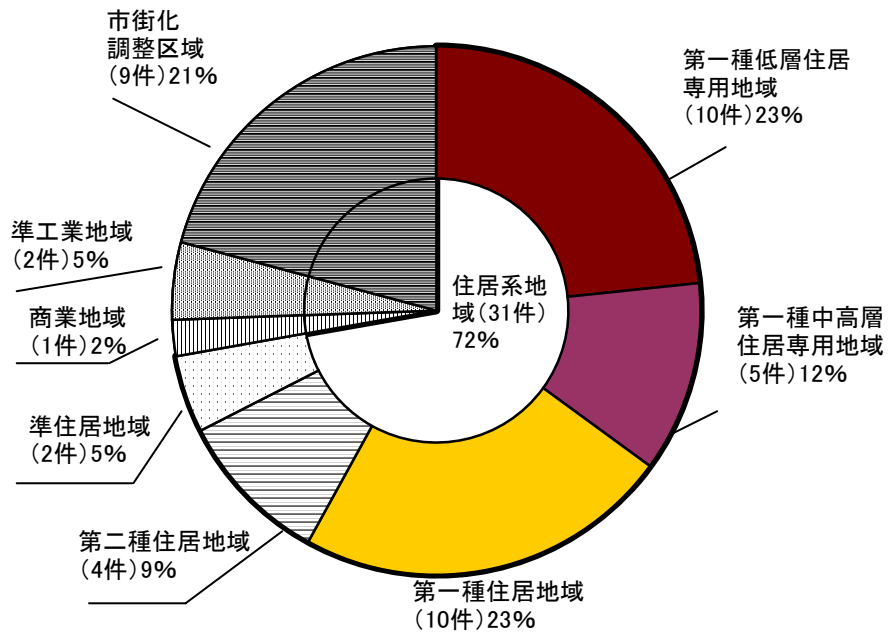




表4-41 騒音に関する用途地域別苦情受理件数（平成18年度）



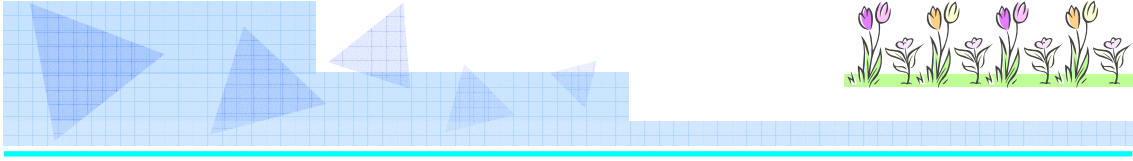


表 4 - 4 2 騒音に関する発生源別苦情受理件数（平成 1 7 年度）

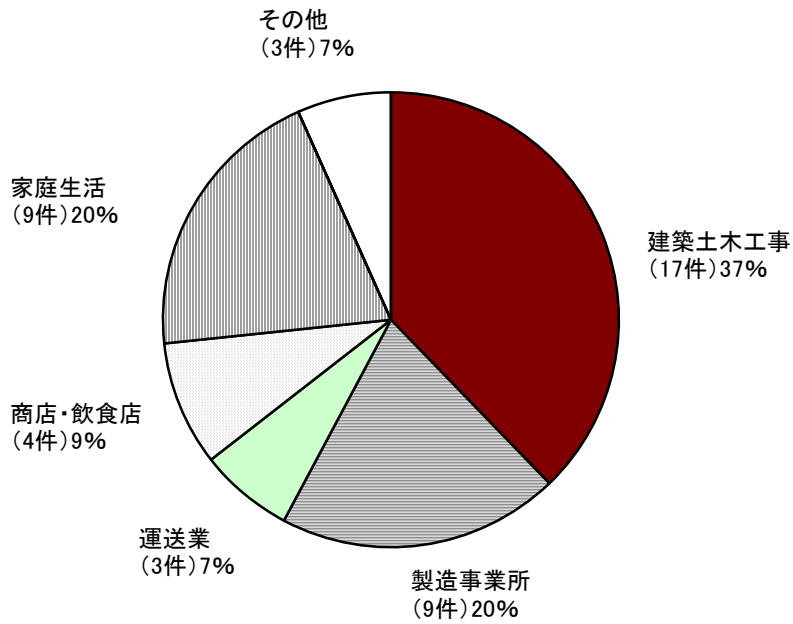
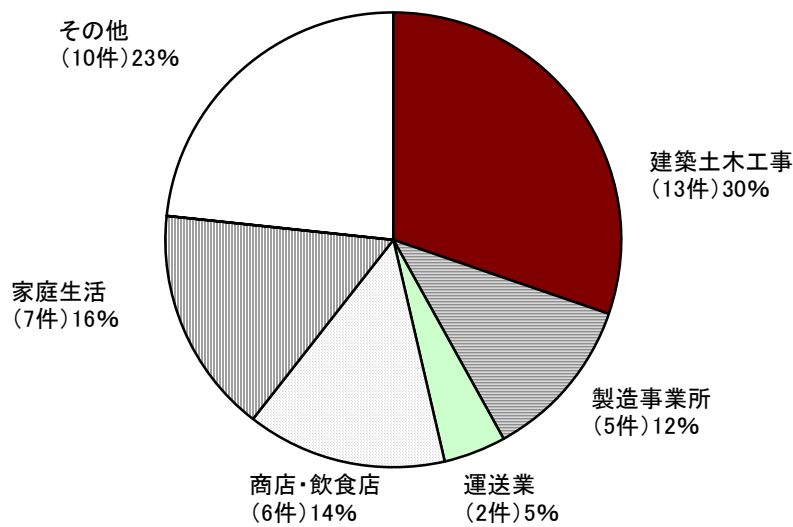


表 4 - 4 3 騒音に関する発生源別苦情受理件数（平成 1 8 年度）





(2) 自動車交通騒音・振動測定結果 (平成17年度)

1. 国道17号線

測定地点	上尾市上町2-14-19 (市役所別館前)
測定月日	平成17年9月29日～9月30日
用途地域	準住居地域

表4-44 騒音測定結果

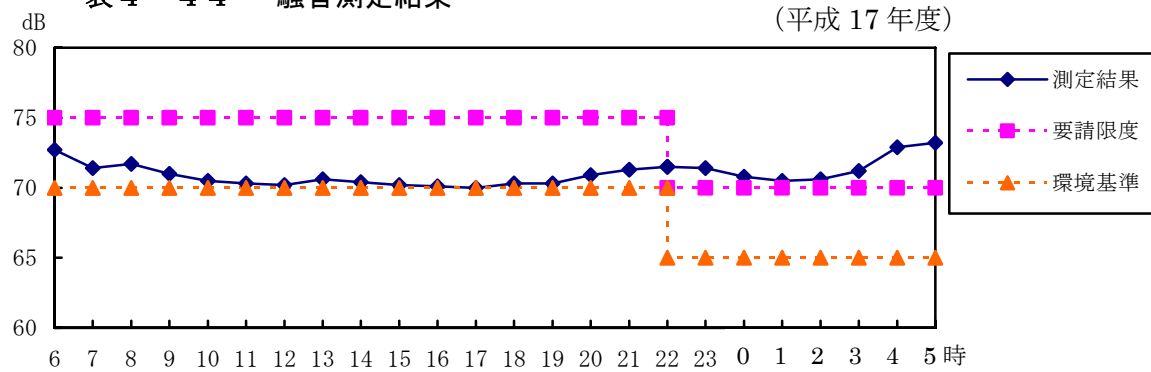
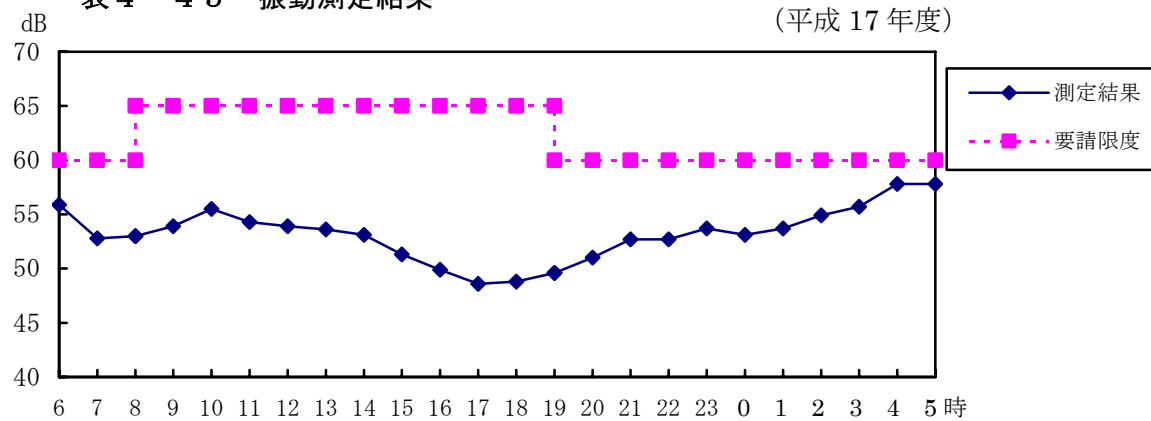


表4-45 振動測定結果



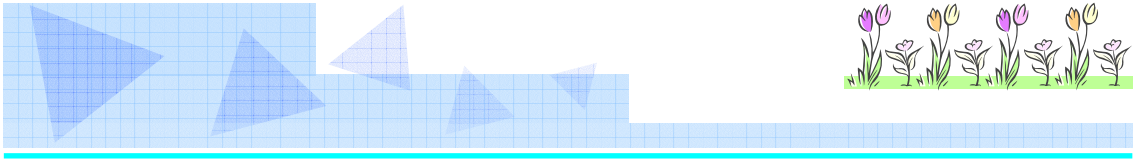


表 4 - 4 6

(平成 17 年度) (単位 : d B)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	7 5	7 0	7 0	6 5	6 5	6 0
測定結果	7 1	7 2	7 1	7 2	5 6	5 8
比 較	○	×	×	×	○	○

2. 主要地方道さいたま・栗橋線

測定地点	上尾市大字原市 3 3 3 6 原市団地 (防音壁内側)
測定月日	平成 1 7 年 1 0 月 6 日 ~ 1 0 月 7 日
用途地域	準住居地域

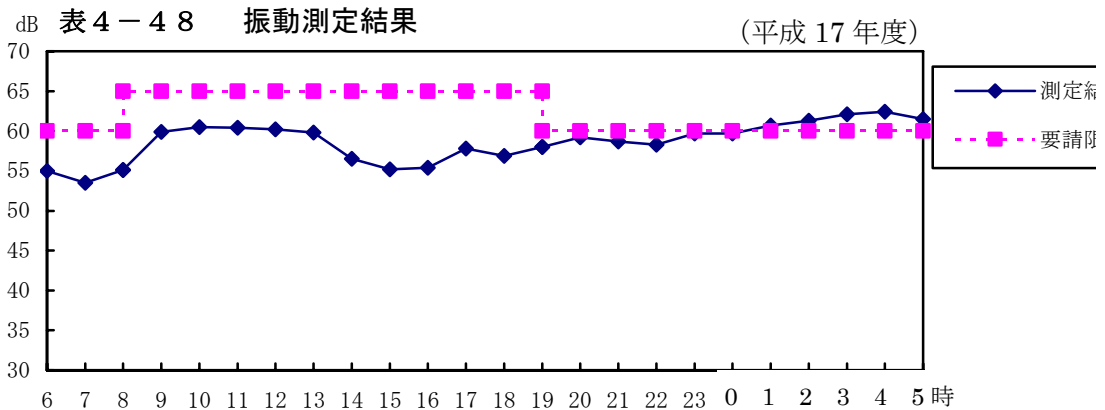
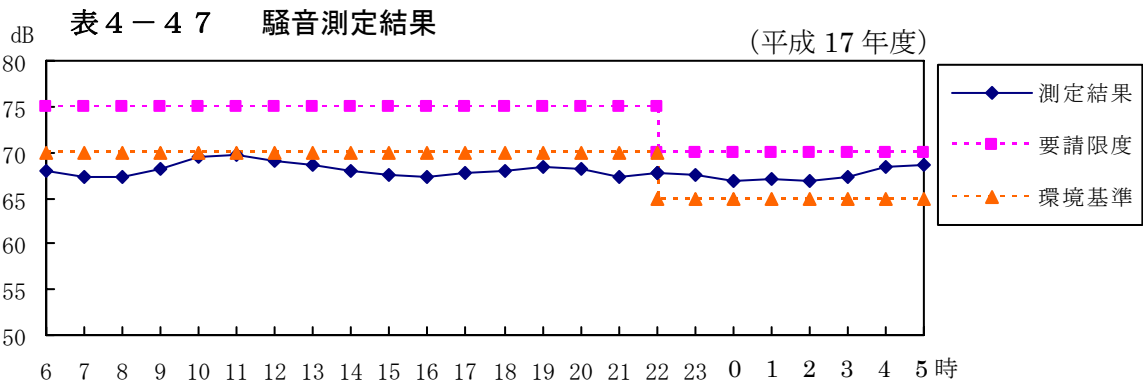




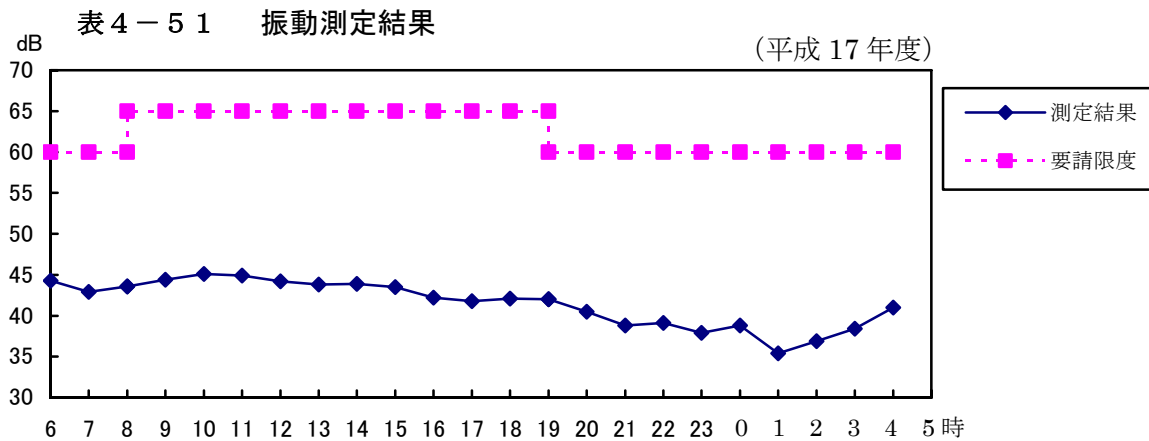
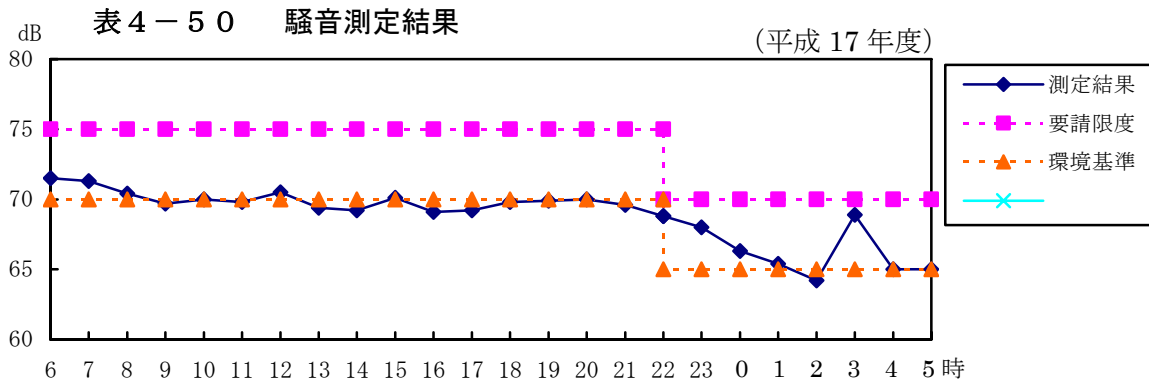
表4-49

(平成17年度) (単位: dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	68	68	68	68	62	63
比較	○	○	○	×	○	○

3. 主要地方道さいたま・菖蒲線

測定地点	上尾市大字原市4169-3 (原市集会所脇)
測定月日	平成17年11月1日~11月2日
用途地域	第2種住居地域



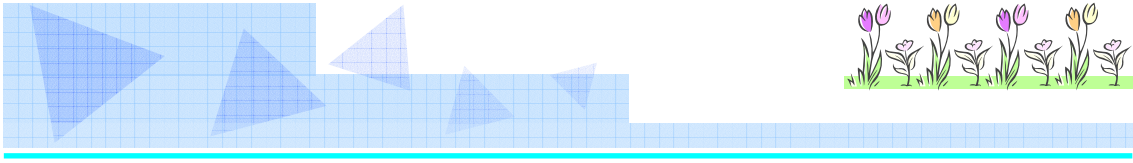


表 4 - 5 2

(平成 17 年度) (単位: d B)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	7 5	7 0	7 0	6 5	6 5	6 0
測定結果	7 0	6 7	7 0	6 7	4 7	4 3
比 較	○	○	○	×	○	○

(3) 自動車交通騒音・振動測定結果 (平成 18 年度) (機械不良によりデータ欠測)

1. 国道 17 号線

測定地点	上尾市上町 2 - 1 4 - 1 9 (市役所別館前)
測定月日	平成 1 8 年 1 2 月 4 日 ~ 1 2 月 5 日
用途地域	準住居地域

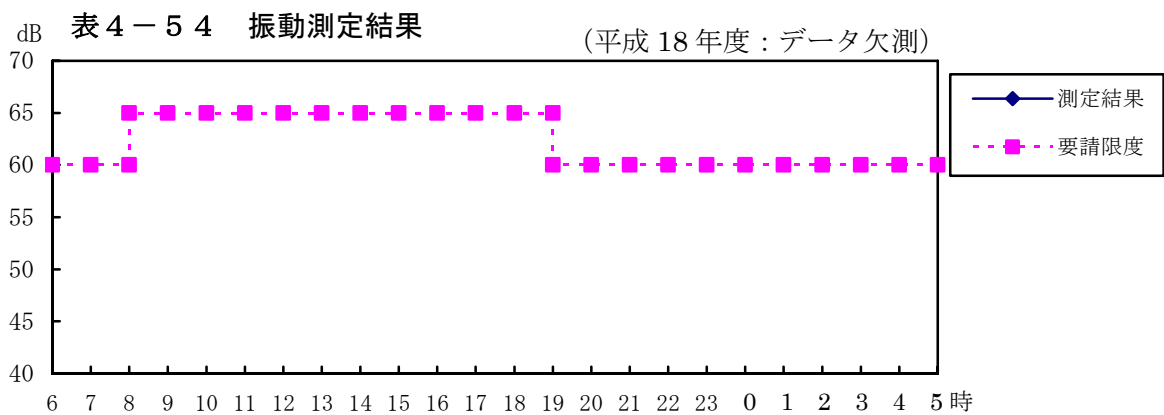
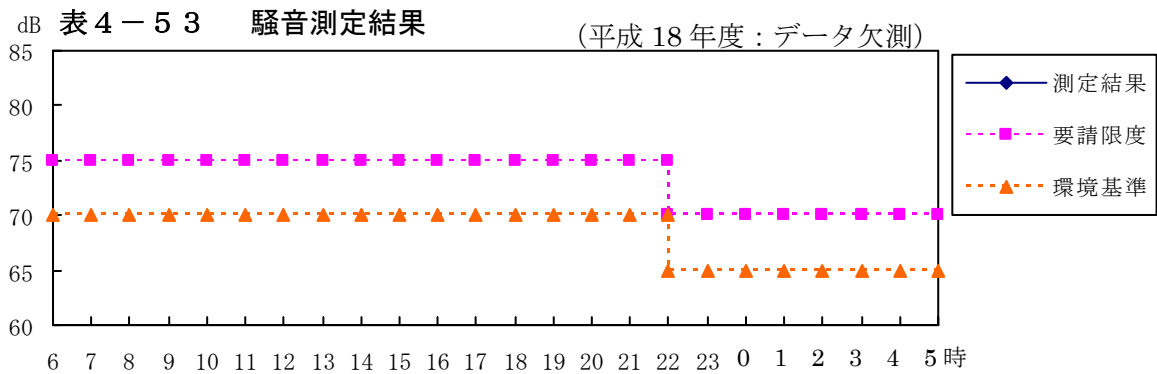




表4-55

(平成18年度：データ欠測) (単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	—	—	—	—	—	—
比較	—	—	—	—	—	—

2. 主要地方道さいたま・栗橋線 (機械不良によりデータ欠測)

測定地点	上尾市大字原市3420-4 (原市ポンプ場)
測定月日	平成18年12月12日~12月13日
用途地域	準住居地域

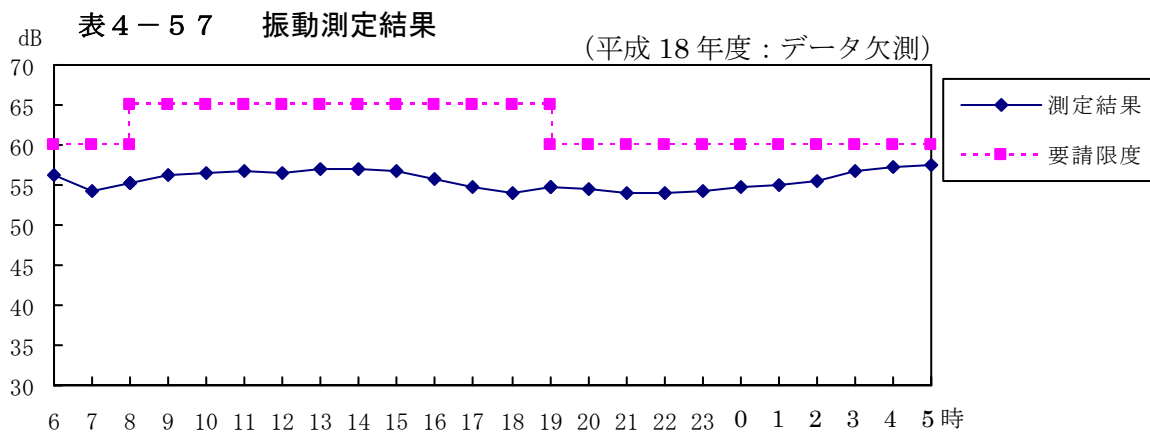
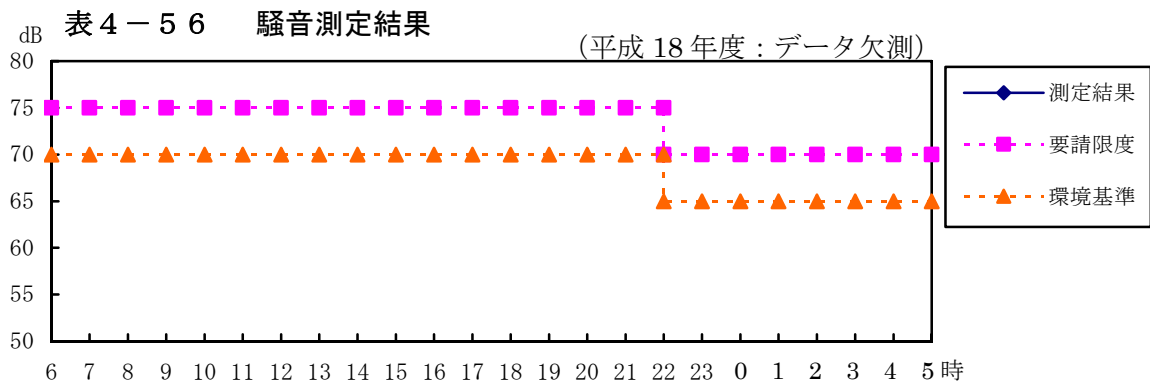




表 4-58

(平成 18 年度：データ欠測) (単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	—	—	—	—	—	—
比較	—	—	—	—	—	—

3. 主要地方道さいたま・菖蒲線 (機械不良によりデータ欠測)

測定地点	上尾市大字原市 4 1 6 9 - 3 (原市集会所脇)
測定月日	平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日 ~ 1 1 月 3 0 日
用途地域	第 2 種住居地域

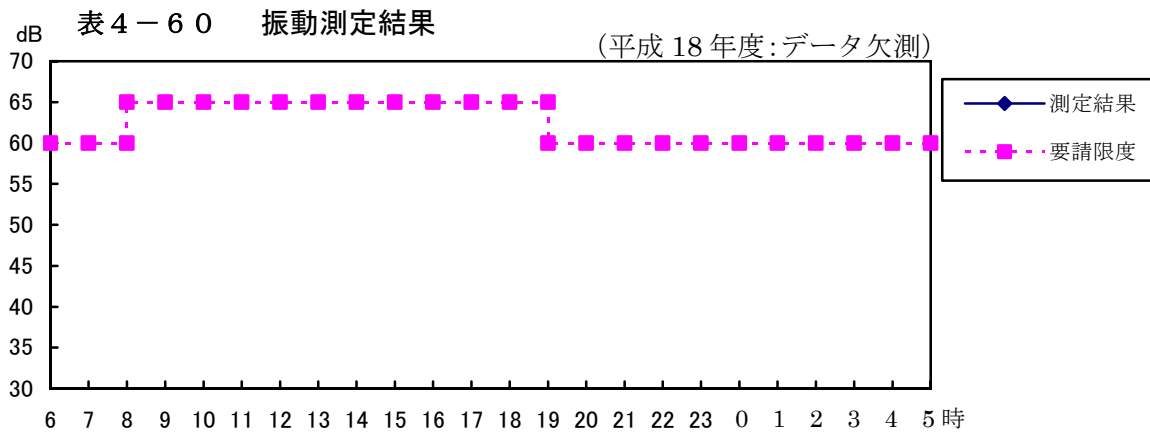
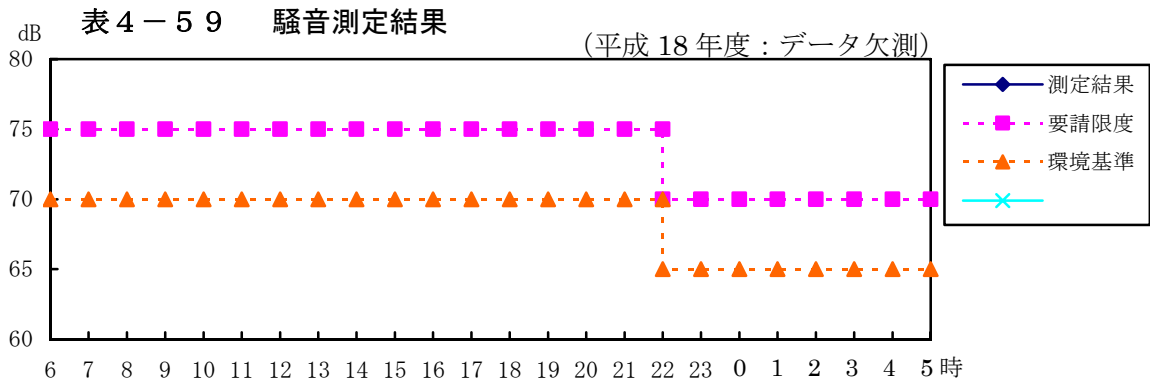




表4-61

(平成18年度：データ欠測)(単位：dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L ₁₀)	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	75	70	70	65	65	60
測定結果	—	—	—	—	—	—
比較	—	—	—	—	—	—

(4) 深夜営業騒音

深夜営業におけるカラオケ等の苦情防止対策として、埼玉県生活環境保全条例により、深夜営業騒音に関する規制がある。これに伴い、カラオケ機器を使用する飲食店が保健所へ営業許可申請する際に、条例内容の説明やスピーカーの位置、防音等の対策について市が事前指導をしている。

表4-62 深夜営業騒音の年度別事前指導件数

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	29	27	15	10	13	15



第6節 地盤沈下

1 地盤沈下の現況

本市における地盤沈下について、県が昭和46年度から観測を行っています。現在、10ヶ所に水準点があり、このうち9ヶ所で調査が行われています。表4-64、4-65に過去5年間の調査結果を示しました。近年は急激な沈下は見られなくなったものの、年々沈下しています。

表4-63 (平成17年度)

精密水準測量成果表

基 標 番 号	所在地 町(字)名	調査開始 年月日	年度別変動量(mm)					過 去 5年間の 変動量 H13.1.1 ~18.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	H18.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備 考
			H13.1.1 ~14.1.1	H14.1.1 ~15.1.1	H15.1.1 ~16.1.1	H16.1.1 ~17.1.1	H17.1.1 ~18.1.1				
46-09	平 塚	S47.1.1	-5	-7	5	-6	0	-12	-171	15.257	
017-036	日 の 出	S47.1.1	-2	-6	5	-3	-4	-10	-155	16.444	*
017-038	上 町	S47.1.1	-4	-7	6	-5	-5	-14	-267	16.388	*
486	愛 宕	S47.1.1	-2	-8	5	-4	-5	-13	-204	16.347	*
017-039	緑 丘	H11.1.1	-2	-9	7	-2	-3	-8	-20	17.958	*H10年度仮点
63-02	原 市	S64.1.1	0	-4	7	-9	2	-5	-28	14.321	
46-08	中 新 井	H16.1.1				-3	-4		-7	12.903	
47-30	大 谷 本 郷	H16.1.1				-3	-4		-7	13.046	
48-08	畔 吉	H17.1.1								10.461	H17年工事影響
2,777	平 方	H17.1.1					-1		-1	14.896	

- 注 1. 表の備考欄中*は、国設定の水準点を示します。
 2. 表の備考欄中「仮点」は、水準基標の移転、亡失、工事等により他の固定点を利用したものを示します。
 3. 本表の標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面高とは若干異なります。
 4. 過去5年間の変動量は、平成13年1月1日の真高と平成18年1月1日の真高の差です。したがって、四捨五入の関係で各単年度の変動量を加えた数量とは必ずしも一致しません。また、調査開始年からの変動量は、調査開始年の真高と平成18年1月1日の差です。



表4-64 地盤沈下経年変化（平成17年度 調査日：各年1月1日）

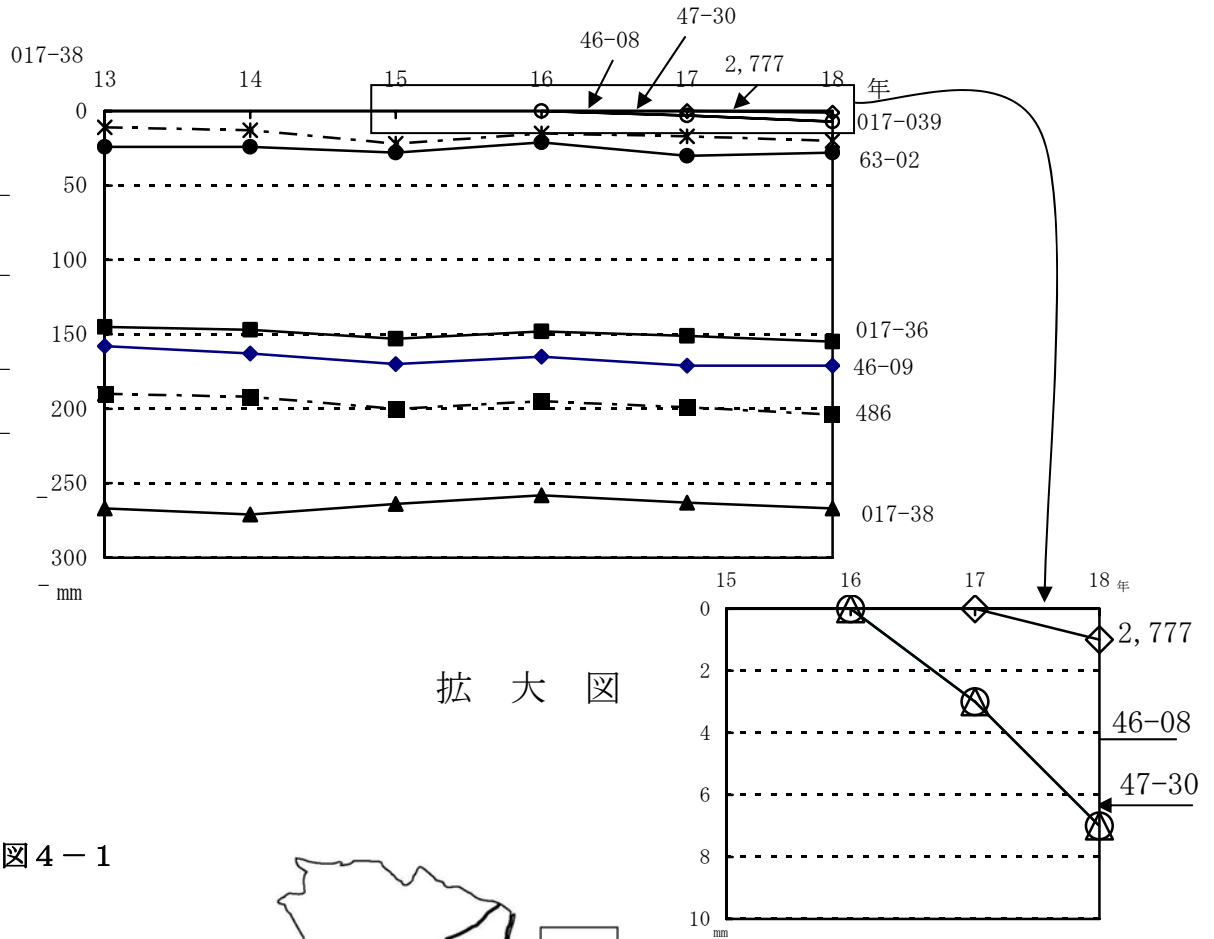
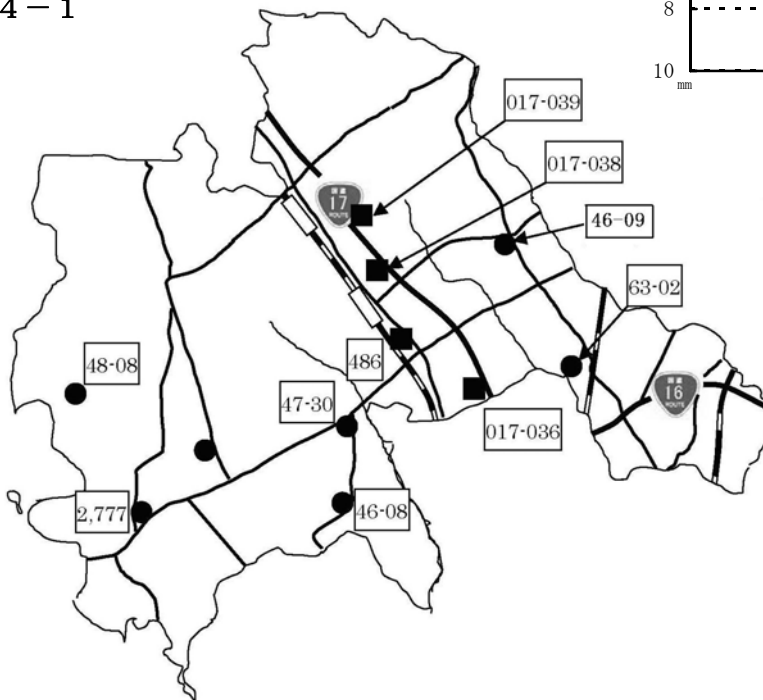


図4-1



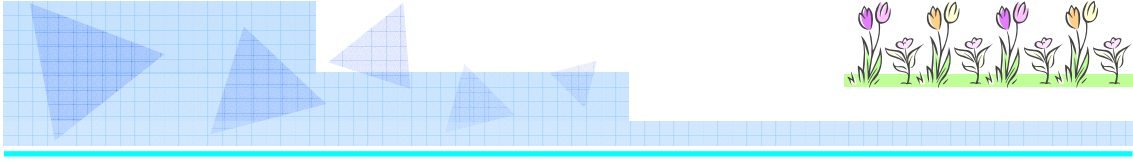


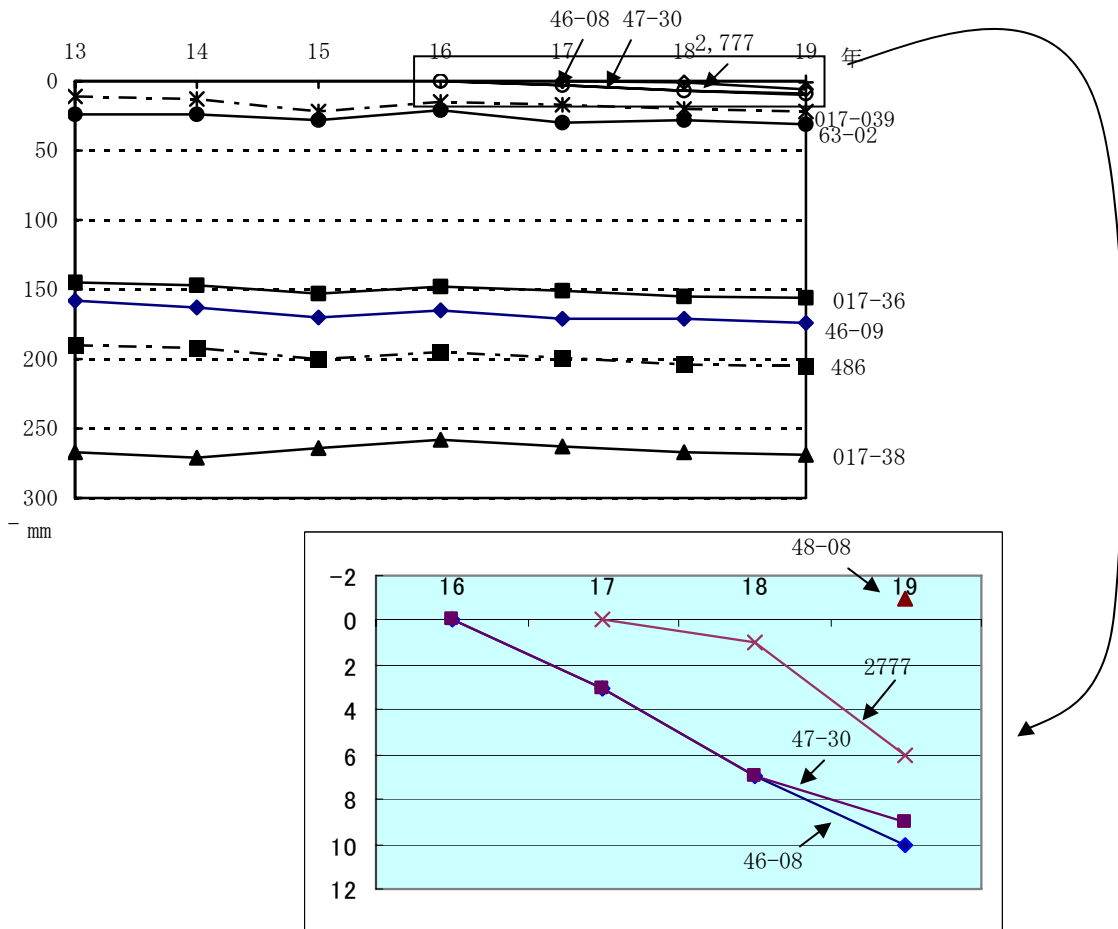
表4-65 (平成18年度)

精密水準測量成果表

基 標 番 号	所在地 町(字)名	調査開始 年月日	年度別変動量(mm)					過 去 5年間の 変動量 H13.1.1 ~18.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	H18.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備 考
			H14.1.1 ~15.1.1	H15.1.1 ~16.1.1	H16.1.1 ~17.1.1	H17.1.1 ~18.1.1	H18.1.1 ~19.1.1				
46-09	平 塚	S47.1.1	-7	5	-6	0	-3	-10	-173	15.254	
017-036	日 の 出	S47.1.1	-6	5	-3	-4	-1	-9	-156	16.443	*
017-038	上 町	S47.1.1	-7	6	-5	-5	-2	-12	-269	16.386	*
486	愛 宕	S47.1.1	-8	5	-4	-5	-1	-12	-206	16.346	*
017-039	緑 丘	H11.1.1	-9	7	-2	-3	-2	-8	-21	17.956	*H10年度仮点
63-02	原 市	S64.1.1	-4	7	-9	2	-3	-7	-31	14.319	
46-08	中 新 井	H16.1.1			-3	-4	-3		-10	12.899	
47-30	大 谷 本 郷	H16.1.1			-3	-4	-2		-8	13.044	
48-08	畔 吉	H17.1.1					1			10.462	H17年工事影響
2,777	平 方	H17.1.1				-1	-5		-6	14.891	

- 注 1. 表の備考欄中*は、国設定の水準点を示します。
 2. 表の備考欄中「仮点」は、水準基標の移転、亡失、工事等により他の固定点を利用したものを示します。
 3. 本表の標高は、水準点の高さを示すもので、真の地表面高とは若干異なります。
 4. 過去5年間の変動量は、平成13年1月1日の真高と平成18年1月1日の真高の差です。したがって、四捨五入の関係で各単年度の変動量を加えた数量とは必ずしも一致しません。また、調査開始年からの変動量は、調査開始

表4-66 地盤沈下経年変化 (平成18年度 調査日: 各年1月1日)

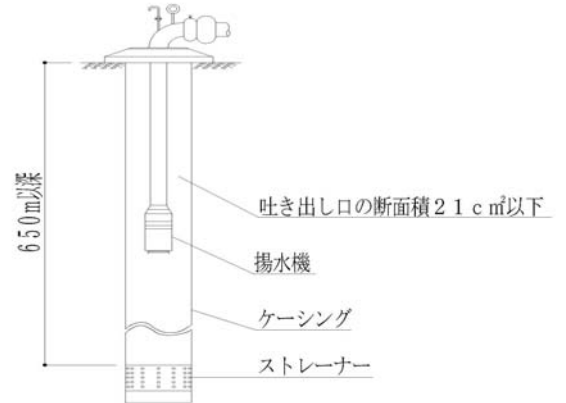




2 揚水対策

本市は、埼玉県生活環境保全条例の地下水の採取に関する規制（工業用水、建築物用水）指定地域となっており、県が地下水の採取規制を行っている。このため、揚水施設の吐出口断面積が6平方センチメートルを超えるものは、許可制となっており、図のとおり許可基準が定められています。また、許可対象外の揚水井戸の規模縮小、上水道への転換、汲み上げ量の削減等について指導しています。

図4-2



揚水施設の構造図
(許可基準)

表4-67 地下水年間使用量（用途別）

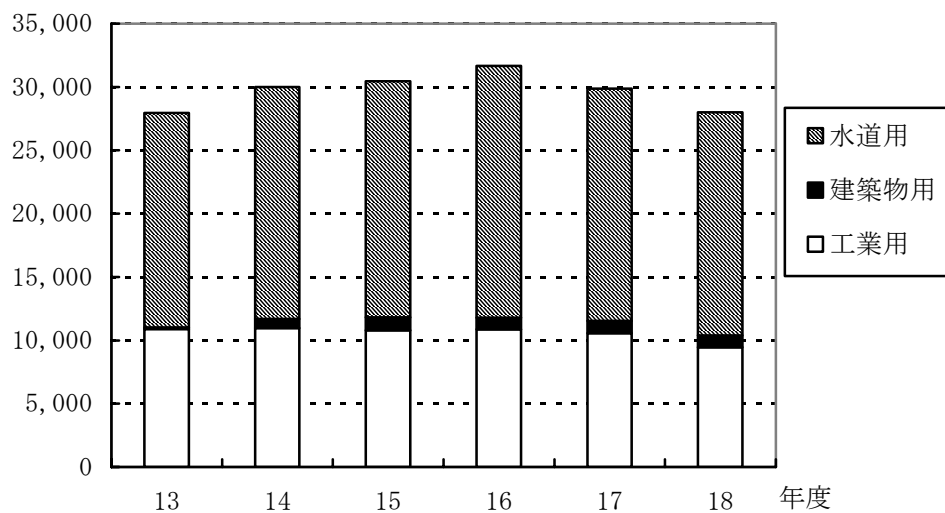




表 4 - 6 8

用途 年度	工業用		建築物用		水道用		合計	
	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数
13	10,910	61	123	5	16,908	29	27,941	95
14	10,969	61	704	14	18,312	31	29,985	106
15	10,795	62	1,011	10	18,654	30	30,460	102
16	10,872	61	924	10	18,654	30	30,450	101
17	10,573	63	968	20	18,318	30	29,859	113
18	9,449	61	940	21	17,618	30	28,007	112





第7節 悪臭の現況と対策

1 悪臭の防止

悪臭についての苦情を用途地域別に見ると、表のように、住居系地域がほぼ4割となっています。表は、発生源別の苦情受理件数です。かつては塗装などを行う製造事業所が多く、近年は野外焼却に伴う悪臭による苦情が増加しており、また悪臭が極めて低い濃度でも知覚されることから、発生源の多様化がみられます。

悪臭に関する用途地域別苦情受理件数（平成17年度）

表4-69

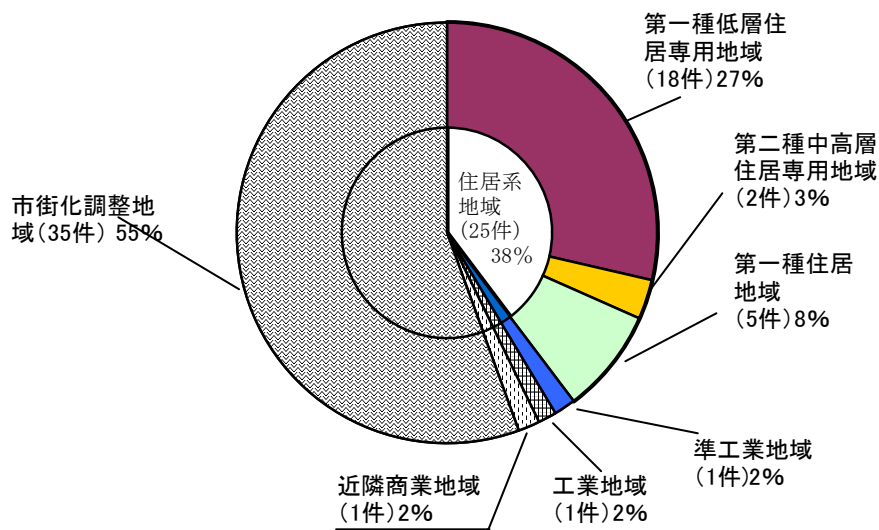
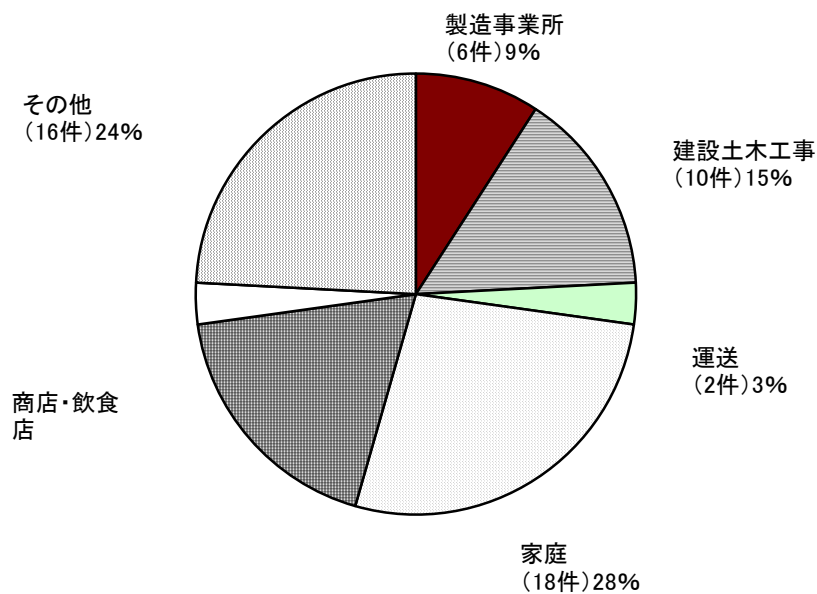
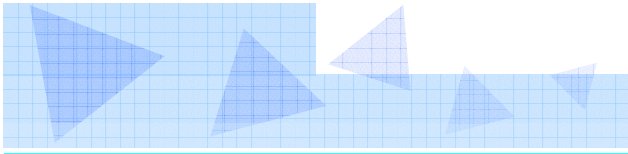


表4-70 悪臭に関する発生源別苦情受理件数（平成17年度）





悪臭に関する用途地域別苦情受理件数（平成18年度）

表4-71

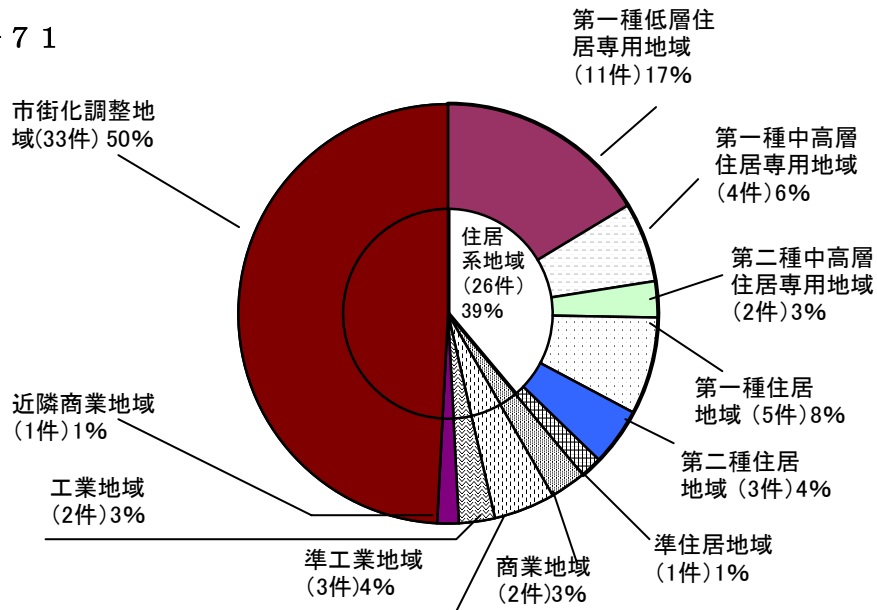
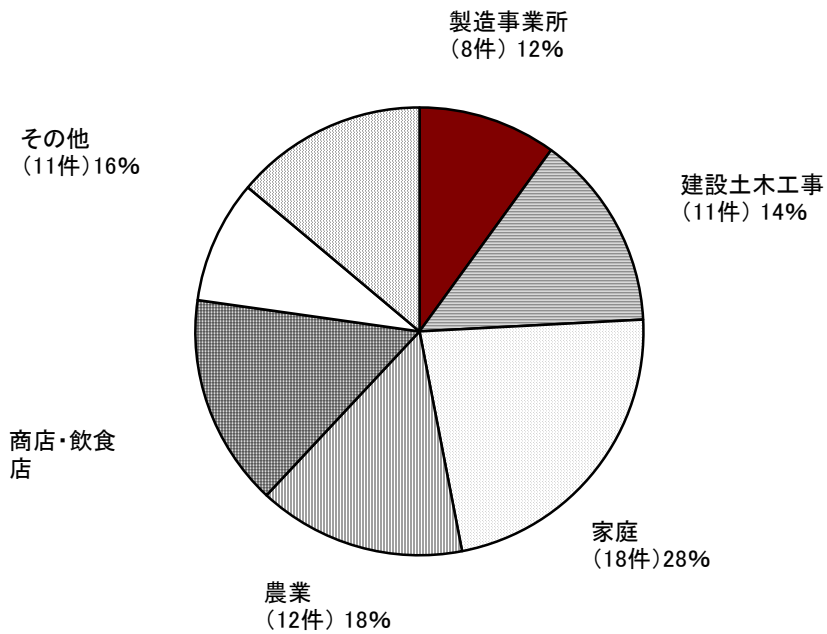


表4-72 悪臭に関する発生源別苦情受理件数（平成18年度）





第8節 科学物質による環境汚染の現況と対策

1 ダイオキシン類汚染の防止

市内における環境中のダイオキシン類の現況を把握することを目的に、大気、河川水について調査を実施しています。

① 大気調査の結果

平成17年度調査地点は、上尾市水道部・原市公民館・養護老人ホーム恵和園及び西貝塚公民館で年4回実施しました。調査結果は、年平均値が0.07～0.11 pg-TEQ/m³ (平均値0.08) の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)で定める大気環境基準(年平均値0.6 pg-TEQ/m³以下)を全地点で下回っていました。本調査結果と前回の調査結果(平成15年度、平成16年度)との比較を下記の表に示しました。その結果、恵和園は夏季～冬季が高くなっており、年平均値が前年度より高くなる結果でした。その他の調査地点は、夏季に上尾市水道部と西貝塚公民館で若干濃度が高くなりましたが、年平均値は低下する傾向が見られました。

表4-73 (平成17年度)

調査地点	平成17年度調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
	春季	夏季	終期	冬季	年平均値
上尾市水道部	0.058	0.075	0.082	0.055	0.055
原市公民館	0.050	0.049	0.087	0.055	0.055
恵和園	0.050	0.073	0.19	0.12	0.11
西貝塚公民館	0.039	0.05	0.092	0.071	0.055

注)前回の濃度よりも高くなった調査結果は、 (網掛け)で示しました。

表4-74 (平成17年度)

調査地点	前回の調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
	春季	夏季	終期	冬季	年平均値
上尾駅出張所	0.12	0.072	0.091	0.097	0.095
原市公民館	0.11	0.064	0.098	0.11	0.096
恵和園	0.10	0.047	0.10	0.11	0.089
西貝塚公民館	0.085	0.035	0.10	0.12	0.085

注)調査年度によって調査地点が異なるため、前回の調査結果を以下のように示しました。

- ・上尾駅出張所(上尾地区の比較)、原市公民館:平成15年度調査結果を示しました。
- ・恵和園、西貝塚公民館:平成16年度調査結果を示しました。



平成18年度調査地点は、上平小学校及び大谷本郷自治会館で年2回、養護老人ホーム恵和園及び西貝塚公民館で年4回実施しました。調査結果は、年平均値が0.07～0.12 pg-TEQ/m³ (平均値0.095) の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)で定める大気環境基準(年平均値0.6 pg-TEQ/m³以下)を全地点で下回っていました。本調査結果と前回の調査結果(平成16年度、平成17年度)との比較を下記の表に示しました。その結果、年平均値で若干濃度が高くなりましたが、ほぼ横ばいの傾向が見られました。

表4-75 (平成18年度)

調査地点	平成18年度調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
	春季	夏季	終期	冬季	年平均値
上平小学校	—	0.061	—	0.091	0.076
大谷本郷自治会館	—	0.055	—	0.13	0.093
恵和園	0.077	0.061	0.16	0.18	0.12
西貝塚公民館	0.045	0.059	0.15	0.11	0.091

注) 前回の濃度よりも高くなった調査結果は、 (網掛け)で示しました。

表4-76 (平成18年度)

調査地点	前回の調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
	春季	夏季	終期	冬季	年平均値
上平小学校	0.09	0.03	0.09	0.09	0.080
大谷本郷自治会館	0.08	0.03	0.08	0.09	0.070
恵和園	0.05	0.073	0.19	0.12	0.110
西貝塚公民館	0.039	0.05	0.092	0.071	0.055

注) 調査年度によって調査地点が異なるため、前回の調査結果を以下のように示しました。

- ・上平小学校、大谷本郷自治会館:平成16年度調査結果を示しました。
- ・恵和園、西貝塚公民館:平成17年度調査結果を示しました。



② 河川水調査の結果（平成17年度）

調査地点は、平成16年度と同一の場所で行いました。調査結果は、芝川（道三橋）で1.1pg-TEQ/Lと水質環境基準（年平均値1pg-TEQ/L以下）を上回りましたが、再調査では下回りました。その他の地点では0.37～0.32pg-TEQ/Lの範囲内であり、法で定める水質環境基準を全地点で下回っていました。

表4-77 河川水中のダイオキシン類調査結果（平成17年度）

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ)	
	平成16年度 (10月)	平成17年度 (11月)
鴨川（富士見橋）	0.044	0.037
芝川（道三橋）	0.2	0.32
原市沼川柳津橋	0.099	0.088
江川（宮下樋管）	0.15	0.095
水質環境基準	1	

前回の濃度よりも高くなった調査結果は、 （網掛け）で示しました。

〔調査項目〕 ダイオキシン類

- ・ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

- pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム
- TEQ（毒性等量）＝最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示
- コプラナーPCB＝ダイオキシン類と類似した生体作用を示す一群のPCB類
- 毒性等価係数は、WHO-TEF（1998）を適用
- ダイオキシン類合計数値は、連動計算しているため個々の平均値の合計とは必ずしも一致しない



③ 河川水調査の結果（平成18年度）

調査地点は、平成17年度と同一の場所を実施しました。調査結果は、0.55～0.064 pg-TEQ/L の範囲内であり、法で定める水質環境基準を全地点で下回っていました。

表4-78 河川水中のダイオキシン類調査結果(平成18年度)

調査地点	ダイオキシン類(pg-TEQ)	
	平成17年度 (11月)	平成18年度 (11月)
鴨川(富士見橋)	0.037	0.055
芝川(道三橋)	0.32	0.64
原市沼川柳津橋	0.088	0.19
江川(宮下樋管)	0.095	0.23
水質環境基準	1	

前回濃度をよりも高くなった調査結果は、 (網掛け) で示しました。

[調査項目] ダイオキシン類

- ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)

- pg(ピコグラム)=1兆分の1グラム
- TEQ(毒性等量)=最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを表す表示
- コプラナーPCB=ダイオキシン類と類似した生体作用を示す一群のPCB類
- 毒性等価係数は、WHO-TEF(1998)を適用
- ダイオキシン類合計数値は、連動計算しているため個々の平均値の合計とは必ずしも一致しない

④ 西貝塚環境センター

西貝塚環境センターは、最新技術を導入し、900℃前後の高温燃焼と自動化による安定操作を行うとともに、除じん効果の高いバグフィルターの設置などにより、ダイオキシン類などの有害物質を排出しないように努めています。

平成17年度のダイオキシン類測定結果は下表のとおりであり、法で定める排出基準値(年平均値1pg-TEQ/L以下)及び施設的设计基準値をすべての炉で下回っていました。



表4-79 煙突から排出されるダイオキシン類

(単位: ng-TEQ/m³N)

測定月	1号炉	2号炉	3号炉	平均
平成17年 8月	0.11	0.11	0.094	0.104
平成17年11月	0.16	0.041	0.068	0.089
平均	0.135	0.075	0.081	—

* 法の排出基準値1.0以下、施設設計基準値0.5以下

* ng(ナノグラム)は10億分の1グラム、TEQは毒性等量、m³Nは0℃・1気圧の状態の1立方メートルをあらわす。

平成18年度のダイオキシン類測定結果は下表のとおりであり、法で定める排出基準値(年平均値1pg-TEQ/L以下)及び施設の設計基準値をすべての炉で下回っていました。

表4-80 煙突から排出されるダイオキシン類

(単位: ng-TEQ/m³N)

測定月	1号炉	2号炉	3号炉	平均
平成18年 8月	0.059	0.00074	0.11	0.0565
平成18年11月	0.071	0.048	0.073	0.064
平均	0.330	0.024	0.091	—

* 法の排出基準値1.0以下、施設設計基準値0.5以下

* ng(ナノグラム)は10億分の1グラム、TEQは毒性等量、m³Nは0℃・1気圧の状態の1立方メートルをあらわす。



第9節 環境に関する苦情の現況と対策

1 環境に関する苦情

環境に関する苦情は、住民が快適な生活を営む上で、阻害となる他からの物理的、心理的な要因を認識したときに生じます。苦情受理件数が直接環境問題の発生状況を表すものではありませんが、その地域の環境問題の特性をかなり端的に示すものです。本市における苦情は、大気之苦情から近年特に悪臭、騒音に関する苦情が多くなっています。また、市民生活により密接した問題に関するものが多くなっています。

表 4 - 8 1 年度別苦情受理件数

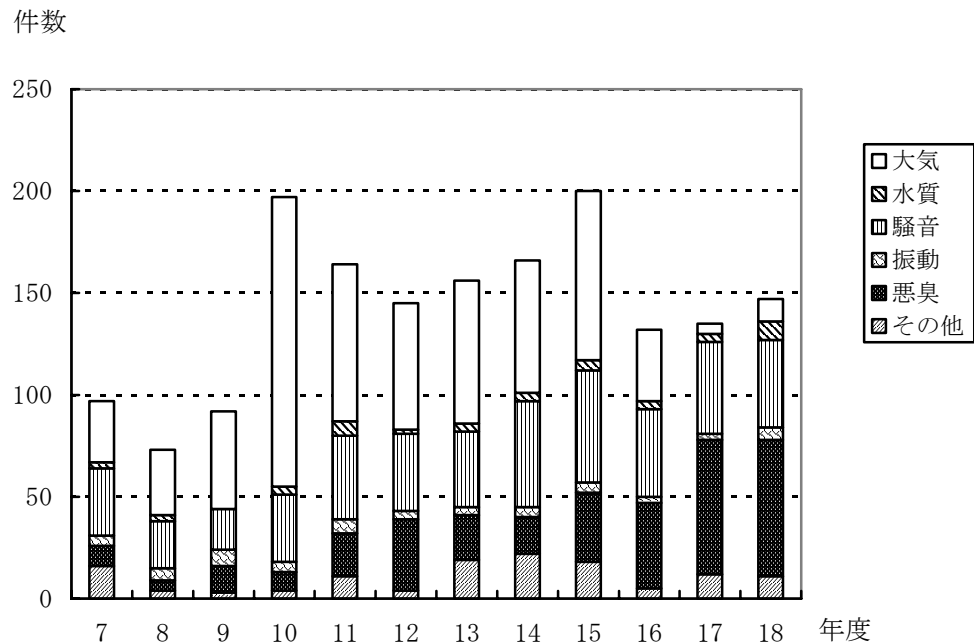
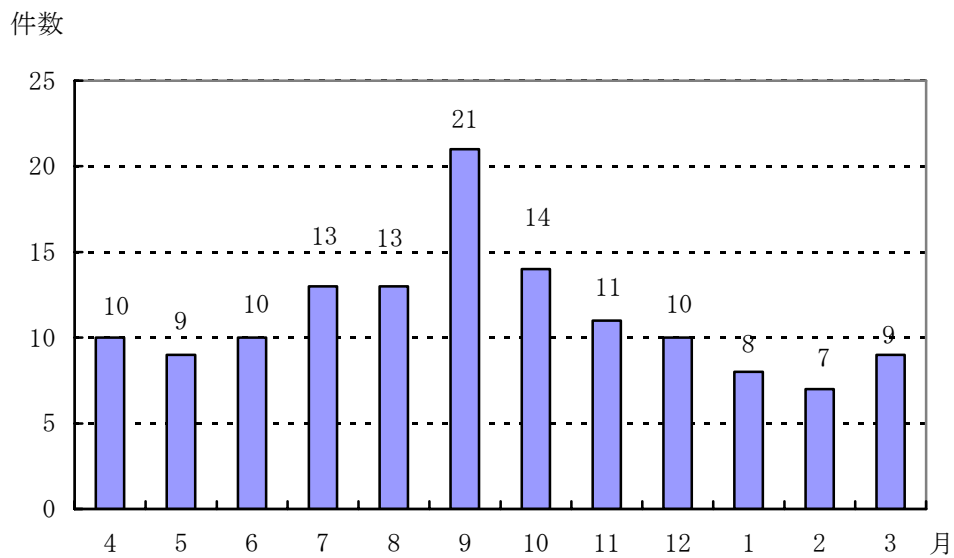




表4-82

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
大 気	32	48	142	77	62	70	65	83	35	5	11
水 質	3	0	4	7	2	4	4	5	4	4	9
騒 音	23	20	33	41	38	37	52	55	43	45	43
振 動	6	8	5	7	4	4	5	5	3	3	6
悪 臭	5	13	9	21	35	22	18	34	42	66	67
その他	4	3	4	11	4	19	22	18	5	12	11
合 計	73	92	197	164	145	156	166	200	132	135	147

表4-83 平成17年度月別苦情受理件数



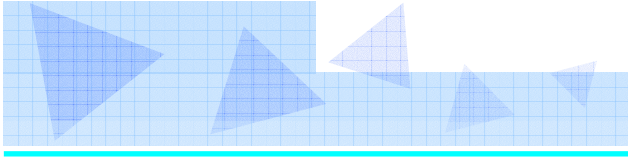


表 4 - 8 4 平成 1 8 年度月別苦情受理件数

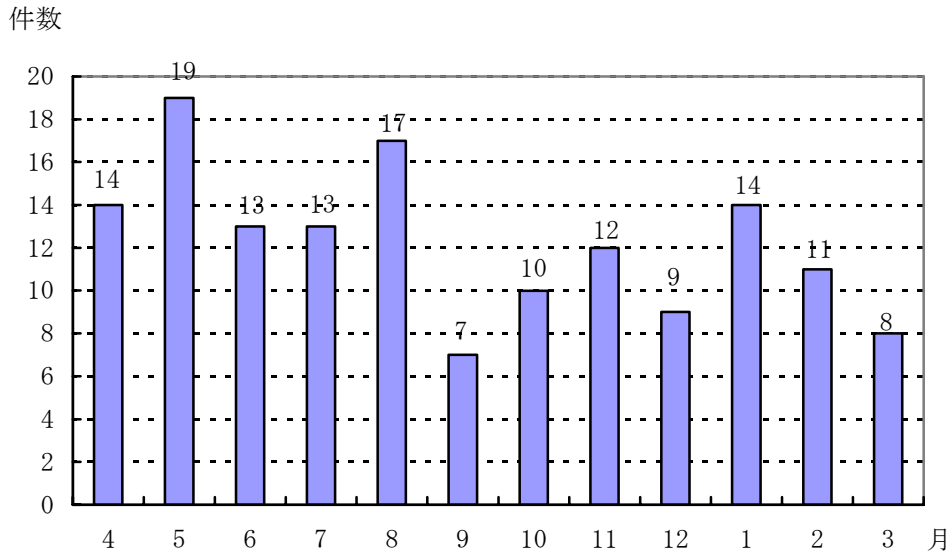


表 4 - 8 5 種類別苦情受理件数 (平成 1 7 年度)

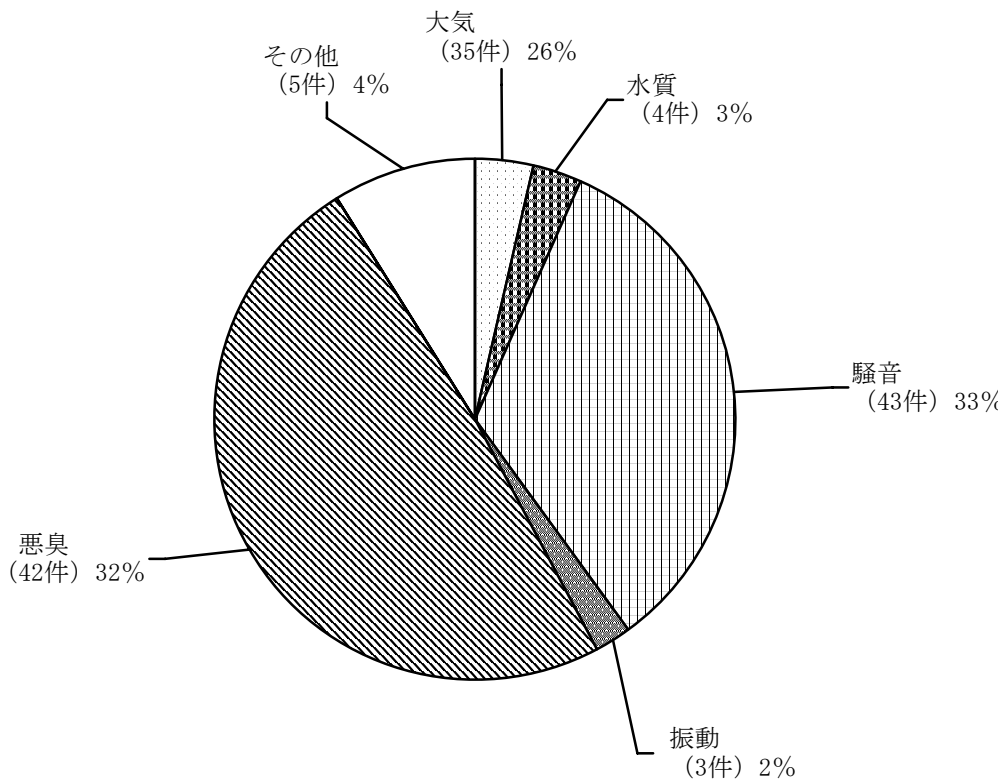
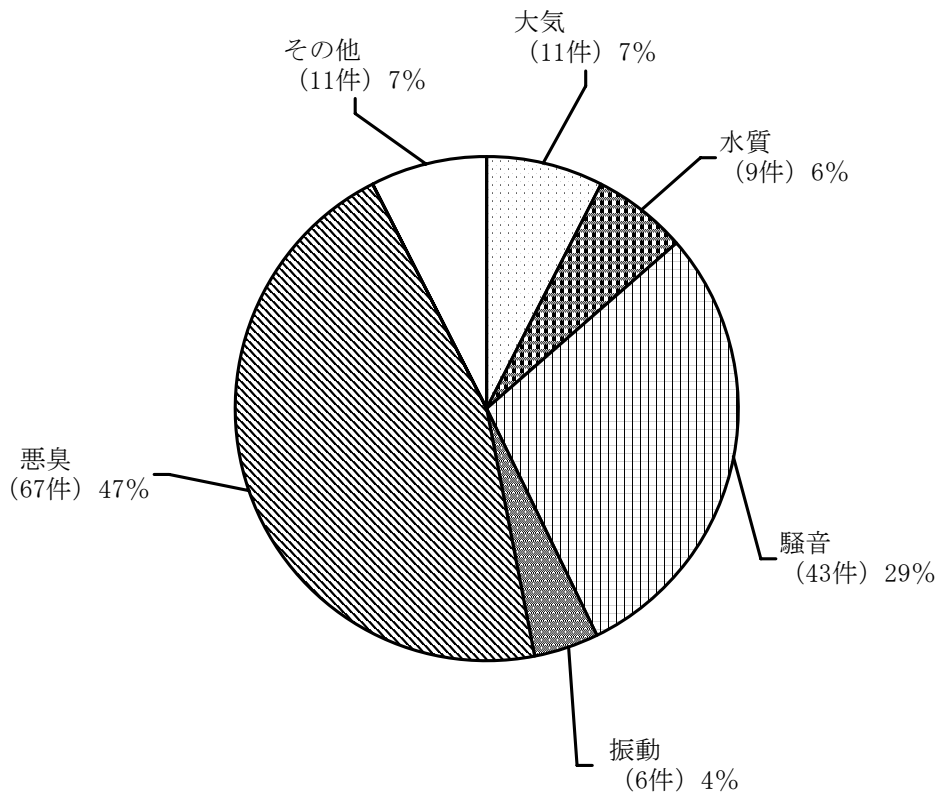




表4-86 種類別苦情受理件数（平成18年度）



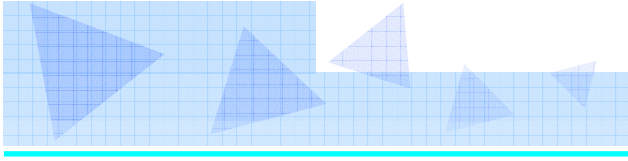


表 4 - 8 7 用途地域別苦情受理件数 (平成 1 7 年度)

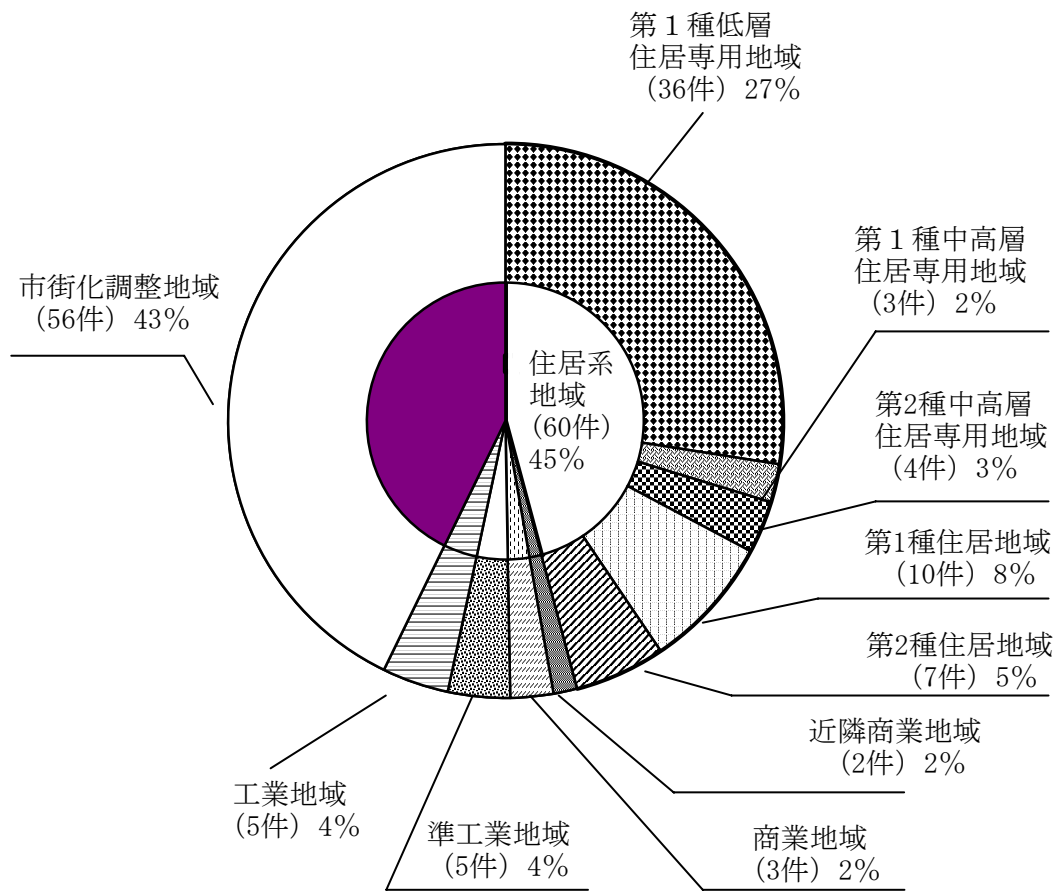
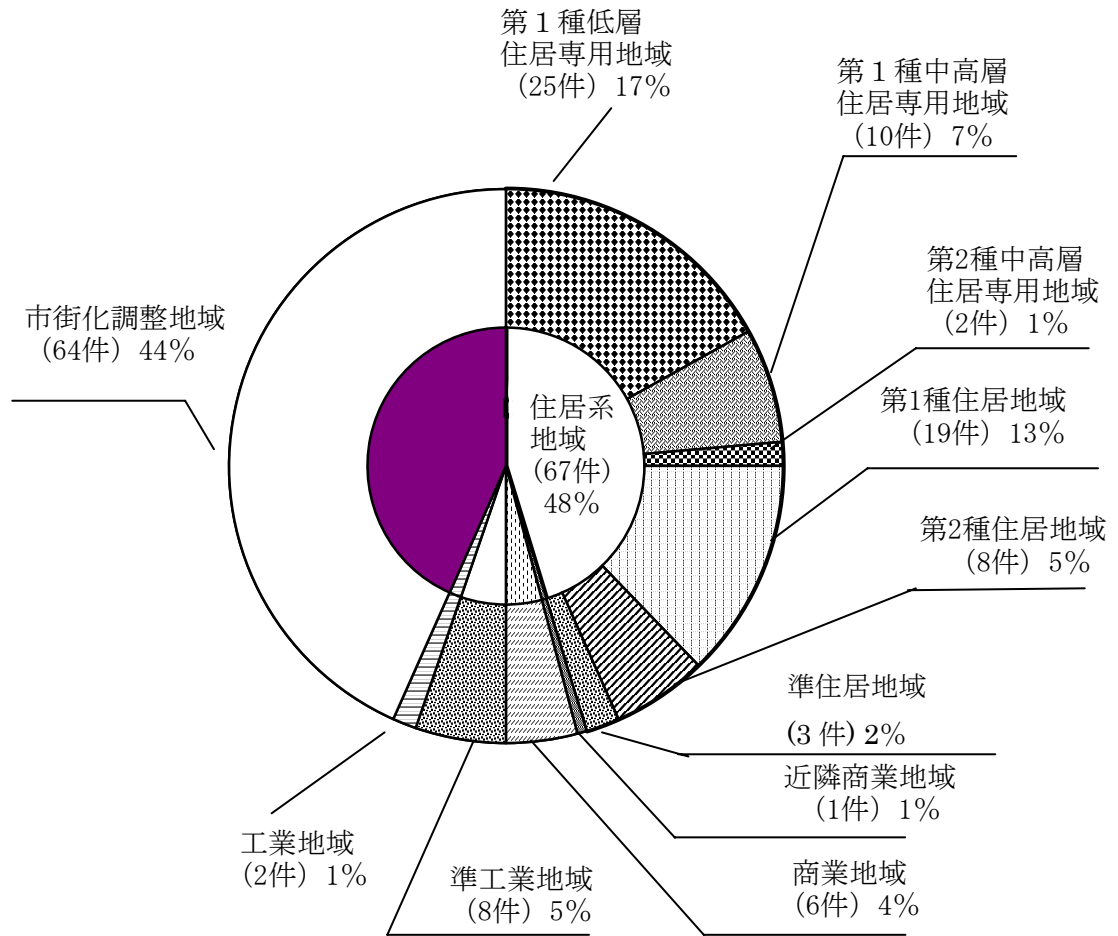




表4-88 用途地域別苦情受理件数（平成18年度）



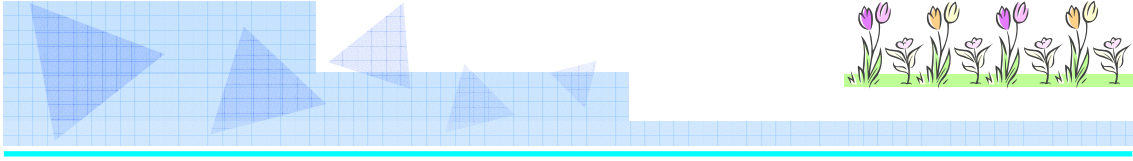


表 4 - 8 9 発生源別苦情受理件数（平成 1 7 年度）

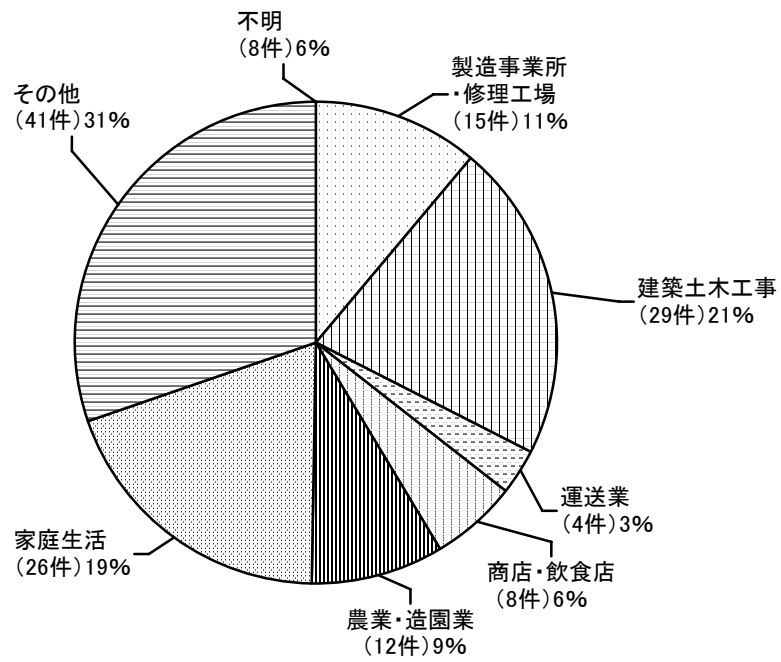
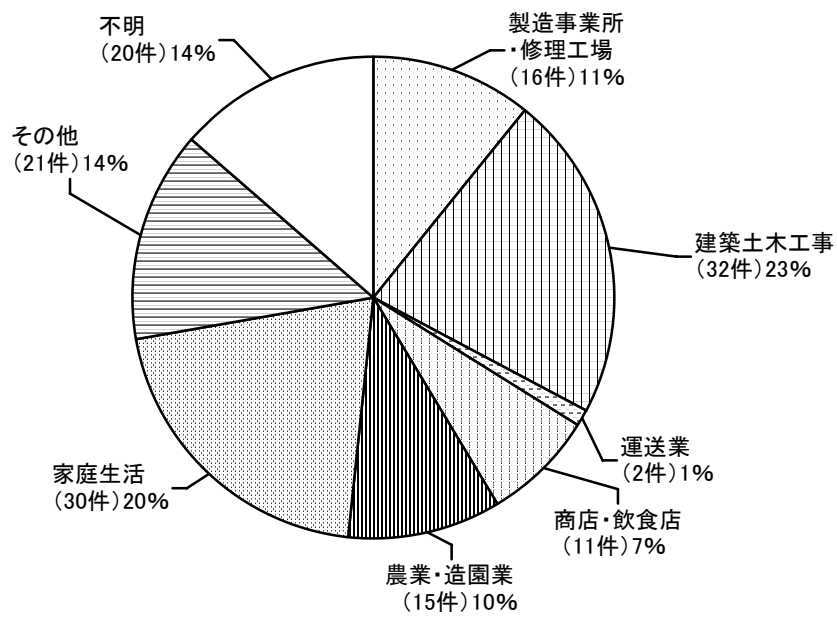




表4-90 発生源別苦情受理件数（平成18年度）





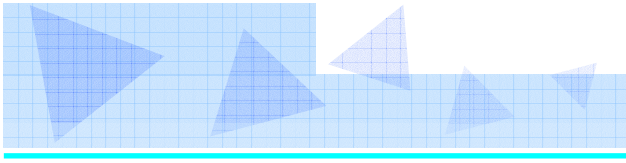
用語の解説

あ行

アルキルベンゼン スルホン酸塩 (ABS)	家庭用洗剤として最も一般的な合成洗剤の主成分となっているものであるが、下水処理場の活性汚でい処理が不可能なため、河川汚濁の原因となっている。 最近活性汚でい処理が可能な化学構造のLBS（ソフトタイプのもの）に変わりつつある。
アルキル水銀 (RHgX)	有機水銀の1つで、無色か、白色の結晶を有し猛毒性である。アルキル基の種類によりメチル水銀、プロピル水銀などと呼ばれる。「水俣病」の原因物質とされており、アルキル水銀による中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のまひなどの中枢神経障害を起こして死亡する場合もある。主な発生源は化学工場、乾電池製造業などである。環境基準…検出されないこと、排水基準…検出されないこと。
暗騒音	ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときにも、その場所に存在する騒音を、対象の音に対して暗騒音という。
いおう酸化物 Sox	二酸化いおう (SO_2 ・亜硫酸ガス)、三酸化いおう (SO_3 ・無水硫酸)、硫酸ミスト等の総称で、そのうち大気汚染の主役と考えられているものの大部分は亜硫酸ガスである。いずれも刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与え流涙をきたす。
閾 値 (いきち)	限界値ともいう。生理学または心理学上の語、その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値をいう。
一次汚染物質	人間活動から直接的に発生する汚染物質、工場からのばい煙、自動車の排ガス、粉じん、浮遊粒子状物質等、大気中に放出されたこれら汚染物質は、大気の物理的、化学的影響で、その姿を変えていく、その変化した汚染物質を二次的汚染物質という。
一 酸 化 炭 素 CO	燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。主要な排出源は自動車である。大気汚染防止法…… 特定物質、緊急時対象物質
一 酸 化 窒 素 NO	酸化窒素ともいい、無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると直ちに赤褐色の二酸化窒素 (NO_2) に変わる。
上 乗 せ 基 準	排水基準は、いおう酸化物については地域区分ごとに、ばいじん及び有害物質については全国一率に定められている。都道府県は、このうちばいじん及び有害物質について、条例によりその地域の実情に則して国の基準よりきびしい基準（いわゆる上乘せ基準）を定めることができる。地域の実情に応じた大気汚染対策を講ずることになっている。排水基準においても国の一律基準よりきびしい基準を定めることができる。



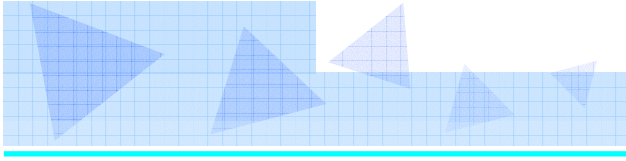
エアレーション	空気を吹込み、あるいは機械的場攪拌により空気中の酸素を液中に溶かす操作。重要な排水処理の単位操作。溶存酸素の増加による生物活動の助長、揮発性物質の除去、自然酸化されやすいイオン類の酸化などの効果がある。
SS	Suspended Solid → 浮遊物質
エチル水銀	→ アルキル水銀
ABS	→ アルキルベンゼンスルホン酸塩
塩化水素 HCl	無色の刺激性の強いガス体で、空気より重く、水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐蝕性質としてあらわれる。人体に対し腐蝕性毒として働き、5ppmで鼻粘膜に明確な刺激がある。大気汚染防止法……有害物質、特定物質
塩素 Cl ₂	常温では、黄色のガス体であるが、20℃で液化し、黄色を呈する。空気より重い。4～8ppmで目、鼻、のど等の刺激や咳、呼吸逼迫、胸痛が0.5～3時間でおこる。100～1,000ppmの濃度では瞬間的に窒息を起し、死亡する。 大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められている。
オキシダントO _x	明確な物質を示すものではなく、大気中に存在するガス状の総酸化性物質であり、その70～80%はオゾンである。 光化学スモッグの主要な指標となっている。緊急時の対象物質。
オゾン O ₃	紫外線、X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。空気より重く、金属の様な臭気を発生する微青色の物質で強い酸化力があり、色素類を脱色し、二酸化いおうや炭化水素を酸化し、無水硫酸や、アルデヒドに変える性質がある。人体には、0.2～0.5ppm程度で呼吸器の刺激症状、胸部の拘縮、肺機能低下が起こる。
か行	
化学的酸素要求量 COD	水中の汚濁物質（有機物質）を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出しmg O / ℓで表示したもの、CODの数値が大きいほど水質汚濁は著しい。
活性汚泥	有機性汚水に空気を吹き込むと時間がたつにつれ、その汚水に適した好気性微生物が繁殖して汚泥状のフロックが形成される。このフロックが活性汚泥と呼ばれ、好気性細菌や原生動物などの微生物と金属水酸化物を主体とする無機物の集合体であるといわれている。活性汚泥と下水の混合液に空気を混入することにより微生物の作用が活発に行われ、下水中の有機物質を活性汚泥に吸着し、活性汚泥微生物により酸化及び同化される。
活性汚泥法	汚水に活性汚泥を加え、均一に混合、エアレーションして、汚水中の有機物を活性汚泥により吸着、酸化同化（無機化又はガス化）させ、活性汚泥を沈澱により処理水から分離する操作をいう。BODの低減を図る方法。
カドミウム Cd	白色の柔らかい金属、イタイイタイ病の原因として知られる。慢性中毒は機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害あるいは肝臓障害を起こす。 環境基準0.01mg / ℓ以下 排水基準0.1mg / ℓ以下



環境基準	公害対策基本法の規定にもとづき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい、行政上の目標としての基準として設定されうることとなっている。したがって、この基準は個々の公害発生源に対する直接の規制数値として働くものではない。いわば大気汚染、水質汚濁などの公害の防止に関する施策を推進するうえでその目標となり、よりどころとなるものである。現在までに、SO ₂ 、CO、浮遊粒子状物質、NO ₂ 、光化学オキシダント水質汚濁、騒音について、それぞれ環境基準が設定されている。
逆転層	大気中で、高さが増すほど気温が高くなる現象を逆転といい、このような状態にある大気層、接地逆転層、上層逆転層、沈降逆転層、放射逆転層、前線逆転層、乱流逆転層などがある。逆転層があるとこれが大気のカバーのような役目をして逆転層の内側の大気を安定させるため、地上から出されたばい煙などがこの層と地表との間に閉じこめられて汚染がひどくなる。
クロム Cr	金属クロムは、極めて安定で日用品、装飾品を始めとして広く利用されている。又、クロムの化合物中、三価のクロムは、比較的毒性が低いが、六価クロムは、猛毒で人体にきわめて危険な物質である。この六価クロムは、皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、これを含む水の摂取が続けば、肝臓、腎臓、ひ臓に蓄積することが確かめられており、多量に摂取すると嘔吐、腹痛、ケイレン等を起こして死に致ることもある。多く使われるのは、メッキ工場、無機化学工業などである。
K 値	いおう酸化物の排出基準は、一般排出基準と特別排出基準とがあるが、これはいずれも $q=K \times 10^{-3} H_e^2$ の式による算出されたいおう酸化物の量である。これがいわゆるK値規制方式といわれるもので、政令で定められる地域ごとのKの値が、実質的にその地域の排出基準を左右する。このKの値は、当該地区の現状の汚染と環境基準との関係を前提に、環境基準達成のために許容されるSOx排出量を算出して、想定SOx排出量からの削減率として算定されるものである。 (q・・・いおう酸化物の量、H _e ・・・補正された排出口の高さ)
健康リスク 評価指針値	「ダイオキシン類に係る環境保全対策を講じるに当たっての目安となる値」として、環境庁の「ダイオキシンリスク評価検討会報告書(平成9年5月)」が示したもので、「人の健康を維持するための許容限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい水準として、人の暴露量を評価するために用いる値」である。 健康リスク評価指針値として、5pg/kg/dayを設定している。
光化学スモッグ	大気中に存在する窒素酸化物(NO _x)、炭化水素(HC)等が紫外線と作用してオゾンその他の過酸化物(オキシダント)を一次的に生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成したとき、これを光化学スモッグと呼んでいる。夏の日差しが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか視程障害、呼吸器系皮膚粘膜への影響、また、植物にある種の症状を与えるなど広範にわたる。



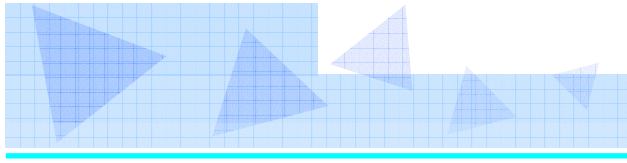
公共用水域	<p>河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路その他公共の用に供される水路である。およそ通常の人が出入りできる水域はすべて公共用水域であると解されている。工場敷地内の排水路、地下水はこれには含まれない。法による排水規制は公共用水域に排出される水について行われることになる。</p> <p>公共用水域以外の水域に排出される水については同法の排水基準は適用されない。終末処理場を現に設置している公共下水道及び流域下水道は、法律上公共用水域の範囲から除かれている。したがって、これらの下水道へ排出する工場、事業者については同法の排水基準は適用されない。そのかわりに、下水道から公共用水域へ放流される水につき排水基準が適用される。</p>
コプラナPCB	<p>トランス（変圧器）やコンデンサー（蓄電器）に使われるPCB（既に使用禁止済み）中に不純物として含まれ、発ガン性の疑いがあるなど、ダイオキシン類に似た毒性をもっている物質で既に欧米では、ダイオキシンの一種として扱っている国もある。</p> <p>上尾駅出張所の1か所にて調査した結果は、大気については年平均0.0041pg-TEQ/m³、土壌については2.3pg-TEQ/gであった。</p>
さ行	
三酸化イオウ	<p>いおうの燃焼の際に少量発生し、水と反応し硫酸となりやすい。 →いおう酸化物</p>
産業廃棄物	<p>廃棄物は発生源によって産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に代表される。産業廃棄物とされるものは、量的、質的に環境汚染源として重要な意味をもつものであって、その特性に応じて定められた厳しい処理基準に従って処理する必要のある廃棄物である。</p> <p>なお、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生ずるし尿、ごみ、粗大ごみ等のほか、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の産業廃棄物の総称である。</p>
シアン化合物	<p>シアン化合物には、シアン化カリウム（青酸カリ）、シアン化カルシウム、シアン化ナトリウム等がある。人体影響は直接的で数少ないし、数分で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、痙れんをおこし死亡する。環境基準、検出されないこと。</p>
指定地域	<p>大気汚染や水質汚濁のように公害発生源の影響が広い範囲に及び、公害現象が全国にわたっているものについては、その規制は地域を限定せずに行うこととされているが、騒音、地盤沈下のように、主として局地的問題として発生する公害については、規制の対象地域を定めることとなっている。</p>
自動車排出ガス	<p>自動車エンジン排ガスで、汚染成分としては、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有する。燃料の種類あるいは運転状態によって発生するガスの成分は異なる。この排ガスの中にはとくに有毒な鉛とかベンツピレンなどが含有される。</p>
重油脱硫	<p>いおう酸化物による大気汚染を軽減するための一つの方法として重油中に含まれるいおう分を取り除く方法があり、それには、重油の中へ水素を添加していおう分を硫化水素として回収する直接脱硫方式と、</p>



	減圧軽油を高温高圧の中で水素を混合していおう分を硫化水素の形で取り出し、いおう分0.3%程度の脱硫軽油を作って、これを他の浅渣油と混合して低いおう重油とする
C O D	→化学的酸素要求量
水 銀 Total-Hg,R-Hg	水銀化合物には無機と有機があり、Total-Hgは金属水銀としてすべての水銀化合物を定量するのに対して、R-Hgはアルキル水銀のみを定量する。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭窄、手足のマヒなど中枢神経障害が起こり、死に至る場合もある。
水素イオン濃度 PH	水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、PH値が1~7未満で酸性、7のとき中性、7~14までアルカリ性、水道用水としては、PHが8.5を超えると化学反応面からみて塩素殺菌力が低下し、PHが6.5以下になると浄水処理上の凝集効果に悪影響を及ぼすとされている。PH6.5から8.5までの範囲は水道管、給水装置等の腐蝕防止の点からいっても望ましい水質である。
ストレーナー	吸水管部の意味、「井戸（揚水設備）のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水をくみ上げるかがきまり、地盤沈下の与える影響がきまってくる。
スモッグ	Smoke（煙）とFog（霧）から合成された言葉で、大気が汚染された状態を総称している。
スラッジ	下水処理過程で出る下水汚でいこのことで、各段階で出る汚でいは成分、固形度が異なる。
生物化学的酸素 要求量 BOD	水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量をいい、BODが大きいほど水質汚濁が著しい。
総水銀 T-Hg	総水銀はアルキル水銀等の有機水銀と無機水銀との総称である。無機水銀は、公共水域内で有機水銀化するといわれ、このため、これらの水銀を一括して総水銀として、これを汚染状況を示す基準としたものである。環境基準は検出されないこと。排水基準は0.005mg/lである。
総量規制	地球環境の自浄能力からみた環境容量に基づいて、一定の地域内で排出される汚染物質の量をその地域全体の総量で規制する方式をいう。この総量規制方式は、汚染物質の排出口ごとの濃度で規制する従来のいわゆる濃度規制に加えて、今後の排出規制の進むべき新しい方向を示しているといえる。
た 行 ダイオキシン	除草剤などの農薬製造の際の副産物として生成されるほかに、PCB（ポリ塩化ビフェニール）の焼却、ごみ焼却のときに生成されることが知られている。ダイオキシンは75種類の化合物の総称で、そのうち四塩化物をTCDD（四塩化ダイオキシン）と呼ぶ。TCDDにも、塩素原子がどこに位置するかで22種の異性体があるが、なかでも2・3・7・8TCDDは、合成化学物質中もっとも毒性が強いとされている。



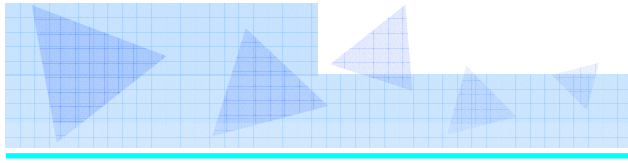
大気環境指針値	(年平均0.8pg-TEQ/m ³) ダイオキシン類による健康影響を未然に防止するために維持することが望ましい水準として健康リスク評価指針値(5pg-TEQ/kg/day)等を踏まえて、大気環境指針値は、一生涯という長期にわたる暴露を想定して示されたものである。大気環境濃度がこの指針値を上回る場合であっても、直ちにそれが人の健康に影響を及ぼすとは言えない。 また、この大気環境指針値は、現時点における科学的知見を最大限活用して導き出されたものであり、今後の科学的知見の充実に応じて検証されるものである。
大腸菌群	大腸菌はそれ自体人の健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には同時に赤痢菌、チフス菌等病原菌が存在する可能性がある。そのため大腸菌は、病原菌等による汚濁の指標として用いられる。環境基準・河川AA湖沼AAの水域50MPN/100m ³ から河川Bの水域5,000MPN/100m ³ まで定められている。排水基準……日間平均3,000個/cm ³
濁度	濁りの程度をあらわす単位、用水、廃水などの濁りの試験において用いられ、62~74μの白とう土粒子1mgを水1ℓに含むものの濁度を1度と定めてこれと比較する。
脱硫	大気中のいおう酸化物を減少するために、その原因である燃料からいおう分を少なくするか、燃焼排ガスからいおう分を除去するかの2法がある。これが脱硫で、前者を重油脱硫、後者を排煙(排ガス)脱硫という。 → 重油脱硫 → 排煙脱硫
炭化水素 HC	炭素と水素とだけからできている。完全に燃すと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称である。その種類も気体(メタン)液体(ベンゼン)固体(ナフタリン)など分子量や構造により異なりその種類も多い。
窒素酸化物 NOx	これは物の燃焼に伴ない発生する。その多くは、一酸化窒素(NO)として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素(NO2)が生成される。その発生源は、自動車等の移動発生源と、工場・事業場等のボイラー等の固定発生源で、都市部においては、広範囲に分散している。一方、光化学スモッグの原因物質でもあり、現在、大気汚染対策の重要な課題とされている。
低いおう油	大気中のいおう酸化物の量は、燃料の燃焼排ガスによることが多いので、いおう含有量の少ない燃料油が特に要求される。ミナス原油のようにいおうの含有量のごく少ないものもあるが、石油精製中に脱硫して、低いおう油を生産することができ、わが国においても各精油所が行っている。
TEQ	(Toxicity Equivalency Quantity) 毒性等量のこと。ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2・3・7・8-TCDD)の毒性に換算して表わしていることを示す符号。 ダイオキシン類の調査結果では、一般に実測した異性体の濃度に、2・3・7・8-TCDDの毒性を基準(1とする。)にした係数(0.5, 0.1, 0.05, 0.01, 0.001, 0)を掛け、その合計値で表す。



定性分析	被検物質がどのような成分から成るか、あるいはどのような成分を含んでいるかを調べる。物質の化学的性質を利用した方法のほか、各種の機器を利用した光学的方法、電気的方法などが発達している。
定量分析	被検物質を構成する成分の量および性質を測定する方法、重量、体積、電気的な変化量など定量する物質の量に関係した数量を測定する。その物質の最を求める。
デシベル dB(A)	耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB(A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位である。わが国では、dB(A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示している。
銅 Cu	赤色で光沢を持つ金属である。熱および伝導度は銀についで大きい。成人は一日に2~3mg必要であるといわれるが、多量に摂取すれば有害である。 排水基準3mg/l以下。
導電率法	空気を一定の流速で過酸化水素中に吸収反応させ、空気中の硫黄酸化物と化合生成した硫酸の濃度により、電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので、その結果は、25°Cs/cmで表す。
特定化学物質	PCBのように、分解しにくい、生物体内での濃縮性が高い、さらに慢性毒性がある、と判断されたものについて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により指定され、原則として製造や輸入が禁止される化学物質。現在、PCB・PCN（ポリ塩化ナフタレン）・HCB（ヘキサクロロベンゼン）・アルドリン・ディルドリン・エンドリン・DDT・クロルデンの8物質がある。
特別排出基準	大気汚染防止法ではいおう酸化物、ばいじん、特定有害物質については、その汚染が一定の限度を超えるおそれがある地区を限って、その区域内に新設されるばい煙発生施設に、一般の排出基準よりきびしい排出基準（すなわち特別排出基準）を許すことにしている。これは、汚染が一定限度以上に著しい地域では、それ以上汚染源が増加することを極力制限する必要があり、また新設の施設は、既設のものより進んだ対策を行いうるので、よりきびしい排出基準を課すことにしたものである。特別排出基準は、施設集合地域において、多数のばい煙発生施設の集合による複合汚染の場合に適用されるものであり、ばい煙発生施設の数などの点から、一般の有害物質には適用されない。
トルエン	ベンゼンに似た臭いのある無色の液体で、コールタールの分溜によって得られる。水には微量で溶解、アルコール・クロロホルム・エーテルなどによく溶解。麻酔作用はベンゼンより強いが、慢性障害（主に血液毒）ははるかに軽いと考えられている。主な有害作用は麻酔性と軽度の血液変化にあるが、これらの障害は一般には一過性である。
な行 ng(ナノグラム)	10億分の1グラム



鉛 Pb	鉛は、帯青白色の軟らかい重い金属で、大量の鉛が人体内に入ると急性中毒をおこして、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉等が現れ、激的な胃腸炎等により死亡することもある。少量の鉛が長期にわたって人体に入ると、食欲不振、便秘、頭痛、全身倦怠、貧血、視力障害等がおこる。鉛の体内蓄積は、毎日0.5mg/ℓ以上吸収されるとおこるとされている。環境基準は0.01mg/ℓ以下、排水基準0.1ml/ℓ以下。
二酸化いおう (亜硫酸ガス) SO ₂	いおう酸化物の大部分を占めるガスで、いおう酸化物と同様にいおう分を含む燃料を燃焼する際に発生する、無色刺激性の気体で、還元性が強い。人体影響としては0.5~1ppmで臭気を感じ、5~10ppmで鼻喉に不快な刺激をあたえる。さらに高濃度に達すると歯牙酸蝕性、結膜炎などを起こし、致死する場合もある。低濃度で慢性的な症状としては、四日市ぜんそく、気管支炎等を起こす。排出規準……二酸化いおうについては規制なし。いおう酸化物について規制している。環境基準……1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	赤褐色で、刺激性特異の臭気ある気体で物の燃焼の際発生し、高温になるほどその量は多い。人体影響としては、呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻、ノドの粘膜、呼吸器系統への刺激を与える。また、肺に呼吸された二酸化窒素が、ヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬機能を阻害する特徴があり、ヘモグロビンとの親和力は酸素の約50,000~70,000倍である。大気汚染防止法の特定物質。緊急時の対象物質、環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
二酸化鉛法 (Pb ₂ 法)	二酸化鉛を塗布した布を円筒に巻きつけたものをシュルターに入れて1ヶ月間大気中に暴露し、二酸化鉛と大気中の硫酸化物が化合して生じた硫酸鉛の硫酸根を定量するもので、その結果はSO ₃ mg/100cm ³
Nm ₃ /時	温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりのガス量を表す単位である。
ノルマルヘキサン 抽出物質	排水中の油分含有量を示すために設けられた項目で、N-ヘキサンに抽出され、80℃付近で揮発しない物質である。N-ヘキサン抽出物質は動植物油脂、鉱油類である。石油系油分の影響は海水の油濁に現れ、わが国では、四日市、水島などで魚の油臭化が問題となった。水田に入ると生育に影響をあたえ、根ぐされ病をおこす。
排煙脱硫	燃料等の燃焼により生じた排煙中に含まれる硫酸化物を除去する装置で、大別して湿式吸収法、乾式吸収法及び活性炭吸着法がある。
ばい煙	大気汚染防止法の定義では、ばい煙とは次の物質をいう。(1)燃料等の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、(2)燃料等の燃焼または電気炉等の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分析等の処理に伴い発生する有害物質。いおう酸化物には、亜硫酸ガスおよび無水硫酸が含まれる。ばいじんは、従来ススその他の粉じんと称していたものであり、他の機械的処理などにおいて発生する粉じんは含まれない。また、ばい煙は物質を発生源側から見て定義したものであり、この点で浮遊粉じん及び降下ばいじんと区別される。有害物質として政令で定められているものは、現在、カドミウム、塩素、塩化水素、フッ化水素、鉛、窒素酸化物等である。



廃棄物	→産業廃棄物
排出等基準	公害対策基本法では、政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定めることとされており、（法10条）この規定をうけて、各公害規制法において特定物質の排出の基準など、規制の前提となる基準が定められている。
パワー平均	エネルギー平均。dB単位の数値を平均する場合に、dB値をパワーに換算して平均をとり、その値を再びdBに換算する。
ヒ素 As	灰色、黄色、黒色の同素体があり、灰色のものがふつうのヒ素で金属光沢がある。大量に摂取すると、急性中毒をおこし死亡することもあるが、水質汚濁の場合に問題となるのは慢性中毒である。少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、嘔吐、腹痛、流涎、肝臓肥大、肝硬変等をおこし、循環器障害で死亡するとされている。 環境基準……0.01mg/ℓ以下 排水基準……0.1mg/ℓ
Pg(ピコグラム)	1兆分の1グラム
PPm PPb=1/1000ppm	濃度を示す単位の記号の1種、百万分中の幾分であることを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されている。水質汚濁では1ℓ中に1mg汚濁物質が存在する場合の濃度を1ppmで示し、大気汚濁では1m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質濃度を1ppmで示す。例えばある物質が1kg中に1mg含まれていると、1ppmとい
PPP polluter Pays Principle	環境汚染防止のコスト（費用）は汚染者が支払うべきであるとの考えであって、一般には汚染者負担の原則といわれている。
富栄養化	海洋や湖沼で栄養塩類の少ないところはプランクトンが少なく、透明度も大きい、このような水域は貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところではプランクトンが多く、透明度が小さい。このような水域を富栄養であるという。汚染その他の影響で貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。水質汚濁は富栄養化を顕著に促進する原因となる。現在では、我国の多くの湖や内湾は水質汚濁によって富栄養化しつつある。富栄養化した湖海では水の華、赤潮と呼ばれるプランクトンの異常発生が起こり、有用な魚介が斃死するなど影響がある。
フェノール類	フェノール、クレゾール、キシレノールなどの総称で、いずれも高濃度では有毒で、毒物および劇物に指定されている。人体影響は皮膚炎症等があり、塩素と化合する異臭を発する。排水基準5mg/ℓ以下。
フッ素 F	空気より重い、特有の刺激的臭気のある淡黄緑色の気体で、水分があると直ちに反応してフッ化水素を生成する。大気汚染防止法の有害物質として定められている。排水基準がフッ素及びフッ素化合物について、施設ごとに1～20mg/Nm ³ の範囲で定められている。



フッ化水素 HF	気体となると空気より軽く、液体となると空気中の水分と反応してフッ化水素酸となるため白煙を生じる。化学反応性に富み、金属の酸化物と反応してフッ化物を形成する。人体に対する影響が問題となったことはあまりないが、一方植物に対しては低濃度でも相当大きな被害を生ずる。大気汚染防止法の有害物質、特産物質として定められて
フッ化建素 SiF4	常温では、無色の空気より重い気体である。水によって加水分解され、フッ化水素を生じる。人体、植物に対する影響はフッ化水素と同じであるが、毒性はやや弱い。大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められている。
浮遊粒子状物質	粉じん、ばいじんのうち粒径が 10μ 以下の物質であり、発生は、自然的なものとして、風による土砂の舞い上り、また、石油系、石炭等のエネルギー燃料の燃焼物の破壊等によるものが掲げられる。呼吸により体内に入るが、特に粒径の小さい物質については、肺胞に降り、溶解性のものであれば血液にとけこまれるが、不溶解のものであると、そのまま肺組織に降り生体に反応をもたらし、塵肺等の症状を呈する。 しかし浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状もあらわれる可能性が強いとされている。緊急時の対象物質として定められている環境基準については、一時同値の1日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下である
浮遊物質 SS=Suspended Solid	水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値 (mg/ℓ) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示す。
ポリ塩化 ビフェニール PCB	無色液体（塩素化の程度に結晶状）の物質であり、不燃性で化学的に安定度が非常に高く、きわめて分解されにくい。PCBの毒性については、劇物ではないが、化学的に非常に安定した物質で、一度、体内にはいったらきわめて分解、排出されにくい蓄積性の高いことがわかっており、人体にとって危険度が高い。 昭和43年カネミライスオイルの使用で、約1,000人について発生した油中毒症の原因物質として有名である。環境基準は排出されないこと。排出基準 $0.003\text{mg}/\ell$
ま行 マイクログラム μg	重量の単位であって、 $1\mu\text{g}=1/1,000\text{mg}=1/1,000,000\text{g}$ の重さである。
マンガン	地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉砕、マンガン塩類を製造するとき、マンガニウム（褐石、 MnO_2 ）により中毒を起こすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になるが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。
無機炭素 IC	水中の炭酸イオン、重炭素イオン及び溶存している炭酸ガスの炭素のことである。



無水硫酸	→ 三酸化イオウ
メタノール CH ₃ OH	メチルアルコール、カルビノール、木精とも呼ばれる。無色透明で流動性があり、揮発性、可燃性及び刺激臭のある液体で毒性がある。飲むと酔うが通常8～20gで失明し、致死量は30～50gといわれる。労働衛生許容濃度200ppm。 メチルアルコール→メタノール
メチルアルコール	→メタノール
メチル水銀	工場廃水としてメチル水銀化合物は、硫酸水銀を触媒とするアセトアルデヒド製造工程で生成し、排水され、魚介類の汚染等で問題となった。水俣地方での水銀中毒事件及び阿賀野川流域で発生した中毒事件はこのメチル水銀が原因とされている。その症状は特異な脳障害、言語・運動障害等を示す。 また、嫌気性細菌による無機水銀のメチル化などがクローズアップされた。→ アルキル水銀
メッシュ	フルイの網目の大きさを表す単位の一つである。アメリカ式では1インチあたりの孔の数（針金の数）で示す。したがってメッシュの数の大きいものほど目の大きさは小さくなる。
メルカプタン	メルカプタンは、メチルメルカプタン、エチルメルカプタン、プロピルメルカプタン等、同類化合物全般を含めた総称名で腐ったたまねぎ、キャベツの臭いを有する物質である。常温では、メチルメルカプタンは気体、エチルメルカプタン、プロピルメルカプタン等は液体である。メチルメルカプタンは、悪臭防止法の規制対象物質に定められている。
有機塩素系化合物	金属機械部品の脱脂、洗浄や塗料用シンナー、ドライクリーニング剤など溶剤として広く使われている有機化合物。発ガン性が指摘されているほか、高濃度の蒸気を吸うと神経を侵す急性毒性があり、飲み下した場合は吐き気、下痢、肝臓障害を起こすといわれる。現在、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1, 1, 1-トリクロロエタンについて暫定基準が設けられている。
有機リン	有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン等、農薬として一般にみられる。人体影響は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、多量の発汗、悪心嘔吐、中毒症で、異常の流涎、瞳孔の縮小、言語障害、視力減退。重症で意識が強くおかされ、全身の痙攣、し尿の失禁等から死にいたる。排水基準、1mg/l以下。
有症率	症状を訴えた者の調査対象者に対する比率をいう。大気汚染に係る健康調査を疫学的に行う場合等に利用される。例えば、一般的に用いられているBMRC方式による呼吸器疾患に関する面接用質問調査では、いくつかの設問に対し訴えたものを慢性気管支炎等の定義に照らし、その有症率をだして、大気汚染に係る健康影響の判断として用いている。なお、年齢構成や喫煙量による影響を是正するために用いられる訂正有症率がある。



溶存酸素量
DO

水中に溶解している分子状酸素をいう。河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下流では下水や工業廃水などの汚物によりBOD、CODが増大し溶存酸素は消費される。したがってDOの量は、水の汚染の度合を示している。純水中における20℃、1気圧の下での飽和溶存酸素量は、約9mg/ℓである。河川、湖沼海域について、比較的水質が良好な場合は7.5mg/ℓとされている。水産用水では、一般にDOの減少が魚介類の死につながることから5mg/ℓ以上といわれ、環境保全は、臭気発生限界の観点から、2mg/ℓ以上とされている。環境基準……河川、湖沼、海域については、何れも2mg/ℓ以上から7.5mg/ℓ以上にわたって定められている。

ら行

硫化水素
H₂S

希薄な場合は腐卵臭の、濃い場合は刺激臭のある無色のガス体、人体影響は、目の刺激による発赤と炎症、咳の刺激性障害に始まり、中毒症状は、頭痛、めまい、興奮、呼吸障害、脈はく切迫があらわれる。更に重症になれば意識不明、痙攣、呼吸麻痺により死に至る。臭いは一般に0.3ppm程度で感知され、100ppm程度までは臭いが強くなるが、200ppm以上になると逆に臭気を感じなくなり、重篤な中毒に至る性格をもっている。100～1,500ppmでは即死する。労働衛生許容度10ppm、悪臭防止法の規制対象物質に、定められている。

硫化メチル
CH₃SCH₃

不快臭をもつ液体で水に不溶で、メタノール、エーテルに可溶する。ヨウ化メチルと硫化カリウムを縮合させてつくる。臭気認知値は0.001～0.01ppmでノリ、海草のようなにおい、キャベツの腐ったよう

硫酸ミスト

亜硫酸ガス（SO₂）が空気中の水分に溶けると亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これの大気中に霧状に存在するものを硫酸ミストという。

六価クロム

環境基準0.05mg/ℓ以下。排水基準0.5mg/ℓ以下。
→ クロム

労働衛生基準

職場での健康障害を予防するための手引として用いられるものである。すなわち労働者が有害物に連日暴露され、感受性が特別に高くなる労働者が1日8時間以内で中等労働をする場合に、空気中の有害物の濃度がこの数値以下であれば健康に有害な影響がほとんどみられないという濃度である。